

官報

号外 平成十九年五月二十四日

○第百六十六回 衆議院會議録 第三十四号

平成十九年五月二十四日(木曜日)

議事日程 第二十八号

平成十九年五月二十四日

午後一時開議

- 第一 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
- 第四 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件
- 第五 職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件
- 第六 株式会社日本政策投資銀行法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

日程第四 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件

日程第六 株式会社日本政策投資銀行法案(内閣提出)
労働契約法案(内閣提出)、労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長西野あきら君。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(西野あきら君登壇)

○西野あきら君 たたいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品廃棄物等の発生量等に関し定期の報告を義務づけることに、再生利用事業計画に位置づけられた食品循環資源の収集または運搬を行う者について一般廃棄物に係る廃棄物処理法の許可を不要とするなど所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、今月十一日本委員会に付託され、十五日に若林環境大臣から提案理由の説明を聴取し、

十八日には参考人から意見を聴取した後、政府に対し質疑を行いました。二十二日に質疑を終局し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第二、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長塩谷立君。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件 外一件

〔塩谷立君登壇〕

○塩谷立君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の健康で文化的な生活にとつて不可欠な基盤である住宅の備えるべき安全性その他の品質または性能を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、建設業者及び宅地建物取引業者に対し、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保を図るため、住宅建設瑕疵担保保証金の供託または住宅瑕疵担保責任保険契約の締結を義務づけること、

第二に、国土交通大臣は、住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保を図るための保険契約の引き受けを行う法人を、住宅瑕疵担保責任保険法人として指定することができること、

第三に、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るための処理体制を整備すること等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日参考人からの意見聴取を行い、二十三日質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第三、外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長上田勇君。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔上田勇君登壇〕

○上田勇君 たいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。昨年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した

旨の発表を初めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして、外国為替及び外国貿易法第十條第一項に基づき、十月十四日から半年間実施された北朝鮮からのすべての貨物の輸入を禁止する等の措置について、本年四月十日の閣議において、これを継続することが決定されました。本件は、四月十四日以降も継続して当該措置を講じたことについて、同法第十條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本委員会においては、五月十一日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を行った後、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第四 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第四、千九百七十二年

の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件、日程第五、職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長山口泰明君。

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書
職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔山口泰明君登壇〕

○山口泰明君 たいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、ロンドン条約千九百九十六年議定書について申し上げます。

船舶等からの投棄による海洋汚染の防止を目的として、昭和四十七年、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が採択されました。その後も、条約の定める防止措置を強化するための改正が行われてまいりましたが、海洋環境の保全に対する国際社会の関心の高まりを背景に、新たな防止の仕組みを構築するための議論が行われました結果、平成八年十一月七日、ロンドンで開催された条約の締約国特別会議において本

議定書が採択されました。

本議定書の主な内容は、

締約国は、船舶等からの海洋投棄を原則として禁止すること、

例外として海洋投棄が認められる廃棄物等についても、厳格な条件のもとでのみ許可すること、廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止すること、

投棄または海洋における焼却のため、廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならないこと

等であります。

次に、職業安全衛生枠組み条約について申し上げます。

近年、労働災害が世界的に増加傾向にある中、労働安全衛生分野の取り組みについてより一貫性のある対策を可能にするため、安全、健康に関する危害防止の文化の発展などが重要であるという認識が高まっております。このため、本条約は、職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進するための枠組み条約として、平成十八年の第九十五回ILO総会において採択されたものであります。

本条約の主な内容は、

加盟国は、安全及び健康に関する危害防止の文化を促進すること、

国内政策、国内制度、国内計画を定めることにより、職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進すること

等であります。

両件は、去る五月十五日外務委員会に付託され、翌十六日麻生外務大臣から提案理由の説明を

聴取し、二十三日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第六 株式会社日本政策投資銀行法案

(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第六、株式会社日本政策投資銀行法案を議題といたします。

策投資銀行法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。財務金融委員長伊藤達也君。

株式会社日本政策投資銀行法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤達也君登壇〕

○伊藤達也君 たいいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、行政改革推進法に基づき、日本政策投資銀行を完全民営化するとともに、その長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持するため、

日本政策投資銀行を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

本案は、去る四月二十五日当委員会に付託され、二十七日尾身財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月八日より質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。これを許します。三谷光男君。

〔三谷光男君登壇〕

○三谷光男君 民主党の三谷光男です。

民主党・無所属クラブを代表して、たいいま議題となりました株式会社日本政策投資銀行法案に対し、反対の立場から討論を行います。(拍手)

この法案に反対する理由の第一は、この法案の中にしたためられている日本政策投資銀行の完全民営化は、国民のためにならない完全民営化だという点であります。

民間にできることは民間にという議論は、公的機関の効率化を図ることは国民の多くが望むことでもあり、大いに賛成です。そして、国会においても丁寧な審議を重ねてまいりました。

長期の事業資金を必要とする電力、鉄道、港湾、まちづくりなど、国民生活を支える事業は、大型で、かつ多額の資金を要することから、長期、固定、そして低利の資金を前提に事業が行われてきました。完全民営化後は、こうした融資が円滑には行われず、国民生活の便益は、むしろ不

利益の方が大きくなるおそれが明らかになりました。

これらの事業に対しては、別途新たに補助金や利子補給の形で、法的な措置を含め手当てすることが審議の中で明らかになりました。政策投資銀行の試算では、二十年間で約四千三百億円、新たに国庫から持ち出さなければならぬことが明らかになりました。財政の健全化に資するという意味では、全く逆の財政負担増になるわけでありまして、これは本末転倒な話です。完全民営化につき合いをする代償は余りに大きいと言わざるを得ません。

反対理由の二つ目ですが、日本政策投資銀行は、これまでに、そして現在も、その役割を十分に果たしている点であります。

長期での事業資金提供という政策使命を果たしつつ、必要経費において国庫負担は受けておりません。受けずに事業運営を行っております。逆に、累計七千億円を超える国庫納付を重ね、ほぼ毎年財政に貢献しているというのがその状況であります。

とにかく完全民営化だというのはなくて、財投出口改革におつき合いをして民営化をしようというのであるならば、せめて、国民経済にとって利益の方が大きいのか、不利益の方が大きいのか、慎重に検討を行った上で、この国会の審議の場に付すべきなのではないでしょうか。

反対理由の最後に、閣議決定と法律が矛盾をしている点であります。

我が国の金融市場における長期の事業資金の調達の方について、ユーザーによる起債や民間金融機関の新規参入など、さまざまな資金調達が考えられる中で、政府も、恐らくこうした流れを

受け、平成十七年十二月の閣議で、政策金融として行う必要がなくなったと決定したのではないでしようか。

ところが、平成十八年、昨年の行革推進法においては一転して、政投銀の有する長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されることになるような必要な措置を講ずると、完全民営化を決定された、民間銀行となる政投銀にその機能を負わせることになりました。

結局、これまでの事業の継続性を担保せざるを得ない、その一方で、では完全民営化してどのようなビジネスモデルの銀行が成り立つのか見当もつかない、本当に成り立っていくのかどうかすらかからない、このように矛盾した、そして全く見通しなしの内容では、この法律に反対をせざるを得ません。

そして、日本政策投資銀行もいことばかりをやっているわけではありません。今も、JAL向け融資など、政投銀が行うには疑問と思わざるを得ない問題、課題もございます。完全民営化後は、こうした問題に対して国会のチェックも全くなりかねなくなることも、この反対理由の一つであります。

完全民営化という決められたレールの上を窮屈に走るのはなくて、効率化という命題に資する、そして国民経済に本当に資する日本政策投資銀行のあり方をもう一度真剣に議論し直すことを強く求め、私の反対討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

労働契約法案(内閣提出)、労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案及び最低賃金法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣柳澤伯夫君。

(国務大臣柳澤伯夫君登壇)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案及び最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、労働契約法案について申し上げます。

就業形態や就業意識の多様化等が進み、個別労働関係紛争が増加しているという状況のもとで、労使双方が安心、納得した上で多様な働き方を実現できるよう、体系的でわかりやすいルールを整備することが重要な課題となっております。

このため、労働者及び使用者の自主的な交渉のもとで、労働契約が円滑に継続することを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資するための基本的なルールを法制化するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、労働契約に関する原則について、労働契約は労働者と使用者が対等の立場により締結、変更すべきものであること等を定めることとしております。

第二に、労働契約の成立及び変更に係るルールについて、労働契約は、労働者及び使用者の合意によって成立し、または変更される旨を明確にすることとしております。その上で、現に広く用いられている就業規則と労働契約との関係を明らかにすることとしております。具体的には、使用者が、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益になるように労働契約の内容を変更することができない旨を定めるとともに、就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を周知させ、かつ、就業規則の変更が合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、変更後の就業規則に定めるところによるものとするにととしております。

第三に、使用者の権利の濫用に当たる出向命令や懲戒は無効となることを明確にすることとしております。

第四に、期間の定めのある労働契約について、使用者は、必要以上に短い契約期間を定めた上で反復更新することのないよう配慮しなければならぬこと等を定めることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

次に、労働基準法の一部を改正する法律案について申し上げます。

少子高齢化が進行し労働力人口が減少する中で、子育て世代の男性を中心に、長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、長時間労働を抑制し、仕事と生活の調和がとれた社会を実現する観点から、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、時間外労働に関する見直しとして、特に長い時間外労働を抑制するため、一カ月について八十時間を超えて時間外労働をさせた場合には、その超えた時間の労働について、法定割増し賃金率を五割に引き上げること等とし、さらに、労使協定により、法定割増し賃金率の引き上げ分の割増し賃金の支払いにかえて、有給の休暇を与えることができることとしております。

なお、中小事業主については、法定割増し賃金率の引き上げを猶予することとしております。

第二に、年次有給休暇の見直しとして、年次有給休暇を有効に活用できるようにするため、労使協定により、年次有給休暇について五日の範囲内で時間を単位として取得することができることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

次に、最低賃金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度については、賃金の低廉な労働者の労働条件の支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となっております。このため、最低賃金制度について、社会経済情勢の変化に対応

し、必要な見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、地域別最低賃金については、あまねく全国各地域について決定されなければならないこととするともに、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならないものとし、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするとしております。

さらに、地域別最低賃金の実効性を確保する観点から、その不払いに係る罰金額の上限を五十万円に引き上げることとしております。

第二に、産業別最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網とは別の役割を果たすものとして、関係労使の申し出を契機として決定されるものとし、最低賃金法の罰則は適用しないこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

労働契約法案(内閣提出)、労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対し

して質疑の通告があります。順次これを許します。園田康博君。

(園田康博君登壇)

○園田康博君 民主党の園田康博でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたします。た、たいま議題となりました内閣提出、労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案、最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

質問に入ります前に、一言申し上げておきたいと存じます。

今回のこの議題設定につきましては、全会一致が慣例の議院運営委員会において、強行に採決されたものであるというふうに出ております。また、今国会における職権開会とは、委員会においては実に三十七回も職権において開会をされております。言語道断、国会軽視も甚だしく、数に物を言わせるのはいいかげんにしていただきたい。さらに、明日の厚生労働委員会において、国民の消えた年金問題の解明と解決を先送りにして、強行に採決をしようとしている。その宙に浮いた五千万件、国民年金の五千万件については、管理責任者として社会保障庁のミスであります。この社会保障庁のミスをそのままにしておいて強行採決をするなど、言語道断であります。そのことを強く抗議させていただきますと思います。

さて、質問に入りたいと思います。バブル崩壊後に長引いた不景気の影響で、企業が一時的な労働コストの削減を進めた結果、パート、派遣、有期契約といった非正規雇用の割合が働く人の三割以上にまでふえ、正規雇用との待遇の格差の拡大が社会問題となっております。しかし、政府は格差是正に真正面から取り組もうとせず、一連の再チャレンジ法案は甚だ不十分であります。

そこで、民主党は今国会に格差是正緊急措置法案を提出いたしました。政府・与党は審議もしようとしないので、仕方なく私たちは、個別法案として、すべてのパート労働者を対象とし正規社員と均等待遇を推進するパート労働法改正案、雇政策の基本方針と基本施策を定める雇用基本法案、募集・採用における年齢差別禁止法案、就職氷河期に社会に出た人を対象とし就労の安定化を集中的に推進する若年者就労支援法案、そして最低賃金を労働者が生計を立てられる水準に引き上げるための最低賃金法改正案を提出してきまして、

以下、本日議題となっている政府提出の三法案にも問題が山積しているという認識のもと、質問をさせていただきます。

まず、労働契約法案についてお尋ねいたします。

我が国は働く人の八割を給与所得者が占める雇用社会でございますが、近年、雇用就労形態の多様化や転職の増加に伴い、労働条件が個別に決定され、一方的に労働条件を変更されるなどのトラブルになるケースも多くなっております。そのうち、問題が生じた場合、労使当事者が労働審判など紛争解決機関において迅速に自主的に解決し、個別の労働紛争を未然に防ぐための体系的な法律が、これまでの日本社会には欠けておりました。労働契約における公正かつ透明な民事上のルールを明確にする労働契約法であります。

この労働分野の民法とも言える労働契約法に対しては、二〇〇三年の労働基準法改正時以来、大きな期待が寄せられていましたが、今回政府が提

出した労働契約法案は、二〇〇五年九月に今後の労働契約法制の在り方に関する研究会が取りまとめた報告書に比べて内容が乏しく、せつかく二十一世紀の雇用社会にふさわしい新法をつくるというのに意気込みと熱意が感じられないばかりか、目指すべき内容からほど遠いといえるように思います。なぜこんな薄っぺらな法案になったのか、大臣の御説明を受けたかと思っております。

その上で、法案の内容について一点のみお伺いいたします。就業規則の取り扱いについてであります。

私どもの社会において、契約の基礎にあるのは、契約をする両当事者の合意であります。労働契約も例外ではありません。会社とそこで働く労働者が話し合つて合意することが労働契約の基礎にあるべきであり、それがなければなりません。労働契約法とは、労働契約の締結から終了までのあらゆる場面において、労使が対等の立場で協議し、交渉し、合意するためにはどのような内容であるべきかという大命題が常に基礎になければなりません。

特に労働契約は、その契約の途中でさまざまな形で変更されることが想定されますが、契約である以上、使用者による一方的な労働条件の変更はできないのは当たり前にございます。労働条件が切り下げられる場合はなおさらでございます。その意味で、労働契約法を考へるときには、使用者が事実上一方的に決める就業規則は労使で合意したものでないという認識からスタートしなければなりません。

ところが、政府は、この使用者が一方的に決める就業規則の扱いが極めて雑でございます。それは、法案要綱を法案にする際、就業規則の周知の

問題について、簡単に文言を変えてしまったところにあられています。仮に百歩譲って従来の判例法理に沿ったとしても、就業規則の周知が問題となる場合は、既に就業規則が存在している場合に限定されています。にもかかわらず、法案要綱は、聞いてくださいよ、「使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする」とことなっていたのに、法案第七条は「就業規則を労働者に周知させた場合には」と変わってしまいました。おわかりでしょうか。

その結果、変更された政府案では、労働者数が十人未満であつて労働基準法による就業規則の作成義務がなく、就業規則が作成されていなかった事業場において、それまでの労働条件を切り下げのために新たに就業規則を制定してこれを周知すれば、それができてしまうと解釈できるものでございます。これでは合意に基づく労働契約とは言えないのは明らかであります。政府は、法案も要綱案も意味が同じだと回答をしておりますが、それでは、あえてあいまいな文言に変更したのはなぜでしょうか。そして、なぜ法案要綱で踏ん張れなかったのか、厚生労働大臣の姿勢をお尋ねいたします。

次に、労働基準法改正についてお伺いします。長引いた不景気を背景に、企業の人員削減が進んだあげく、会社に残った社員は仕事量がふえ、長時間労働がふえています。働き盛りの三十代は四人に一人は週六十時間以上の労働時間となっており、二〇〇六年六月の調査においても、正社員の四二％がサービス残業をしております。平均で月三十四時間を超えたと回答もしているんです。

仕事上のストレスによる精神障害になり、二〇〇六年度に労災認定を受けた人も前年度の一・六倍の二〇五人に急増し、未遂を含めて過労自殺が六十六人にも上つています。過労による脳出血や心筋梗塞などで労災認定された人は二年連続で増加し、三百五十五人に達しました。このうち、九割に当たる三百二十三人が長期の過重業務を理由に認定されており、発症前の一月から六カ月間における月平均の残業時間が百時間以上の人が六割を占めていました。長時間労働は、確実に心身の健康をむしばみ、人間らしく生きる時間を容赦なく奪います。これでは、ワークライフバランスなど夢のまた夢、到底実現できるはずがありません。

企業は、長時間労働に歯止めをかけるため、所定時間内に業務が終わるよう業務の効率化を推進していくべきでございますが、やむを得ず残業を行う場合は、労働者の健康に配慮しつつ、公正な賃金が支払われなければなりません。そうした観点から、民主党は、所定労働時間が週四十時間を超えた場合の割り増し賃金率を国際水準の五〇％にまで引き上げるべきだと主張しています。

これに対して政府案は、時間外手当の割り増し率が現行では二五％のところ、時間外労働が月に八十時間を超えた場合に限って五〇％に引き上げることを義務づけるだけで、残業に歯止めをかけるものではなくありません。月八十時間は過労死ラインと言われ、健康を害する危険性が極めて高いと厚生労働省自身も認めている水準でございませう。体と心を壊すほど長時間労働をした人しか五〇％の割り増し賃金の対象とならないのは、本末転倒ではありませんか。

時間を超える場合に規定した理由は何でしょうか。また、月四十五時間を超える場合の割り増し賃金引き上げの努力義務でどの程度の引き上げが期待できるのでしょうか。私は、何の強制力もなく、絵にかいたもちだと考えますが、厚生労働大臣の御所見をお伺いします。

次に、最低賃金の改正について伺います。地域別最低賃金は毎年一元から五元程度しか引き上げられておらず、我が国の最低賃金水準は、他の先進諸国に比べても低い水準に抑えられたままでございます。地域によつては、最低賃金が生活保護水準を下回っており、生計が立てられない貧困層の拡大を招いています。

新聞各紙はワーキングプアなどと上品な片仮名を使つておりますが、これは日本語に訳せば、働いても貧乏ということでありませう。まじめに働いても暮らしていけない、結婚できない、将来の展望が持てずその日暮らしを続けるしかない社会は、貧乏な国でございます。すなわち、政府案が行き着くところは、美しい国ではなく、貧乏の国・日本を目指していると言わざるを得ません。大臣、ネットカフェに行つたことはございますでしょうか。私は昨日、ネットカフェのその実態、若者の実態を現場で見なければならぬと思ひ、実際に見てまいりました。そこには、日雇い派遣という形で、一日六千円から八千円の給料で生計を立てているものの、アパートを賃貸する初期費用六カ月分をためることができず、ネットカフェ、あるいは最近ではハンバーガーショップなどで一夜を過ごす若者がふえていると言われ、ネットカフェ難民という言葉まで生まれています。このような若者がどのくらいいるのか、その実態と、また、そのような若者を生んでいる社会

について大臣はどう思われますでしょうか。御感想をお伺いいたします。

さて、法案についてお伺いする前に、政府の御見解を明確にしておかなければなりません。

昨今、規制改革会議から、不用意に最低賃金を引き上げると、その賃金に見合う生産性を発揮できない労働者の失業をもたらすという、最低賃金の引き上げに慎重な意見が発表されたところであります。今、こうして最低賃金の改正案がまさに国会審議に入ろうというときに、政府の規制改革会議から意見書が発表されたとするならば、これは見過ごすことはできません。さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議で、最低賃金の中長期的な引き上げ方針を協議することになったそうでありませう。

一体、政府は最低賃金を引き上げるのでしょうか、引き下げるのでしょうか、どつちなんですか、答えてください。規制改革会議のペーパーを読めば、政府は、貧乏人はもっと貧乏になれと言つていて、格差は正など単なるポーズだったとしか見えません。最低賃金政策の決定権がだれにあるのかも含めて、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

民主党の考えでは、最低賃金の原則を労働者及びその家族の生計費を基本とするとしておりますが、政府案において、最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とすること、これを取り入れるお考えがあるかどうか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

政府案は、地域別最低賃金の原則として「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」としてありますが、この改正により、加重平均で時給四十九

円になるという厚生労働省の試算が報道されています。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれぞれ出してくるたびに、バナナのたき売りではございせんが、例えば最賃の相場が引き上がるような報道がなされており、それはそれで結構でございますが、格差は正に本気で取り組むのは民主党の方なのか、政府・与党なのか。どんなに競つてみたとしても、私も民主党の方が真剣であり、政府・与党は単なるポーズにすぎないということを最後に指摘をさせていただきます。私、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣 柳澤伯夫君 園田議員にお答え申し上げます。

最初は、今回の労働契約法案は、内容が不十分なものではないかとお尋ねでございました。

個々の労働者と使用者との間の紛争が増加基調にある中で、労働者が安心、納得して働くことができるよう、労働契約に関する基本的なルールを定めることは、目下重要な課題でございます。

今回の労働契約法案は、御指摘の二〇〇五年九月の研究会の報告書に盛り込まれていたあらゆる場面を完全に網羅したものではありませんが、それは、労働の現場において紛争が生じている問題を中心に、労働契約における労使対等の立場での合意の原則や、労働契約を変更する場合に遵守すべきルールなどを定めることによって使用者の合理的な行動を促し、労働者が安心、納得して働けるようにすることを目指したものでありまして、この点、御理解をいただきたいと思います。

就業規則の新規作成により、使用者が自由に労働契約の内容を変更することができることとなるのではないかと御疑問の提示がございました。御指摘のように、これまで就業規則を制定していなかった企業におきまして、新たに就業規則を制定した場合につきまして、第七条の規定は適用されることとなると考えております。

ただし、個別具体的な判断によりますが、一般的には、就業規則がなかった場合、既に就業していた労働者との間では、個別の合意で労働条件を決定していることが多いと考えられるところでございします。このような場合には、第七条ただし書きにより、その合意が優先されることとなるため、御懸念のように、使用者が就業規則の新規作成によって自由に労働条件を変更するというようなことはないと考えております。

法律案の文言を、要綱に比べ変更した理由につきましては、「周知させていた」では第十条の法的効果の発生時点が不明確であるということのため、時点を明確にするため「周知させていた」としたものであります。

法定割り増し賃金率の引き上げの基準についてお尋ねがありました。

今回の労働基準法改正法案では、月八十時間を超える時間外労働について、法定割り増し賃金率を五割に引き上げております。

これは、一つは、長時間労働の実態を見ますと、週六十時間、これでありまして月八十七時間の時間外労働ということになります。これを超えて働いている者が子育て世代の男性の約五分の一を占めること、二つには、労働時間が週六十時間以上になると、労働時間の長さについてかなり長いという意識を持つ労働者が最も多くなること、三つは、労働安全衛生法において、週四十時間を超える労働が月百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対しては、医師による面接指導の実施が使用者の義務とされていること等を考慮して提案させていただいたものでございします。

次に、限度基準告示における努力義務の効果についてお尋ねがありました。

時間外労働の限度時間の目安を定める限度基準告示につきましては、労働基準法に労使の遵守義務及び行政官庁による助言指導が規定されておまして、これに基づき、時間外労働協定の労働基準監督署への届け出、さらには事業場への監督指導の際に、必要な指導を行い、その履行確保を図っていくこととなっております。このことによりまして、時間外労働の抑制を実効的に図ってまいりたいと考えております。

次に、いわゆるネットカフェ難民についてお尋ねがありました。

この問題に的確に対応するためには、まずその実態を把握することが重要であります。これらの労働者は、その外見から一般の利用者と区別がつかないことなどから把握が困難な面があるため、関係者と調整を図りながら的確な把握方法を見出し、早急に実態調査を行ってまいれる所存であります。

これらの者に対する対策につきましては、把握された実態を踏まえて具体的に検討する予定であります。これらの者には、まず、住居を確保するための相談、支援を行うとともに、より安定的な就業機会を確保するための支援を行っていくことが課題であると考えております。

のお尋ねがありました。

お尋ねの規制改革会議の意見書とは、去る五月二十一日、規制改革会議再チャレンジワーキンググループ労働タスクフォースが公表したものであるとお聞きいたしました。当該記述は、現時点における同タスクフォースの考え方として、不用意な引き上げということが起こった場合について意見を述べたものと理解しております。

厚生労働省といたしましては、最低賃金法改正法案を成立させていただいた際には、改正法の趣旨を踏まえ、最低賃金の引き上げを図ってまいれる所存であります。

なお、最低賃金は、最低賃金審議会の意見を聞いて、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定するものとなっております。

労働者の家族も考慮した最低賃金の決定に関するお尋ねがありました。

労働者の生計費とは、労働者の生活のために必要な費用をいうものであります。具体的などのような労働者を前提とするのかについては、最低賃金の決定の仕方と密接に関連する問題であります。

現在決定されている地域別最低賃金は、年齢階層にかかわらず一律に決定され、単身労働者も扶養家族を有する労働者もいずれも対象としており、また、一般的には賃金カーブは入職時が最も低くその後上昇していくこととございします。このようにしたことを前提とするならば、最低賃金の決定に当たって、直接参考とするのは若年単身労働者の生計費とすることが適当と考えております。

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがございました。

今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することとしたしております。生活保護に係る施策との整合性の具体的なあり方は、最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。

また、地域別最低賃金の具体的な水準は、中央最低賃金審議会の議論も踏まえ、地方最低賃金審議会において、生計費、賃金及び賃金支払い能力の三つの決定基準に基づき、地域の実情を含め、さまざまな要素を総合的に勘案して審議を行い、決定されるものであります。

御指摘の報道の内容は、現在の最低賃金の水準と生活保護の水準との機械的な一つの比較を示したものと考えております。

いずれにいたしましても、今回の法案が成立した暁には、最低賃金審議会におきまして法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとしたしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 江田康幸君。

(江田康幸君登壇)

○江田康幸君 公明党の江田康幸でございます。私は、ただいま議題となりました労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案及び最低賃金法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、公明党を代表して質問をいたします。(拍手)

近年の我が国の労働関係を取り巻く状況を見ますと、長期的な観点で見れば、少子高齢化がますます進行しているという問題があり、その要因の一つである出生率低下の根底には、働き方の問題

があると考えます。

現在、我が国の労働市場は、労働時間が短く賃金が低い雇用と労働時間が長く賃金が高い雇用に二極化されており、このことが長時間労働が困難な女性や高齢者の働く場を制約し、一方で、画一的な長時間労働への拘束に耐えられない若者たちがフリーターや無業者となるケースをふやしていると考えます。

我が国が今後も引き続き経済活力を維持していくためには、我が国の働く方々が、老若男女を問わず、充実した職業生活を営みつつ、家庭や地域などにおける生活も職業生活と調和のとれた形で送ることができるよう環境づくり、ワークライフバランスが重要であると考えます。また、そうした働き方の前提として、働く方々が安心して納得して働くことができる環境づくりも重要であると考えます。

このような考えのもとで、順次質問をいたします。

まず、最低賃金法改正法案について御質問します。

最低賃金制度は、すべての労働者の賃金を下支えするセーフティネットとして極めて重要な役割を果たしているところであり、就業形態が多様化する中で、その重要性はさらに増しているものと考えます。

ところで、現在、地域別最低賃金は都道府県ごとに決定されておりますが、地域によっては、最低賃金でフルタイム働いても、生活保護水準以下の収入しか得られない場合もあると伺います。このことは、最低限度の生活を保障するという観点やモラルハザードの観点から大きな問題であり、就労に対するインセンティブが働かないものと考

えます。

こうした問題に関し、労働者の賃金の底上げを図るべく、最低賃金制度がより一層セーフティネットとして十分に機能する必要があると考えておりますが、今回の改正法案においてはどのような対応しようとしているのか、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

次に、あるべき最低賃金の姿についてお尋ねいたします。

現在、地域別最低賃金の水準は、全国加重平均で六百七十三円と聞いております。これについて、全国最低賃金を導入すべきとの意見や、全国平均で千円を目指すというような意見があり、これを実現させるため、民主党案では、最低賃金の決定基準から賃金支払い能力を取り払っております。

このような主張は耳ざわりがよく、またわかりやすくもあるのですが、最低賃金は国が罰則をもつすべての労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであることにかんがみれば、企業の賃金支払い能力を無視して、最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるとなりますと、中小企業の事業経営を圧迫し、反発を招くのは明白であります。

また、我が国の実情を見ると、賃金や物価水準等について地域格差が大きく存在し、地域の経済状況にも差が見られるところであります。

全国最低賃金を導入すべきという主張や、地域別最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるべきといった主張について、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

次に、労働基準法改正法案について御質問をいたします。

我が国の労働者の働き方を見ると、全労働者の十人に一人が週六十時間を超えて働いており、特に、子育て世代である三十代の男性については、五人に一人が週六十時間を超えて働いているという状況でございます。

少子化が進行する中で、我が国の労働者が、家庭生活を初めとする生活のための時間を十分確保しながら働くことができるような社会、ワークライフバランスを図ることができるよう社会を実現することが重要となっておりますが、週六十時間労働、すなわち毎日毎日、夜の十時まで残業を続け、疲れ果ててあとは帰って寝るだけというような生活では、子育てへの参加などワークライフバランスの実現はおぼつきません。

公明党としても、昨年四月に、割り増し賃金率引き上げ等による長時間労働の是正等を内容とする少子社会トータルプランを公表するなど、累次にわたってワークライフバランスの実現のための長時間労働の抑制の必要性を訴えてまいりました。

また、公明党は、長時間労働の是正を進めるに当たっては、中小企業の立場も慎重に考慮し、助成金制度などにより事業主負担の軽減にも配慮すべきと主張してまいりました。

そこで、今回御提案されている労働基準法の一部を改正する法律案は、長時間労働の抑制についてどのように取り組んでいく内容となっているのか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

また、今回の改正では、年次有給休暇について一定の場合に時間単位での取得を認める内容が盛り込まれております。我が国における年次有給休暇の取得率は五割を切っていますが、その一因として、職場環境による労働者の気兼ねなどが指摘

されています。一方、丸一日休暇をとることもないような子供の学校の行事などに合わせ、年次有給休暇制度をもう少し細かく、使いやすいものに改めることもワークライフバランスの実現の観点から有用であると考えます。

本法案は、年次有給休暇の取得率が低いなどの状況を少しでも改善するものと期待しておりますが、今回の年次有給休暇制度の改正の趣旨を厚生労働大臣にお伺いをいたします。

次に、労働契約法案について御質問をいたします。

近年、労働者の就業形態が多様化し、労働条件の個別化が進展するに伴って、個々の労働者と使用者との間の労働条件をめぐる紛争も増加しております。このため、より迅速に解決を図るための手続として、都道府県労働局によるあっせん制度が設けられましたが、相談件数は年々増加傾向にあります。

こうした膨大な紛争を未然に防止するためには、紛争解決の手続を整備するだけではなく、そもそも、労働者にとって不合理な労務管理が行われることによって紛争が発生しないよう、労働契約に関する基本的なルールを整備することが必要であります。

ところが、我が国においては、個々の労働者と使用者との間の労働契約について、その民事的ルールを体系的に定めた法律は存在せず、判例法理という裁判所のルールに依存している状況です。

今こそ、労働契約に関する基本的なルールを整備して、労働者が安心して働くことができるようにすることが必要と考えますが、今回御提案されている労働契約法案は、そうした内容の法案に

なっているのでしょうか。その御提案の趣旨を厚生労働大臣にお伺いをいたします。

また、就業形態が多様化する中で、有期労働契約で働く者も年々増加しております。そうした有期労働契約者は、正社員でないがゆえに不安定な雇用であると考えられ、契約更新をめぐる紛争も発生しております。

今回御提案されている労働契約法案においては、有期労働契約が良好な雇用形態として活用されるようにするための方策として、どのようなものが盛り込まれているのでしょうか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

冒頭にも申し上げたとおり、現在、我が国の働き方は、正社員を中心とした労働時間が長く賃金の高い雇用と、非正社員を中心とした労働時間が短く賃金が低い雇用に二極化されている状況にあります。

今回の三法案により、最低賃金の底上げ、長時間労働の抑制、労働契約ルールの明確化を図ることを通じて、こうした我が国の働き方の状況を見直すことが、少子社会においてすべての人が安心、納得して働くことができる環境づくりにとって喫緊の課題であると強く申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 江田議員にお答えいたします前に、先ほどの園田康博議員に対する答弁の中で、私、発音が悪かったのか、あるいは条文を取り違えたようでございまして、訂正をさせていただきます。

先ほど、労働契約の内容と就業規則との関係につきましてお答えをする際に、本来第七条と云うべきところを第十条と申し上げたかと思えます。

それからまた、そもその問題につきまして、要綱で「周知させていた」というものを法文において「周知させた」というふうに変更した点について御質疑をいただいたわけで、私としてもその理由を説明させていただいたところでございますが、ちよつと発音が悪くて、お取り違えがあるかもしれないということから、まことに、おわびをして訂正をさせていただきます。

それでは、江田議員にお答え申し上げます。最初に、最低賃金の機能強化に関するお尋ねがございました。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の支えとして重要なものと認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後ともセーフティネットとして一層適切に機能することが求められている、このように考えております。

このため、最低賃金法改正案におきましては、地域別最低賃金について、一つ、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定すること、二つ、不払いに係る罰金額の上限を五十万円に引き上げることとしたしております。

次に、最低賃金の決定に当たつての考え方に關するお尋ねがございました。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものでありますが、地域によつて物価水準等に差があり、生計費も異なることから、その最低限度の水準についても、地域によつて差があるものと考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えます。

また、地域別最低賃金を例えば千円へ引き上げるなど、急に大幅に引き上げることについては、

中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえつて雇用が失われる面もあり、非現実的と考えております。

次に、長時間労働の抑制対策についてお尋ねがありました。

最近の総労働時間の推移を見ましても、労働者の長時間労働が常態化しており、その抑制を図ることにより、仕事と生活の調和がとれた社会を実現することが重要な課題と考えております。

このため、公明党の御主張も踏まえ、一つ、今回の労働基準法の改正法案においては、中小企業にも配慮しつつ、月八十時間を超える時間外労働について法定割増し賃金率を五割に引き上げるとともに、二つ、また、告示を改正し、そこで定められた限度時間を超える労働時間をできるだけ短くするよう労使双方に努力義務を課し、三つ、あわせて、時間外労働の削減に積極的に取り組む中小企業に対し助成金を支給するという制度を創設する等の取り組みをしてまいりたいと考えております。

年次有給休暇制度の改正の趣旨についてお尋ねがありました。

労働基準法に定める年次有給休暇につきましては、特に子育て世代の女性から、子供の学校の行事や通院に対応するため、時間単位の取得の希望があったことを踏まえ、五日を上限として、これを可能とすることとしたしております。

これによりまして、年次有給休暇を多様な目的で有効に活用できるようになり、労働者のワークライフバランスの実現にも資するものと考えております。

労働契約法案の趣旨についてお尋ねがありました。

江田議員御指摘のとおり、労働に関する紛争が増加基調にあり、労働者が安心して働くことができるよう、労働契約に関するルールを明確にすることが必要と認識しております。

このため、労働契約法案では、労使が労働契約を締結する際には両者が対等の立場における合意に基づくべきという原則、理念や、労働契約の成立及び変更は労使当事者の合意が原則であり、就業規則による労働条件の変更は合理的なものであることを要する等、労働契約に関する基本的なルールを明らかにすることとしております。

これによりまして、労働契約に関する基本的なルールが周知され、紛争の未然防止が図られることになり、労働者が安心、納得して働く条件が整うものと考えております。

有期労働契約についてお尋ねがございました。有期労働契約については、使用者のみならず労働者のニーズもありますことから、私も、議員御指摘のとおり、有期労働契約が良好な雇用形態となりますよう、そういうことを実現することが重要であると認識しております。

有期労働契約の実態を見ますと、契約更新時など契約の終了場面において紛争が多く発生しておりますので、今回の労働契約法案におきましては、契約期間を必要以上に短く定め、それを反復更新するといったことがないよう配慮を求めるなどの規定を設けております。

これによりまして、有期契約労働者が安心して働くことができるようになるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、労働関連三法案について質問いたします。(拍手)

今日、雇用、労働をめぐる最大の問題は、多くの労働者が低賃金、長時間労働、不安定雇用を強いられていることです。財界、大企業が、利潤追求のため、コスト削減と称してリストラや雇用の非正規化を進めるも、ワーキングプアなど働く貧困層が拡大しているのです。この十数年来、労働法制の規制緩和を進めてきた政府の責任をどう考えているのですか。厚生労働大臣の答弁を求めます。

今回の労働三法案の提出をめぐっては、ホワイトカラーエグゼンプションが重大な議論になりました。残業代ゼロ法案という国民の厳しい批判を受け、政府は法案に盛り込むことを断念したのであります。

ところが、経済財政諮問会議の八代尚宏氏は、この四月、労働市場改革専門調査会の第一次報告をまとめるに当たって、ホワイトカラーエグゼンプションの導入を改めて主張しているのであります。これは、参議院選挙後にも導入しようという考えなのではありませんか。官房長官、内閣としての見解をはつきりとお答えください。

さらに重大なことは、五月二十一日に、規制改革会議が労働法制のさらなる規制緩和を打ち出したことです。不当な理由であっても金銭さえ払えば解雇できる制度を初め、派遣労働における業種の拡大や派遣期間の制限の撤廃など、労働者保護のために辛うじて残っている仕組みさえことごとく撤廃する内容であり、言語道断であります。一昨日、柳澤厚生労働大臣は参議院で、政府の

方向性と全く違う、適切さを全く欠いていると答弁しましたが、安倍内閣として、規制改革会議の報告書が明らかにしている方向はとらえないと断言すべきです。官房長官並びに厚生労働大臣の答弁を求めます。

次に、法案に即して厚生労働大臣に質問します。

今回の労働基準法改正案は、長時間労働を是正するためとして、時間外労働の割り増し率引き上げなどを盛り込んでいます。しかし、この十数年来、労働時間は二千時間を超えたまま横ばいとなっており、有給休暇の取得率も年々低下しています。昨年度、長時間労働や仕事のストレスなど、過労が原因の自殺で労災認定を受けた人が六十六人と過去最多となっており、長時間労働は一向に改善されていないのが実態です。長時間労働を是正するために最も肝心なのは、残業時間を法的に規制することです。なぜそれを行わないのですか。

労働契約法案は、労働契約の締結や変更について、労働者と使用者が対等な立場で合意すること原則としています。ところが、使用者が一方的に定める就業規則の変更が労働者にとって不利益であっても、労働者の合意は必要ないとしています。これでは、労使が対等の立場だと言えるのですか。

労働契約に関する重大な問題は、派遣労働やパートなどの非正規労働者が、恒常的かつ基幹的な業務を担っているにもかかわらず、短期間の雇用契約を繰り返す、不安定な働き方を押しつけられていることにあります。この法案で、こうした実態が改善されるのですか。明確にお答えください。

最後に、最低賃金の問題です。

現行の最低賃金は、全国十一都道府県で、生活保護水準さえ下回っているのが現状です。こんなことが放置されていいはずはありません。最低賃金の決定権は国にあります。こんなに低レベルにとどめてきた責任は極めて重大です。一体、今回の法改正で、最低賃金が幾ら引き上げられるのですか。

今必要なことは、全労連や連合を初め多くの労働者、国民が求めているように、全国どこでも時給千円以上に引き上げることではありませんか。明確な答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 笠井議員にお答えを申し上げます。

まず、自己管理型労働制についてお尋ねがございました。自己管理型労働制は、一定のホワイトカラー労働者を対象に、働く人がみずから労働時間を管理し、仕事と生活の調和を図りつつ弾力的、効率的に働くことを可能とし、労使双方にとってメリットがある制度として、創設を目指して検討が行われてきたものでございますが、国民の理解が得られなかったことから、法案に盛り込むことを見送ることとしたものであります。

ホワイトカラー労働者の働き方の改革については、働く人を含め国民の理解を得ながら取り組まなければならない課題であり、今後とも、労働時間制度のあり方について検討してまいりたいと考えています。法案提出時期等をあらかじめ決めて検討するものではないと考えております。

次に、規制改革会議の意見書についてお尋ねがございました。

規制改革会議労働タスクフォースの意見書は、今後三年間において検討すべき規制改革項目について同タスクフォースの現段階における考え方を取りまとめたものでございます。労働法制の規制改革を具体的にどのようにしていくかについては、今後、関係府省ともよく議論をし、適切に検討してまいります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣 柳澤伯夫君 笠井議員にお答え申し上げます。

労働法制の規制緩和とワーキングプアとの関係についてお尋ねがありました。

労働法制に関する規制改革は、経済産業構造の変化や価値観の多様化などにより、企業や労働者が多様な働き方を求めるようになったことを背景として、働き方の選択肢を拡大するために必要な改革を行ったものと認識しております。

労働法制の規制改革に当たりましては、経済的な効果等だけでなく、労働者の保護に欠けることがないようにとの観点にも留意しつつ進めてきたところであります。今後ともこれらの観点に立ち、また労使を初めとする関係者の意見を踏まえつつ、適切に検討してまいります。

規制改革会議の意見書についてお尋ねがありました。

規制改革会議労働タスクフォースの意見書は、今後三年間において検討すべき規制改革項目について、同タスクフォースの現段階における意見を述べたにすぎないものと承知をいたしております。労働法制の規制改革を具体的にどのようにしていくかは、今後、厚生労働省といたしまして、規制改革会議等と十分に議論し、適切に検討

してまいります。

残業時間の法的規制についてお尋ねがありました。

我が国の労働時間の現状を見ますと、仕事と生活の調和がとれた社会を実現するために長時間労働の抑制を図ることが必要であります。そのための具体的な方策として、御指摘のように一律的に時間外労働の総量規制を行うことが適切かどうかにつきましては、労使両当事者も交えて慎重に議論を行うことが必要であると考えております。

労働者の不安定な働き方の改善が進むものと考えております。

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがございました。

今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することといたしております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の改正法案が成立した場合には、審議会において法改正の趣旨に沿った審議が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ幅等の措置を講ずることといたしております。

最低賃金の水準についてのお尋ねがありました。

地域別最低賃金を全国どこでも千円以上に引き上げるなど、急に大幅に引き上げることにつきましては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実的と考えております。

労働契約法案におきましては、契約の締結、変更について、労使の合意原則をまず明確に規定した上で、就業規則による変更については、現在の判例法理に沿ったルールを明確化したものでございます。こうした点も含め、労使が実質的に対等な立場となることに資する内容の法案となつてい

とと考えております。

労働契約法案に関し、短期の労働契約を繰り返す働き方の改善等についてお尋ねがありました。

有期労働契約につきましては、期間が満了した際にその契約更新をしない、いわゆる雇い止め等による紛争が多く発生いたしておりますので、紛争の端緒となる契約更新の回数そのものを減少させることにより、有期労働契約労働者が安心、納得して働くことができるようにすることが必要であると考えております。

○議長(河野洋平君) 重野安正君。

(重野安正君登壇)

○重野安正君 社会民主党・市民連合の重野安正です。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、労働契約法等労働三法について厚生労働大臣に質問します。(拍手)

近年の労働市場を見るにつけ、社会を支える勤労国民が日に日に肉体的にも精神的にも疲弊して

いく現状に心を痛め、将来を悲観する国民がふえ続けていることを我々は直視しなければなりません。

派遣と称して人間を企業に売ることを通して利益を上げ、そうした人の売り買いの上にかつない収益を上げている大企業が、今また、飽くなき利益のために、働く者の自由よりも働かせる自由を求めて法改正に狂奔するさまを見るならば、この社会はいつあの産業革命の時代に戻ったのかと思うほどであります。

今、この社会は明らかに二つに分断されております。すなわち、勤労国民を物として扱う資本と、それに抗する無言の勤労国民とに。このように分断された社会にあつて、安倍総理が叫ぶ美しい国という言葉がいかにそらざしく聞こえることか。この言葉の陰で、過労死、精神障害や脳・心臓疾患による労災が過去最高を記録するこの現実。そしてまた、若い世代を中心とする派遣社員、請負社員、パートといった不安定労働者が増加し、低賃金競争が渦巻いていることについて、まず厚生労働大臣の認識を伺います。

以下、法律案について質問します。

社民党は、雇用就業形態が複雑化し、個別労働紛争が急増している現状を踏まえ、その未然防止や早期解決を図るために、労働契約法を早期に制定すべきであると考えます。

しかし、法案は、使用者の圧倒的な力のもと、個人を守る労働契約法とはなっており、労働契約の成立、継続、終了について、基本ルールを明らかにするものとしては極めて不十分と言わなければなりません。

労働契約法制が対象とする労働者の範囲は、正規労働者のみならず、非正規労働者や個人請負業

など、経済的従属関係にある者すべてを対象とすべきであると考えますが、答弁を求めます。

また、有期労働者の本質的な解決のためには、有期労働契約を利用できる理由の制限、正規労働者への転換、そして均等待遇を盛り込むべきであると考えますが、いかがお考えか、答弁を求めます。

次に、労働基準法の一部を改正する法律案について質問します。

本法案は、現行の時間外労働の割り増し賃金率二五％を、一カ月につき八十時間を超える分については五〇％に引き上げるとしていますが、この数字は、厚生省が過労死、過労自殺を発症するおそれがあるとしている過労死ラインであります。なぜ過労死するかもしれない人だけを新たな対象とするのか。国際標準やワークシェアリングの観点から、割り増し率は一律五〇％に引き上げるべきではありませんか。答弁を求めます。

また、長時間労働に歯どめをかけるためには、労働時間そのものの直接規制が必要であります。EUの労働時間指令にある休息時間をとる権利は、日本においても検討すべきではありませんか。答弁を求めます。

今回、最低賃金法の一部を改正する法律案に生活保護との整合性が盛り込まれていますが、そもそも、このような考え方を導入すること自体、問題です。新たな指標が加わることで、生活保護制度の縮小が続く中、最低賃金もどの程度引き上げられるのか定かではありません。

日本の最低賃金は、欧米諸国と比べ低過ぎます。ナショナルミニマムの最低賃金を法で定め、そこに地域別最賃を上乗せする方式に変更するこ

とによって、最低賃金の底上げを図る方策を検討すべきであると考えますが、大臣の答弁を求めます。

最後に、機能不全に陥っている雇用のセーフティネットを一刻も早く張り直すことを強く求め、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 重野議員にお答え申し上げます。

雇用を取り巻く現状の認識についてお尋ねがありました。

近年の経済産業構造の変化や働く側の価値観の多様化等を背景に、就業形態が多様化し、非正規雇用の割合が高まっております。他方、企業の競争条件の厳しさや非正規雇用比率の高まりのもとで、正社員による長時間労働の常態化が見られるところであります。

このため、安定した雇用を希望する方々の正規雇用への移行を促進する施策の展開、長時間労働を抑制し、仕事と生活のバランスを実現するための労働基準法の改正、正規、非正規を問わず、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するための最低賃金法の改正などに取り組んでいるところであります。

このような施策の展開により、どのような働き方を選択しても、だれもが安心、納得して働くことのできる環境整備が進むことになるものと考えております。

労働契約法案における対象者の範囲についてのお尋ねがございました。

労働契約法案の労働者には、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者のすべてが含まれ

ております。したがって、正規労働者のほか、議員御指摘の非正規労働者も労働契約法の労働者に含まれます。

また、契約当事者が個人請負という形で契約を締結いたしておりますも、実態として使用従属関係が認められるものであれば、労働契約法の労働者として取り扱われることとなると考えております。

有期労働契約についてのお尋ねがありました。有期契約労働者が安心、納得して働くことができるようにするため、労働契約法案におきましては、現に紛争が多く発生している労働契約の終了場面のルールを定めることにいたしております。

有期労働契約に関し今回法案に盛り込まれたかった事項や、労働条件に関する労働者間の均衡のあり方については、労働政策審議会から「引き続き検討することが適当」との答申をいただいておりますので、今後、この答申を踏まえて必要な検討をいたしてまいります。

次に、法定割り増し賃金率の引き上げについてお尋ねがありました。

今回の労働基準法改正案は、仕事と生活のバランスや健康を確保する観点から、長時間労働を抑制するため、法定割り増し賃金率の引き上げ等を行っております。

具体的には、月八十時間以下の時間外労働については、大臣告示を改正し、そこで定められた限度時間を超える労働時間について割り増し賃金率を引き上げるとともに、時間そのものもできるだけ短くするよう努力義務を課し、あわせて、時間外労働の削減に積極的に取り組む中小企業に対する助成金を創設することといたしております。

また、月八十時間を超える特に長い時間外労働

につきましては、労働基準法の法定割り増し賃金率を引き上げて、これを抑制することといたしております。

これらの方法を組み合わせることにより、長時間労働抑制の実効を上げてまいりたいと考えております。

EU労働時間指令の休息時間についてお尋ねがありました。

我が国の労働時間の現状を見ますと、仕事と生活の調和がとれた社会を実現するために、長時間労働の抑制を図る必要があると考えております。そのための具体的方策として、御指摘のように一律的な労働時間の総量規制を行うことが適切かどうかにつきましては、労使両当事者も交えて慎重に議論を行う必要があるものと考えております。

最低賃金の決定方式についてのお尋ねがありました。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものでありますが、地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なりますので、その最低限度の水準についても地域によって差があると考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えています。

また、全国最低賃金を決定した上で、地域によってそれを上回る地域別最低賃金を決定する方式につきましては、地域の実情に応じて地域別に最低賃金を定めている現行の制度と結果としては実質的に変わらないのではないかと考えられ、御指摘のような制度とする必要性はないものと考えています。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 糸川正晃君。

〔糸川正晃君登壇〕

○糸川正晃君 国民新党の糸川正晃です。

国民新党・そうぞう・無所属の会を代表して、労働契約法等労働三法について質問いたします。(拍手)

現在、我が国は、戦後最長の景気回復にあり、企業の経常利益は過去最高を更新していると言われております。

しかし、働く人々の実態はどうでしょうか。多くの人は正社員になることができず、働く人の三人に一人が非正規雇用者となっております。その結果、ワーキングプアの増加、格差の拡大が大きな問題となっております。また、長時間労働や仕事のストレスによる労災認定者数は過去最多を記録する状況にあります。このように、働く人々をめぐる環境は、過去最高どころか、過去最悪の状況にあると言わざるを得ません。

働く人々が安全、安心して働くことができる社会を実現することが喫緊の課題であり、我々政治家の使命であると考えます。まず、現在の労働環境に対する現状認識を厚生労働大臣にお伺いします。

続いて、労働契約法案について質問いたします。

バブル経済崩壊以降、リストラや賃金などの労働条件の引き下げが行われることがふえるとともに、就業形態の多様化等により労働条件の個別化が進展し、個別労働関係紛争が増加しております。このため、労働契約法を制定すること自体は、紛争の解決や未然防止が期待されることから賛成であります。政府提案の法案には幾つかの問題があると言わざるを得ません。

今回の法案の大きな特徴の一つが、これまで個別の裁判例の積み重ねによって形成されてきた判例法理の幾つかを法定化することにあります。

しかし、これに対して、本場に判例法理をそのまま法定化したのか、これまでの判例法理より労働者にとって不利になっているのではないかなどの疑問の声が聞かれるところであります。

今回の判例法理の法定化が判例をそのまま法定化したものであるのか、法定化により、これまでの解釈と変更される部分があるのかどうか、厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

次に、労働基準法の一部を改正する法律案について質問いたします。

我が国の労働時間は、世界的に見ても最も労働時間の長い国の一つとなっており、長時間労働による過労死、過労自殺、精神障害などの問題が顕在化しております。今回の改正案では、長時間労働を抑制するため、一カ月に八十時間を超えて時間外労働をさせた部分について、法定割増し賃金率を五割に引き上げることとしております。しかし、一カ月八十時間を超える時間外労働は過労死の危険性があるとされる水準であることを考えますと、政府は本当に労働者の健康を考えているのか、疑問を抱かざるを得ません。

しかも、中小企業に対しては、当分の間、この法定割増し賃金率の引き上げを猶予することとしております。中小企業に対する配慮は必要と考えますが、だからといって、中小企業で働く人々の健康確保がおろそかになっていいということとは断じて許せません。これは、労働条件の最低基準を定める労働基準法の精神から考えても、大きな問題であると考えます。

政府は、この法定割増し賃金率の引き上げによって、中小企業で働く人々の健康確保をどのように図っていくのか、厚生労働大臣の見解を求めます。

最低賃金法の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正案は、地域別最低賃金の決定に当たって、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとしております。そして、これにより最低賃金は引き上がる方向であると、総理、柳澤厚生労働大臣は幾度となく発言しております。

厚生労働省の試算によりますと、東京や大阪などの全国十一都道府県で、地域別最低賃金が生活保護の水準を下回っております。

最低賃金の大幅引き上げは中小企業への影響も大きいと考えられますが、どのようにして最低賃金を大幅に引き上げるつもりなのか、厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

現在の働く人々をめぐる環境を見ると、これまで政府が進めてきた労働法制改革は、労働者のための改革なのか、それとも企業のための改革なのか、甚だ疑問であります。

政府は、今後も、労働ビッグバン、労働市場改革と称し、労働法制の改革を進めていくことを予定しているようですが、最後に、今後の労働法制改革についての考え方、方針を厚生労働大臣にお聞きし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕
○国務大臣(柳澤伯夫君) 糸川議員にお答え申し上げます。

現在の労働環境に対する認識についてお尋ねがありました。

近年の経済産業構造の変化や働く側の価値観の多様化等を背景に、就業形態が多様化し、非正規雇用

雇用の割合が高まっております。また、企業の競争条件の厳しさや非正規雇用比率の高まりのもとで、正社員による長時間労働の常態化が見られるところであります。

このため、安定した雇用を希望する方々の正規雇用への移行を促進する施策の展開、長時間労働を抑制し、仕事と生活のバランスを実現するための労働基準法の改正、正規、非正規を問わず、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するための最低賃金法の改正などに取り組んでいるところであります。

このような施策の展開により、どのような働き方を選択しても、だれもが安心、納得して働くことのできる環境整備が進むことになるものと考えております。

労働契約法案と判例法理との関係についてお尋ねがありました。

今回の労働契約法案におきましては、労働契約と就業規則の関係など、これまで判例法理により決められていたことにつきまして、現行の実務の取り扱いや判例法理に沿った規定をいたしております。したがって、労働者にとって不利となるような解釈の変更はございません。

法定割増し賃金率の引き上げによる労働者、特に中小企業労働者の健康確保についてお尋ねがありました。

今回の長時間労働対策は、中小企業にも配慮しつつ、月八十時間を超える時間外労働について法定割増し賃金率を引き上げるだけでなく、その手前の水準で、まず大臣告示を改正し、そこで定められた限度時間を超える労働時間をできるだけ短くするよう労使双方に協力義務を課し、あわせて、時間外労働の削減に積極的に取り組む中小企

業者に対する助成金を創設する等、総合的な取り組みを行っております。これらを通じて、中小企業の労働者も含め、長時間労働抑制の実効を上げていくこととしておりまして、労働者の健康確保には十分な配慮をいたしているところでございます。

最低賃金の引き上げについてのお尋ねがございました。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の最低賃金法改正法案が成立した際には、審議会において法改正の趣旨にそった審議が行われ、その結果に基づき、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関して産業政策と雇用政策の一体運用を図ることとしておりますが、中長期的には、こうした取り組みの成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げが実現されるものと期待をいたしております。

今回の労働法制改革についてお尋ねがございました。

今後の人口減少下において、労働力の減少が見込まれることを考えますと、女性や高齢者の労働力率の向上が必要であり、これを実現するためには、雇用形態の多様化を進める労働市場改革がなお検討されるべき課題としてあると考えられます。他方、現下の労働市場におきましては、非正規雇用の割合の増大や、正規雇用者を中心とする

長時間労働の常態化等が認識されるところであります。

今回の一連の労働法制の改正案は、このような状況に対応して、正規、非正規労働者の均衡処遇、正規雇用を希望する者の正規雇用への移行促進、長時間労働の抑制、最低賃金の引き上げ、労働契約のルールの明確化等を御提案しているものでございまして、これによりまして、だれもが安心、納得して働く環境を整備しようとしているものでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十六分散会

出席国務大臣

外務大臣	麻生太郎君
財務大臣	尾身幸次君
厚生労働大臣	柳澤伯夫君
経済産業大臣	甘利明君
国土交通大臣	冬柴鐵三君
環境大臣	若林正俊君
国務大臣	塩崎恭久君

出席副大臣

厚生労働副大臣 武見敬三君

○議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

映画の盗撮の防止に関する法律

地理空間情報活用推進基本法

地方公営企業等金融機構法

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成十八年度水産の動向」に関する報告

水産基本法第十条第二項の規定に基づく「平成十九年度水産施策」についての文書

(理事補欠選任)

一、昨二十三日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 馳 浩君(理事杉浦正健君去る十八日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

あかま二郎君

佐藤ゆかり君

土井 亨君

大塚 高司君

大塚 高司君

杉田 元司君

佐藤ゆかり君

鈴木 馨祐君

鈴木 馨祐君

中森ふくよ君

中森ふくよ君

浮島 敏男君

浮島 敏男君

あかま二郎君

杉田 元司君

土井 亨君

法務委員

辞任

補欠

杉浦 正健君

松本 文明君

松本 文明君

杉浦 正健君

財務金融委員

辞任

補欠

亀井善太郎君

山内 康一君

広津 素子君

西本 勝子君

松本 洋平君

大塚 拓君

馬淵 澄夫君

横光 克彦君

大塚 拓君

若宮 健嗣君

西本 勝子君

広津 素子君

山内 康一君

亀井善太郎君

若宮 健嗣君

松本 洋平君

厚生労働委員

辞任

補欠

柚木 道義君

長妻 昭君

長妻 昭君

柚木 道義君

農林水産委員

辞任

補欠

岡本 芳郎君

丹羽 秀樹君

岡本 充功君

仲野 博子君

宇野 治君

木原 誠二君

石川 知裕君

田村 謙治君

国土交通委員

辞任

龜井 静香君

糸川 正晃君

環境委員

辞任

上野賢一郎君

長浜 博行君

安井潤一郎君

岡本 充功君

議院運営委員

辞任

あかま二郎君

浮島 敏男君

一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

赤澤 亮正君

木原 誠二君

土井 亨君

小川 淳也君

杉田 元司君

平 将明君

橋本 岳君

井脇ノブ子君

大塚 拓君

杉村 太蔵君

北神 圭朗君

法務委員

辞任

杉浦 正健君

鈴木 淳司君

杉田 元司君

外務委員

辞任

笹木 竜三君

田中眞紀子君

長妻 昭君

前原 誠司君

山口 一博君

内山 晃君

松本 謙公君

鷲尾英一郎君

財務金融委員

辞任

小野 晋也君

関 芳弘君

野呂田芳成君

木原 誠二君

丹羽 秀樹君

亀井 久興君

久興君

木原 誠二君

田名部匡代君

柚木 道義君

丹羽 秀樹君

川内 博史君

長妻 昭君

仲野 博子君

石川 知裕君

武田 良太君

谷川 弥一君

三谷 光男君

長島 昭久君

徳田 毅君

富岡 勉君

富岡 勉君

徳田 毅君

長島 昭久君

三谷 光男君

武田 良太君

谷川 弥一君

小里 泰弘君

鍵田忠兵衛君

坂本 剛二君

鈴木 淳司君

蘭浦健太郎君

黄川田 徹君

小野 次郎君

大塚 拓君

上野賢一郎君

安次富 修君

阿部 俊子君

新井 悦二君

西本 勝子君

やまきわ大志郎君

横山 北斗君

予算委員

辞任

白井日出男君

大野 功統君

中野 清君

西村 康稔君

山本 公一君

与謝野 馨君

小川 淳也君

馬淵 澄夫君

前原 誠司君

丸谷 佳織君

阿部 知子君

糸川 正晃君

中根 一幸君

高井 美穂君

高山 智司君

井脇ノブ子君

浮島 敏男君

大塚 拓君

西本 勝子君

広津 素子君

松浪 健太君

北神 圭朗君

長妻 昭君

松本 大輔君

東 順治君

保坂 展人君

下地 幹郎君

日森 文尋君

重野 安正君

議院運営委員

辞任

補欠

西本 勝子君

広津 素子君

井脇ノブ子君

大塚 拓君

中根 一幸君

浮島 敏男君

高山 智司君

高井 美穂君

松本 大輔君

東 順治君

保坂 展人君

下地 幹郎君

松浪 健太君

北神 圭朗君

長妻 昭君

中野 清君

与謝野 馨君

西村 康稔君

白井日出男君

大野 功統君

山本 公一君

馬淵 澄夫君

小川 淳也君

前原 誠司君

丸谷 佳織君

阿部 知子君

糸川 正晃君

補欠

重野 安正君

日森 文尋君

補欠

補欠

官 報 (号 外)

(議案提出)

一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

一、昨二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

最低賃金法の一部を改正する法律案(細川律夫君外二名提出)

(議案受領)

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

民法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

総務委員会

付託

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)

経済産業委員会

付託

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)(参議院送付)

脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一二二号)(参議院送付)

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)(参議院送付)

以上三件 外務委員会

付託

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

国土交通委員会

付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

(議案通知)

一、去る二十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

映画の盗撮の防止に関する法律案

地理空間情報活用推進基本法案

一、昨二十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方公営企業等金融機構法案
漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十三日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年五月二十三日

予算委員長 金子 一義

衆議院議長 河野 洋平殿

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する第三回質問主意書(滝実君提出)

北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方領土における我が国経済の浸透度に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員赤嶺政賢君提出九州・四国等における再造林放棄地の対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出エリツイン前大統領の国葬についての内閣官房長官及び外務大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出緑資源機構の林道整備をめぐる入札談合に係る証拠品を東京地検が紛失した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小宮山泰子君提出下水道整備事業の現況に関する質問に対する答弁書

平成十九年五月十一日提出
質問 第一二二一号

九州・四国等における再造林放棄地の対策に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

九州・四国等における再造林放棄地の対策に関する質問主意書

スギ、ヒノキなど針葉樹の民有地における人工林を伐採した跡地に植栽が行われない再造林放棄地が九州各県をはじめ全国に広がっている。こうした再造林放棄地の拡大は、人工林を荒廃させ、森林資源の減少、生物多様性保全・水源の涵養機能の低下、土砂崩壊等の危険性の増大が懸念される。

人工林の再生は、森林の多様な機能の持続的な発揮と地球温暖化防止、生活環境・国土保全にとつて極めて重要であり、特に再造林放棄地における早期の植生回復は喫緊の課題である。

従つて、以下の事項について質問する。

一 再造林放棄地の実態把握について

1 本年一月、九州大学大学院農学研究院の吉田茂二郎教授らの研究グループは、九州地域の再造林放棄地の実態調査結果をまとめた。

調査結果によると、一九九八年から二〇〇二年の五年間に伐採された人工林約五千ヘクタール、二千八百十二箇所のうち、再造林放棄地は二千二百四十四ヘクタール、六百八十四箇所、二十五パーセントに上る。

再造林放棄地を各県別にみると、熊本県は五百四十四ヘクタール(二百七十箇所)、宮崎県が五百三十二ヘクタール(二百九十三箇所)、大分県が百十六ヘクタール(八十六箇所)、福岡県が三十六ヘクタール(二十一箇所)、鹿児島県が十ヘクタール、長崎県が二ヘクタール、佐賀県が二ヘクタールとなっている。

この調査結果で明らかにされた九州地域の再造林放棄地の実態について、政府はどのように考えているのか。

2 宮崎県は、人口衛星の画像解析から五年間で二千四百六十八箇所が伐採された可能性があると、のデータを下に、国有林を除外した千九百七十七箇所の調査を実施している。この調査結果によれば、再造林放棄地は三百五十箇所存在する。また、場所や伐採の有無が不明なもの三百二十五箇所あり、同県は、これらの箇所について詳細な調査を進めると再造林放棄地はさらに増加すると予想されている。

これらの調査結果が示すように九州地域においては、現在も再造林放棄地が増大している。

るのではないかと考えられる。政府の見解を問う。

3 平成十八年三月現在の農林水産省の調査によれば、民有地における人工林の伐採後三年以上経過しても更新が完了していない伐採跡地、すなわち造林未済地(再造林放棄地)は、全国で一萬七千ヘクタール存在しているが、都道府県別にその面積を明らかにされたい。

4 平成十五年三月現在の農林水産省の調査では、造林未済地(再造林放棄地)が二万五千ヘクタール存在し、平成十一年三月現在の同省の調査では、二万二千ヘクタールである。

この際、平成十五年及び平成十一年の調査についても、それぞれ都道府県別の面積を明らかにされたい。

5 平成十五年三月の調査では、造林未済地(再造林放棄地)は二万五千ヘクタール存在し増加傾向にあった。平成十八年三月の調査では減少傾向にあるが、その理由について伺いたい。

6 九州地域では、大規模な造林未済地(再造林放棄地)があるが、平成十八年三月の調査では、その実態を把握しているのか。この際、再造林放棄地についての面積別の箇所数を、十ヘクタール未満、十以上五十ヘクタール未満、五十ヘクタール以上に区分して都道府県別に明らかにされたい。

また、百ヘクタール規模以上の再造林放棄地については、その地域名を明らかにされたい。

7 再造林放棄地の保有構造の把握は、対策構築の基礎をなすものと考ええる。造林未済地(再造林放棄地)となっている森林を保有する

林業事業体数を保有山林規模別に明らかにされたい。

また、それぞれの林業事業体が保有する山林面積に占める造林未済地のシェアについて、階層別(保有山林規模別)に明らかにされたい。併せて、造林未済地を保有する事業体の森林施業計画の策定状況について明らかにされたい。

8 高知県においては、平成十五年三月現在の調査では、造林未済地(再造林放棄地)が大幅に増加しており、在村・不在村別では不在村林地が在村の二倍近くを占めているとのことである。九州地域をはじめ全国的には、再造林放棄地での不在村者保有森林の存在はどのような実態にあるのか明らかにされたい。

9 国及び都道府県が効果的な対策を講ずる上で、再造林放棄地の正確な実態把握は不可欠である。今後とも引き続き調査し実態把握に努めるべきと考えらるがどうか。

二 再造林放棄地の動向予測とその影響について

1 林業生産活動が停滞している中で、今後、再造林放棄地の面積、賦存状況はどうなると予測しているのか。

2 再造林放棄地の存在とその増大は、森林の有する多面的機能の発揮にどのような影響を与えると考えているのか。

三 再造林放棄地の発生原因について

造林未済地(再造林放棄地)の発生原因は、木材価格の低迷、経費の増加といった林業経営環境の悪化にあると言われているが、政府の見解を伺いたい。

四 再造林放棄地対策について

1 森林・林業基本法、森林・林業基本計画に

基づき、造林未済地(再造林放棄地)の解消及び発生防止に向けて、どのような見直しを持ち具体的にどのような対策を講じているのか、短期、中期、長期の対策及び構想があれば明らかにされたい。

2 農林水産省は、平成十八年四月十八日の参議院農林水産委員会において、都道府県が「伐採跡地の適確な更新を確保するための行動計画」(平成十七・十九年度)等に従つて、造林未済地(再造林放棄地)の計画的な解消、伐採・伐採後の届出制等により拡大を抑制していく旨答弁している。

各都道府県が策定した同行動計画等による造林未済地の解消、発生防止対策の進捗状況及び効果について政府の見解を伺いたい。

また、同行動計画は造林の目標数値を設定した上で、造林未済地の計画的解消を進めていると考えるが、その目標に照らしてどの程度解消したのか都道府県別に明らかにされたい。

3 三で示したような、木材価格の低迷、経費の増加といった林業経営環境をめぐる根本問題が解決されない中で、農林水産省が現在取り組んでいる造林未済地(再造林放棄地)解消及び発生防止に向けた対策の実効性について、政府の見解を伺いたい。

4 伐採跡地の植栽へのインセンティブを働かせるための林業経営者の経済的コスト負担の軽減策の他、保安林以外の森林についても植栽を義務付ける制度の導入などが必要と考えらるが、政府の対処方針を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二二一号
平成十九年五月二十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員赤嶺政賢君提出九州・四国等における再造林放棄地の対策に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員赤嶺政賢君提出九州・四国等における再造林放棄地の対策に関する質問に對する答弁書

一の1について

林野庁が平成十八年に都道府県に依頼して行った造林未済地(人工林伐採跡地のうち伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して三年以上経過しても植栽等の更新が完了していないものをいう。以下同じ。)の現況調査(以下「平成十八年調査」という。)によれば、九州地域の造林未済地の面積は、平成十七年度末現在で約三千五百ヘクタールとなっており、その解消及び発生防止が重要であると考へている。

一の2について

九州地域の造林未済地の面積は、平成十五年に都道府県に依頼して行った造林未済地の現況調査(以下「平成十五年調査」という。)では、平成十四年度末現在で約四千六百ヘクタールであったが、その後植栽されたもの及び天然更新が確認されたものが約三千八百ヘクタール、新たに造林未済地となったものが約二千七百ヘクタールとなっており、平成十八年調査では、平成十七年度末現在の造林未済地は、約三千五百ヘクタールとやや減少している。しかしなが

ら、造林未済地の新たな発生が続いていることから、今後とも森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づく森林計画制度の適切な運用や森林整備事業の活用等により、造林未済地の解消及び発生防止に取り組んでまいりたい。

一の3及び4について

お尋ねの都道府県別の平成十五年調査及び平成十八年調査における造林未済地の面積については、それぞれ、北海道一万五千五百五十二ヘクタール及び八千九百八十二ヘクタール、青森県三百二十五ヘクタール及び七百四十九ヘクタール、岩手県二千三百三十八ヘクタール及び八百二十三ヘクタール、宮城県二百三十八ヘクタール及び五百五十九ヘクタール、秋田県千三百九ヘクタール及び三百八十六ヘクタール、山形県四百八十三ヘクタール及び六百六ヘクタール、福島県二百十六ヘクタール及び零ヘクタール、茨城県九ヘクタール及び十四ヘクタール、栃木県百四十一ヘクタール及び四十七ヘクタール、群馬県百七十六ヘクタール及び四十四ヘクタール、埼玉県二百十四ヘクタール及び百九十八ヘクタール、千葉県八十八ヘクタール及び百四十六ヘクタール、東京都百三十八ヘクタール及び百四十六ヘクタール、神奈川県零ヘクタール及び零ヘクタール、新潟県百十三ヘクタール及び百十四ヘクタール、富山県零ヘクタール及び零ヘクタール、石川県零ヘクタール及び一ヘクタール、福井県十三ヘクタール及び零ヘクタール、山梨県八ヘクタール及び十二ヘクタール、長野県六十七ヘクタール及び二百六ヘクタール、岐阜県十九ヘクタール及び十三ヘクタール、静岡県七十五ヘクタール及び百八ヘクタール、愛知県一ヘクタール及び一ヘクタール、三重県八百七ヘクタール及び八百十七ヘクタール、滋賀県十二ヘクタール及び一ヘクタール、京都府三十三ヘクタール及び二十三ヘクタール、大阪府零ヘクタール及び零ヘクタール、兵庫県五十八ヘクタール及び一ヘクタール、奈良県三百三十三ヘクタール及び四十九ヘクタール、和歌山県二百七ヘクタール及び百三十二ヘクタール、鳥取県百ヘクタール及び百十九ヘクタール、島根県五百十五ヘクタール及び九ヘクタール、岡山県九十二ヘクタール及び十ヘクタール、広島県九十二ヘクタール及び百一ヘクタール、山口県八十四ヘクタール及び六十五ヘクタール、徳島県五十一ヘクタール及び五十三ヘクタール、香川県三十九ヘクタール及び三ヘクタール、愛媛県百十七ヘクタール及び十ヘクタール、高知県二百四ヘクタール及び三百四十八ヘクタール、福岡県七十九ヘクタール及び百一ヘクタール、佐賀県十四ヘクタール及び十二ヘクタール、長崎県三十九ヘクタール及び五ヘクタール、熊本県百三十一ヘクタール及び七百二十七ヘクタール、大分県六百一ヘクタール及び七百四十三ヘクタール、宮城県三千五百四十六ヘクタール及び千八百九十六ヘクタール、鹿児島県百八十八ヘクタール及び二十一ヘクタール、並びに沖縄県零ヘクタール及び零ヘクタールとなっている。

なお、平成十一年の都道府県別面積については、資料が存在しないため、お答えすることは困難である。

一の5について

お尋ねの造林未済地が減少した理由としては、都道府県において、平成十五年調査後に伐採跡地の適確な更新を確保するための三か年の行動計画(以下「都道府県行動計画」という。)を

作成し、造林未済地の解消に向けて、森林計画制度に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の周知徹底、森林整備事業等を活用した人工造林による確実な更新の実施等が行われたことによるものと考えている。

一の6について

お尋ねの面積別の箇所数及び再造林放棄地については、把握していない。

一の7について

お尋ねの林業事業体数、造林未済地のシェア及び森林施策計画の策定状況については、把握していない。

一の8について

お尋ねの再造林放棄地での不在村者保有森林の存在については、把握していない。

一の9について

造林未済地の実態を把握し、効果的な対策を講じるため、必要に応じて造林未済地の現況に関する調査の実施について検討してまいりたい。

二について

造林未済地の今後の動向を把握することは困難であるが、その増加は、森林の公益的機能の発揮や木材の安定的な供給にも支障を及ぼすおそれがあると考えている。

三について

木材価格の低迷等による森林所有者の経営意欲の減退等によって、伐採後も造林されない森林が発生していると認識している。

四の1、3及び4について

平成十八年九月に策定された森林・林業基本計画(平成十八年九月八日閣議決定)においては、造林未済地について、新たな発生を抑制し

つつ、早期に適切な更新を確保するための対策を推進することとされている。これを受けて、森林整備事業等の活用による造林未済地の解消対策や、森林計画制度の遵守を通じた発生の未然防止に努めるとともに、新たに造林未済地対策のための担当者会議を平成十九年四月から地域別に行い指導を徹底するなど、地方自治体と一体となった取組を進めているところである。

また、人工林における針広混交林化などの多様な森林整備を進めるとともに、森林所有者の経営意欲を高めることにもつながる木材の安定供給システムの構築などの取組を通じ、造林未済地の解消を図るための森林の適正な管理の推進に努めてまいりたい。

なお、保安林以外の森林の伐採後の植栽については、森林法に基づく市町村森林整備計画の作成に当たり、人工林について、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定し、伐採後は原則として植栽するよう技術的助言を行っており、今後とも、地方自治体を通じ、森林所有者等に対する指導の徹底に努めてまいりたい。

四の2について

平成十八年調査による平成十七年度末の造林未済地の面積は、平成十五年調査による平成十四年度末の数値と比較して約八千ヘクタール減少しており、都道府県行動計画に基づく取組により、一定の効果は上がっているものと考えている。

また、お尋ねの都道府県行動計画の目標に対する実績については、造林等目標面積及び平成十七年度末更新等確認面積のそれぞれについて、北海道八千五百二十八ヘクタール及び三千

五百八十五ヘクタール、青森県七十一ヘクタール及び零ヘクタール、岩手県七百一ヘクタール及び三百六十七ヘクタール、宮城県三百十七ヘクタール及び二百五十九ヘクタール、秋田県二百九十二ヘクタール及び二ヘクタール、山形県二ヘクタール及び一ヘクタール、茨城県一ヘクタール及び一ヘクタール、栃木県四十八ヘクタール及び十五ヘクタール、群馬県百八ヘクタール及び七十六ヘクタール、埼玉県百八十一ヘクタール及び零ヘクタール、千葉県四十三ヘクタール及び三十三ヘクタール、東京都八十二ヘクタール及び十二ヘクタール、神奈川県零ヘクタール及び零ヘクタール、新潟県百三ヘクタール及び四ヘクタール、富山県零ヘクタール及び零ヘクタール、石川県零ヘクタール及び零ヘクタール、福井県二ヘクタール及び二ヘクタール、山梨県四ヘクタール及び四ヘクタール、長野県二ヘクタール及び二ヘクタール、岐阜県一ヘクタール及び一ヘクタール、静岡県一ヘクタール及び零ヘクタール、愛知県零ヘクタール及び零ヘクタール、三重県六百七十ヘクタール及び六十九ヘクタール、滋賀県一ヘクタール及び零ヘクタール、京都府二十三ヘクタール及び十一ヘクタール、大阪府零ヘクタール及び零ヘクタール、兵庫県二ヘクタール及び二ヘクタール、奈良県八十三ヘクタール及び七十ヘクタール、和歌山県三十七ヘクタール及び二ヘクタール、鳥取県三十六ヘクタール及び一ヘクタール、島根県二十八ヘクタール及び十八ヘクタール、岡山県十五ヘクタール及び十三ヘクタール、広島県八十七ヘクタール及び一ヘクタール、山口県四十一ヘクタール及び二十四ヘクタール、徳島県

五十一ヘクタール及び二十五ヘクタール、香川県三ヘクタール及び零ヘクタール、愛媛県十一ヘクタール及び零ヘクタール、高知県七十三ヘクタール及び零ヘクタール、福岡県九ヘクタール及び七ヘクタール、佐賀県十ヘクタール及び零ヘクタール、長崎県十一ヘクタール及び十一ヘクタール、熊本県七十七ヘクタール及び七十七ヘクタール、大分県五百六十五ヘクタール及び五十八ヘクタール、宮崎県二百三ヘクタール及び千二十六ヘクタール、鹿児島県三十六ヘクタール及び十六ヘクタール、並びに沖縄県零ヘクタール及び零ヘクタールとなっている。

なお、造林等目標面積には、平成十五年三月三十一日時点の造林未済地面積のうち、平成十六年の都道府県行動計画の策定時までに更新等が確認された面積は含まないものとしている。

平成十九年五月十四日提出
質問 第一二二二号

エリツイン前大統領の国葬についての内閣官房長官及び外務大臣の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

エリツイン前大統領の国葬についての内閣官房長官及び外務大臣の発言に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月十二日付の北海道新聞二面に「エリツイン氏葬儀 間に合う便『あつた』との見出しで、

「塩崎恭久官房長官は十一日午後の記者会見で、ロシアのエリツイン前大統領の葬儀に日本から特使を派遣しなかつた理由として、四月二十五日の葬儀に間に合う民間の航空便がなかつたとの説明を修正、一便あつたが人選が間に合わなかつた」と釈明した。

政府が十一日、閣議決定した鈴木宗男衆院議員の質問主意書に対する答弁書は、日程は二十四日午前に外交ルートで伝えられ、葬儀に間に合う便として同日昼成田発のモスクワ行きがあつたことを明らかにした。

塩崎氏は四月二十五日の会見で「モスクワにたどり着くときには葬儀が終わつてしまつてゐる」と述べ、該当する航空便がないと説明。だが、十一日の会見では、時間的には間に合う便があつたことは認めた。その上で「人選と手配はとも無理という前提で（二十五日の会見では）触れなかつた」と、苦しい弁解をした。」という記事以下、「北海道新聞記事」という。）を掲載していることを政府は承知しているか。

二 「北海道新聞記事」にあるように、ロシアのエリツイン前大統領の葬儀（以下、「エリツイン氏の葬儀」という。）に日本から特使を派遣しなかつた理由として、葬儀日程に間に合う民間の航空便があつたが、人選が間に合わなかつたというのは真実か。

三 二が真実であるならば、二〇〇七年四月二十五日の塩崎官房長官の記者会見（以下、「塩崎会見」という。）で、日本側から「エリツイン氏の葬儀」に際して特使を派遣しなかつた理由として「適当な商用便がなかつた」旨の発言をしたことは矛盾しており、日本国民に対して真実を明らかにしなかつたものであると思料するが、政府の見解如何。

四 「北海道新聞記事」に「人選が間に合わなかつた」とあるが、「エリツイン氏の葬儀」の出席者の人選に際して、どのような混乱があつたの

との記事（以下、「北海道新聞記事」という。）が掲載されていることを政府は承知しているか。

二 「北海道新聞記事」にあるように、独立行政法人「緑資源機構」の林道整備をめぐる入札談合で、東京地検特捜部が公正取引委員会の押収した証拠品を庁内で紛失し、証拠品が誤って溶解処理されていたというのは事実か。

三 二が事実であるならば、このような不祥事が起きた原因についての政府の見解如何。

四 二の不祥事に関連して、関係者に対してどのような処分が下されたか。

五 「北海道新聞記事」に、岩村修二次席検事のコメント(以下、「岩村コメント」という)が掲載されているが、「岩村コメント」に対する政府の見解如何。

六 「岩村コメント」に「いずれあらためて説明したい」とあるが、岩村修二次席検事から国民に対してどのような説明があったか。

内閣衆質一六六第二二三号
平成十九年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出緑資源機構の林道整備をめぐる入札談合に係る証拠品を東京地検が紛失した件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出緑資源機構の林道整備をめぐる入札談合に係る証拠品を東京地検が紛失した件に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の報道については承知している。

二 について

東京地方検察庁において、公正取引委員会から預かっていた証拠品の一部を誤って紛失し、廃棄されるという事態が生じたと承知している。

三 について

証拠品の紛失・廃棄の原因については、東京地方検察庁における証拠品の管理が十分でなかったことであると承知している。

四 について

関係者の人事上の処分については、法務省において、事案の内容等を踏まえて、適切に対処する考えである。

五 について

東京地方検察庁においては、捜査機関の具体的活動内容にかかわる事柄であることを前提とし、捜査への影響等を考慮しつつ、その時点において可能な範囲で証拠品の紛失・廃棄について言及したものと承知している。

六 について

東京地方検察庁においては、証拠品の紛失・廃棄の経緯等の詳細についてはいまだ改訂して説明をしたい旨言及したものと承知しているが、当該詳細についての説明は、現時点においては、いまだ行われていないものと承知している。

平成十九年五月十四日提出
質問 第一二二四号

下水道整備事業の現況に関する質問主意書

提出者 小宮山泰子

下水道整備事業の現況に関する質問主意書
わが国の近代的下水道は明治時代に始まったと

されているが、とくに昭和三十三年の下水道法の制定以来、下水道事業は公衆衛生の向上、水質保全など環境面及び雨水対策による公共用水域の安全確保などで大きな役割を果たしてきた。

その一方で下水道事業の現況を概観しても、検討すべき課題が多いと考える。統計数字を含め下水道事業をめぐる現況を把握し、今後の下水道事業のあり方を再検討するため、以下、質問する。

一 下水道の建設財源とされてきた自治体の下水道借入金金は、下水道経営を困難に陥れているばかりか、自治体の財政を圧迫する大きな原因となつていくと広く指摘されている。下水道借入金残高総額について、最近の実態をご説明いただきたい。また下水道借入金残高が地方公共団体の借入金総額に占める割合について伺いたい。さらに過去三十年間で、料金不足額が一般会計の借入金に振り替えられた下水道料金赤字総額を伺いたい。

二 建設費のほか下水道の維持管理費について伺いたい。自治体の下水道維持管理費総額、下水道使用料総額及び市町村の一般会計で支出される料金不足総額について、最近の実態をご説明いただきたい。また一般会計から下水道会計へ繰り出された過去十年間の総額について伺いたい。

三 小泉前内閣の三位一体改革による国庫補助負担金の削減、地方交付税交付金の圧縮が実施され、下水道事業を取り巻く環境は一段と厳しくなつていくと考えるが、市町村の下水道事業財政に与える影響について、どのように考えているか見解を伺いたい。

四 北海道夕張市の財政破綻は、観光事業の失敗による債務が大きすぎて目立たないが、下水道

の建設及び供用開始後の管理・運営に伴う負債が影響していることは間違いないと考える。平成十六年度末で夕張市の下水道債残高は約十八億円、十六年度までの十年間の下水道会計収入不足額は約二十億六千万円と聞いている。再建計画で下水道使用料の値上げを行うとして、収入不足額を埋めるには遠く及ばず、再建計画が予定どおり進まないことを危惧する。見解を伺いたい。

五 国土交通省の資料によると、下水道普及率は人口百万人以上の規模の都市で九八・四％、他方、人口五万人未満の自治体では三六・三％であり、未普及人口は二千五百万人としている。今後人口五万人未満の自治体の下水道整備が課題としているが、どのくらいの費用と期間が必要と考えているか伺いたい。

六 今後は管路の布設換え等更新のための事業が増加すると考えるが、更新のための費用及びその財源等について伺いたい。

七 合併浄化槽については下水道と同様、水質保全、生活環境の改善及び保全を図る上で有効な施設であると政府も評価しているところである(例として平成三年六月十二日付、「合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業との調整について」(厚生省生活衛生局水道環境部長通知)。また北側前国交大臣は平成十七年の下水道法一部改正案審議の際に、「汚水処理施設の整備手法の選定については、各施設の役割、機能を総合的に勘案して、地域の実情を踏まえ地方公共団体がみずから判断することが重要」と答弁している。

今後、下水道事業が市街地から郊外へ、地方では中山間地へと移つていき、公共下水道とし

て整備を進めるには、自治体の負担能力をはるかに超える財源が必要となることが考えられるが、下水道が合併浄化槽かの選択について、費用対効果、地方財政の健全化の面から、より適切、合理的な選択がされるよう、新たな方針を提案する考えがあるか、伺いたい。

る経費は九千二百五十九億円である。使用料は汚水処理に係る維持管理費のほか汚水処理に係る元利償還金にも充てられるものであるが、その総額は一兆三千九百六十五億円である。下水道事業に要する経費として市町村の一般会計等から下水道事業会計へ繰り出された金額は一兆七千三百六十六億円であり、一般会計が負担すべき雨水処理経費等を除くと、八千四億円である。

同計画において必要額を見込んでいたが、一般会計からの繰り出しが同計画で見込んだ額よりも増加しないように、総務省として必要な助言を行ってまいりたい。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成十九年三月二日
内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣衆議院一六六第二二四号
平成十九年五月二十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員小宮山泰子君提出下水道整備事業の現況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小宮山泰子君提出下水道整備事業の現況に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員小宮山泰子君提出下水道整備事業の現況に関する質問に対する答弁書

一について

平成十七年度の決算において、下水道事業債残高は三十二兆九千七百七十億円となっている。普通会計債残高及び公営企業債残高の合算額のうち下水道事業債残高が占める割合は十六・五パーセントとなっている。また、お尋ねの「料金不足額が一般会計の借金に振り替えられた下水道料金赤字総額」の意味が明らかではないが、下水道事業会計における資金の不足額に対し、一般会計において起債を行った例はないものと承知している。

二について

平成十七年度の決算において、維持管理費の総額は一兆千二百億円（うち、雨水処理等に要する経費は千八百四十三億円、汚水処理に要す

また、平成八年度から平成十七年度までの間に市町村の一般会計等から下水道事業会計へ繰り出された金額の総額は十七兆二千七百九十三億円である。

三について

いわゆる三位一体の改革は、約三兆円の税源移譲、国庫補助負担金の縮減等により地方の一般財源を拡大するとともに、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、地方交付税の見直しを行ったものである。

同改革では、下水道事業に係る国庫補助負担金について一部は交付金化されたものの、下水道の整備に係る財源スキームは変わっており、下水道事業に要する経費のうち一般会計が負担すべき経費については、必要額を地方財政計画に計上し、地方交付税により、各地方公共団体に対して、財政措置を講じているところであり、同改革が下水道事業会計に影響を与えたとは考えていない。

四について

夕張市の財政再建計画においては、公共下水道事業会計に係る下水道使用料を引き上げた上で、不足額を一般会計から繰り出すことにより単年度収支を均衡させることとしており、既に

下水道の整備は多額の費用を要することから、事業主体である地方公共団体において、社会情勢等の変化を踏まえ、下水道により汚水処理を行う区域等について、現在見直しを行っているものと承知している。お尋ねの人口五万人未満の地方公共団体の下水道整備のための費用総額と整備期間がどの程度となるかについて、国としては、見直しを行っていない。

六について

下水道施設の改築については、事業主体である地方公共団体において、その老朽化の程度等を踏まえ、改築の時期及び方法について検討が行われることとなるが、改築は、主に国庫補助負担金や地方債を財源として行われるものと考えている。

また、お尋ねの改築のための費用総額がどの程度となるかについて、国としては、見直しを行っていない。

七について

汚水処理施設の整備に関しては、地方公共団体が、各種汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法の選定を行うことが重要である。このため、現段階では、御指摘のような新たな方針を提案することは、考えていない。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律

目次中「第九条」を「第十条」に、「第十条」第十七条を「第十一条」第十八条に、「第十八条」第十九条を「第十九条」第二十条に、「第二十条」第二十五条を「第二十一条」第二十六条に、「第二十六条」第二十九条を「第二十七条」第三十条に改める。

第一条中「並びに」を「及び熱回収並びに」に改める。

第二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「熱回収」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。）。

二 食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。）。

第三条第一項中「並びに」を「及び熱回収並びに」

に改め、同条第三項中「食料・農業・農村政策審議会」の下に「及び中央環境審議会」を加える。
第七條第三項中「食料・農業・農村政策審議会」の下に「及び中央環境審議会」を加える。

第二十九條を第三十條とする。

第二十八條第一号中「第二十三條第一項」を「第九條第一項又は第二十四條第一項若しくは第三項」に改め、同条第二号中「第二十三條第一項」を「第二十四條第一項又は第三項」に改め、同条を第二十九條とする。

第二十七條第一号中「第十條第五項又は第十四條第一項」を「第十一條第五項又は第十五條第一項」に改め、同条第二号中「第十二條」を「第十三條」に改め、同条第三号中「第十三條」を「第十四條」に改め、同条第四号中「第十四條第三項」を「第十五條第三項」に改め、同条第五号及び第六号中「第二十三條第二項」を「第二十四條第二項」に改め、同条を第二十八條とする。

第二十六條中「第九條第三項」を「第十條第三項」に改め、同条を第二十七條とする。

第六章中第二十五條を第二十六條とする。

第二十四條第一項第二号中「第九條第一項」の下に「の規定による報告の受理、第十條第一項」を加え、「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に、「第十九條第三項」を「第二十條第三項」に、「第十九條第一項」を「第二十條第一項」に改め、「前条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項第三号中「第十條第一項」を「第十一條第一項」に、「第十一條第二項」を「第十二條第二項」に、「第十條第五項」を「第十一條第五項」に、「第十條第六項」を「第十一條第六項」に、「第十六條第二項」を「第十七條第二項」に、「第十四條第一項」を「第十五條第一項」に、「第十六條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条第二項第一号中「第二條第六項」を「第二十二條」とする。

二條第六項各号及び第七項」に改め、同項第二号中「並びに第十八條第一項及び第二項第七号」を「第九條並びに第十九條第一項、第二項第九号及び第三項第四号から第六号まで」に改め、同項第三号中「第十條第二項」を「第十一條第二項」に、「第十一條第二項」を「第十二條第二項」に、「第十三條、第十四條第三項」を「第十四條、第十五條第三項」に、「第十七條」を「第十八條」に改め、同条を第二十五條とする。

第二十三條第一項中「又は認定事業者」を削り、「対し」の下に「食品廃棄物等の発生量及び」を加え、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十三條を第二十四條とする。

第二十二條第一項及び第二項中「第十條第一項」を「第十一條第一項」に、「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十條第五項」を「第十一條第五項」に、「第十九條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十一條第一項及び第二項中「第十條第一項」を「第十一條第一項」に、「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十條第五項」を「第十一條第五項」に、「第十九條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十條第一項中「次項において同じ」を削り、「第十條第一項」を「第十一條第一項」に、「第三項」を「以下この条」に、「以下この条」を「第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 認定事業者である食品関連事業者(認定事業者が第十九條第一項の事業協同組合その他の法令で定める法人である場合にあっては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者)の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬(一般廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を業として行う者(同条第二項第八号に規定する者である者に限る。)は、廃棄物処理法第七條第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、認定計画に従つて行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができる。

第二十條第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する者は、廃棄物処理法第七條第十三項、第十五項及び第十六項、第七條の五並びに第十九條の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者とみなす。

第二十條を第二十一條とする。

第十九條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定事業者が、前条第一項の認定に係る再生利用事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて再生利用事業を

実施していないとき。

二 認定事業者が、認定計画に従つて再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利用していないとき。

三 認定事業者が、認定計画に従つて特定農畜水産物等を利用していないとき。

四 前条第二項第八号に規定する者が、同条第三項第五号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

五 前条第二項第八号に規定する施設が、同条第三項第六号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

第五章中第十九條を第二十條とする。

第十八條第一項中「及び当該再生利用事業」を「当該再生利用事業」に改め、「の利用」の下に「及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの(以下「特定農畜水産物等」という。)の利用」を加え、同条第二項中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同条の次に次の一項を加える。

八 再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者及び当該収集又は運搬の用に供する施設

第十八條第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項

第十八條第三項に次の三号を加える。

四 特定農畜水産物等の生産量のうち、食品関連事業者が利用すべき量として特定肥飼料等の利用の状況その他の事情を勘案して主務省令で定めるところにより算定される量に見合

官 報 (号 外)

う利用を確保する見込みが確実であること。
五 前項第八号に規定する者が、主務省令で定める基準に適合すること。

六 前項第八号に規定する施設が、主務省令で定める基準に適合すること。

第十八条第四項中「第二項第四号」を「第二項第五号」に改め、同条を第十九条とする。

第四十條第十七條を第十八條とする。

第十六条第一項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第二号中「第十条第三項各号」を「第十一条第三項各号」に改め、同項第三号中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第二項中「第十条第六項」を「第十一条第六項」に改め、同条を第十七条とし、第十一条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第十条第四項第二号及び第六項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するもの」を「食品廃棄物等多量発生事業者」に、「当該食品関連事業者を」を「当該食品廃棄物等多量発生事業者」に改め、同条第二項中「食品関連事業者」を「食品廃棄物等多量発生事業者」に改め、同条第三項中「食品関連事業者」を「食品廃棄物等多量発生事業者」に改め、「食料・農業・農村政策審議会」の下に「及び中央環境審議会」を加え、第三章中同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(定期の報告)

第九条 食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するもの(次条において「食品廃棄物等多量発生事業者」という。)は、毎年度、

主務省令で定めるところにより、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に關し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 前項に規定する食品関連事業者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量には、典型的な約款による契約に基づき継続的に、商品販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に關する指導を行う事業であつて、当該事業に係る約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。)の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の処理に關する定めであつて主務省令で定めるものがあるものを行う食品関連事業者にあつては、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量を含むものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定、第七条第三項の改正規定、第九条第三項の改正規定(食料・農業・農村政策審議会)の下に「及び中央環境審議会」を加える部分に限る。)並びに附則第六条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(定期の報告に關する経過措置)

第二条 この法律による改正後の食品循環資源の再生利用等の促進に關する法律(附則第七条において「新法」という。)第九条第一項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者は、同項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する年度に係る食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に關し、報告することを要しない。

(再生利用事業計画に關する経過措置)

第三条 この法律による改正前の食品循環資源の再生利用等の促進に關する法律(次条において「旧法」という。)第十八条第一項の認定を受けた再生利用事業計画及びこの法律の施行後に次条の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた再生利用事業計画に關する計画の変更の認定及び取消し、廃棄物の処理及び清掃に關する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)、肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に關する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の特例並びに報告の徴収及び立入検査については、なお従前の例による。

(施行前にされた再生利用事業計画の認定の申請に關する経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた旧法第十八条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていらないものに係る認定については、なお従前の例による。

(罰則の適用に關する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、

必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九十号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

(環境基本法の一部改正)

第九条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「(平成十二年法律第百十号)」の下に「、食品循環資源の再生利用等の促進に關する法律(平成十二年法律第百十六号)」を加える。

理 由

食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品廃棄物等の発生量等に關し定期の報告を義務付けるとともに、再生利用事業計画に位置付けられた食品循環資源の収集又は運搬を行う者について一般廃棄物に係る廃棄物処理法の許可を不要とする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食品循環資源の再生利用等の促進に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品廃棄物等の発生量等に關し定

期の報告を義務付けるとともに、再生利用事業計画に位置付けられた食品循環資源の収集又は運搬を行う者について一般廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の許可を不要とする等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するもの（以下「食品廃棄物等多量発生事業者」という。）は、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務大臣に報告しなければならないものとする。

2 1に規定する食品関連事業者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量には、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業であつて、当該事業に係る約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の処理に関する定めであつて主務省令で定めるものがあるものを行う食品関連事業者にあつては、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量を含むものとする。

3 再生利用事業計画について、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥料等の利用及び当該特定肥料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの

の利用に関する計画とすること。

4 3の認定を受けた食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬を業として行う者は、廃棄物処理法の規定による許可を受けず、認定計画に従つて行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができるものとする。

5 食品循環資源の有効な利用の確保に資する行為として再生利用が困難な場合に「熱回収」を位置付けるものとする。

6 主務大臣は、基本方針若しくは食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、若しくはこれらを改定しようとするとき、又は食品循環資源の再生利用等の取組が著しく不十分な食品廃棄物等多量発生事業者に対する命令を行おうとするときは、食料・農業・農村政策審議会に加え、中央環境審議会の意見を聴かなければならないものとする。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、食品循環資源の再生利用等を促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十九年五月二十二日

環境委員長 西野あきら
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 食品廃棄物等の発生抑制は、循環型社会を形成する上で極めて重要であることにかんがみ、売れ残り等の食品残さを削減するため、発生抑制のみで達成すべき目標を設定するなど、食品関連事業者等の取組をさらに促進する方策を講ずること。

二 食品循環資源の再生利用を促進するため、リサイクルコストの低減、食品循環資源を原材料とする肥料等の安全性を含む品質の確保、向上を図るとともに、その肥料料を利用して生産された農畜水産物の食品関連事業者等による着実な引取や利用を確保させる措置を講ずること。

三 食品循環資源のリサイクル・ループの構築を飛躍的に推進するため、肥料料に関する農林漁業者等のニーズを的確に把握し、再生利用に関する技術開発の動向、関係主体間の連携体制等について広く情報を収集・蓄積して公開するとともに、各主体間の連携を推進するコーディネート等の人材の育成について施策を講ずること。

四 家庭から排出される食品廃棄物等の有効利用が不十分である状況にかんがみ、一般廃棄物に該当する食品循環資源の市町村による再生利用を促進するため、施設整備等への財政的支援も含めた市町村の取組を促す措置を講ずること。また、家庭から排出される食品廃棄物等の発生

抑制及び再生利用を推進するため、食べ残しの削減やごみの分別の徹底など国民の理解と取組を促進するよう普及・啓発等により一層努めるとともに、生ごみを粉碎処理する「デイスボラー」の利用に伴う諸課題について、多角的な検討・評価を行うこと。

五 事業系一般廃棄物についても、再生利用を促進する仕組みとなるよう、市町村の取組を促す措置を講ずること。

六 熱回収については、食品循環資源の再生利用が困難な場合等に限ることを原則として安易な実施を抑制し、再生利用を行う事業者の取組や再生利用事業への今後の投資を阻害することとならないよう、再生利用等について優先順位を明確にする等適切な実施基準を策定すること。

七 バイオエタノールへの利活用等食品循環資源の柔軟で合理的な再生利用等を促進するため、再生利用手法等の調査・研究・開発を主体的かつ積極的に推進し、その多様化を図ることにより、食品循環資源の再生利用率の大幅引き上げを早期に実現すること。

八 食品循環資源の再生利用等の促進に当たっては、バイオマス利活用推進施策及び食育推進施策等の関連施策と密接に連携し、重層的かつ一体的な展開を図ること。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月二十七日

参議院議長 扇 千景
衆議院議長 河野 洋平殿

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	1
第二章 住宅建設瑕疵担保証金(第三条―第十条)	2
第三章 住宅販売瑕疵担保証金(第十一条―第十六条)	3
第四章 住宅瑕疵担保責任保険法人(第十七条―第三十二条)	4
第五章 住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理(第三十三条―第三十四条)	5
第六章 雑則(第三十五条―第三十八条)	6
第七章 罰則(第三十九条―第四十三条)	7
附則	
第一章 総則	

(目的)

第一条 この法律は、国民の健康で文化的な生活にとつて不可欠な基盤である住宅の備えるべき安全性その他の品質又は性能を確保するためには、住宅の瑕疵の発生防止が図られるとともに、住宅に瑕疵があつた場合においてはその瑕疵担保責任が履行されることが重要であることにかんがみ、建設業者による住宅建設瑕疵担保証金の供託、宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保証金の供託、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定及び住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理体制等について定めることにより、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。)と相まって、住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買

主の利益の保護並びに円滑な住宅の供給を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「住宅」とは住宅品質確保法第二条第一項に規定する住宅をいい、「新築住宅」とは同条第二項に規定する新築住宅をいう。

2 この法律において「建設業者」とは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定する建設業者をいう。

3 この法律において「宅地建物取引業者」とは、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業者を営むもの(第十二条第一項において「信託会社等」という。)を含むものとする。

4 この法律において「特定住宅瑕疵担保責任」とは、住宅品質確保法第九十四条第一項又は第九十五条第一項の規定による担保の責任をいう。

5 この法律において「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」とは、次に掲げる要件に適合する保険契約をいう。

- 一 建設業者が保険料を支払うことを約するものであること。
- 二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を受受するものであること。
- イ 住宅品質確保法第九十四条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅建設瑕疵担保責任」という。)

担保責任という。)に係る新築住宅に同項に規定する瑕疵がある場合において、建設業者が当該特定住宅建設瑕疵担保責任を履行したときに、当該建設業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該建設業者の損害をてん補すること。

ロ 特定住宅建設瑕疵担保責任に係る新築住宅に住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵がある場合において、建設業者が相当の期間を経過してもなお当該特定住宅建設瑕疵担保責任を履行しないときに、当該住宅を新築する建設工事の発注者(建設業法第二条第五項に規定する発注者をいい、宅地建物取引業者であるものを除く。以下同じ。)の請求に基づき、その瑕疵によつて生じた当該発注者の損害をてん補すること。

三 前号イ及びロの損害をてん補するための保険金額が二千万円以上であること。

四 住宅を新築する建設工事の発注者が当該建設工事の請負人である建設業者から当該建設工事に係る新築住宅の引渡しを受けた時から十年以上の期間にわたつて有効であること。

五 国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、変更又は解除をすることができないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。

6 この法律において「住宅販売瑕疵担保責任保険契約」とは、次に掲げる要件に適合する保険契約をいう。

一 宅地建物取引業者が保険料を支払うことを約するものであること。

二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を受受するものであること。

イ 住宅品質確保法第九十五条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅販売瑕疵担保責任」という。)に係る新築住宅に同項に規定する隠れた瑕疵がある場合において、宅地建物取引業者が当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行したときに、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

ロ 特定住宅販売瑕疵担保責任に係る新築住宅に住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵がある場合において、宅地建物取引業者が相当の期間を経過してもなお当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行しないときに、当該新築住宅の買主(宅地建物取引業者であるものを除く。第十九条第二号を除き、以下同じ。)の請求に基づき、その隠れた瑕疵によつて生じた当該買主の損害をてん補すること。

三 前号イ及びロの損害をてん補するための保険金額が二千万円以上であること。

四 新築住宅の買主が当該新築住宅の売主である宅地建物取引業者から当該新築住宅の引渡しを受けた時から十年以上の期間にわたつて有効であること。

五 国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、変更又は解除をすることができないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する宅地建物取引業者及び同号

口に規定する買主の利益の保護のため、必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。

第二章 住宅建設瑕疵担保保証金

第三条 建設業者は、各基準日(毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以下同じ。)において、当該基準日前十年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅について、当該発注者に対する特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしていなければならない。

2 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人(以下この章及び次章において単に「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。)と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した場合における当該住宅建設瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅を除く。以下この条において「建設新築住宅」という。の合計戸数の別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で、建設新築住宅の合計戸数を基礎として、新築住宅に住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵があった場合に生ずる損害の状況を勘案して政令で定めるところにより算定する額(以下この章において「基準額」という。)以上の額とする。

3 前項の建設新築住宅の合計戸数の算定に当たっては、建設新築住宅のうち、その床面積の合計が政令で定める面積以下のものは、その二

4 前項に定めるもののほか、住宅を新築する建設工事の発注者と二以上の建設業者との間で締結された請負契約であつて、建設業法第十九条第一項の規定により特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に係る当該建設業者それぞれの負担の割合が記載された書面が相互に交付されたものに係る建設新築住宅その他の政令で定める建設新築住宅については、政令で、第二項の建設新築住宅の合計戸数の算定の特例を定めることができる。

5 第一項の住宅建設瑕疵担保保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下同じ。)をもって、これに充てることができる。

6 第一項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の供託は、当該建設業者の主たる事務所の最寄りの供託所にするものとする。

(住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出等)
第四条 前条第一項の新築住宅を引き渡した建設業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び同条第二項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、国土交通省令で定めるところにより、その建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の建設業者が新たに住宅建設瑕疵担保保証金の供託をし、又は新たに住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結して同項の規定による届出をする場合においては、住宅建設瑕疵担保保証金の供託又は住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結に関する書類で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

第五条 第三項第一項の新築住宅を引き渡した建設業者は、同項の規定による供託をし、かつ、前条第一項の規定による届出をしなければ、当該基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに住宅を新築する建設工事の請負契約を締結してはならない。ただし、当該基準日後に当該基準日に係る住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託をし、かつ、その供託について、国土交通省令で定めるところにより、その建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の確認を受けたときは、その確認を受けた日以後においては、この限りでない。

(住宅建設瑕疵担保保証金の還付等)
第六条 第三項第一項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている建設業者(以下「供託建設業者」という。)が特定住宅建設瑕疵担保責任を負う期間内に、住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵によって生じた損害を受けた当該特定住宅建設瑕疵担保責任に係る新築住宅の発注者は、その損害賠償請求権に関し、当該供託建設業者が供託をしている住宅建設瑕疵担保保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利を有する者は、次に掲げるときに限り、同項の権利の実行のため住宅建設瑕疵担保保証金の還付を請求することができる。

一 当該損害賠償請求権について債務名義を取得したとき。

二 当該損害賠償請求権の存在及び内容について当該供託建設業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。

三 当該供託建設業者が死亡した場合その他当該損害の賠償の義務を履行することができず、又は著しく困難である場合として国土交通省令で定める場合において、国土交通省令で定めるところにより、前項の権利を有することについて国土交通大臣の確認を受けたとき。

3 前項に定めるもののほか、第一項の権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託)
第七条 供託建設業者は、前条第一項の権利の実行その他の理由により、住宅建設瑕疵担保保証金が基準額に不足することとなつたときは、法務省令・国土交通省令で定める日から二週間以内にその不足額を供託しなければならない。

2 供託建設業者は、前項の規定により供託したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨をその建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

官 報 (号 外)

いて、主たる事務所を移転したためその最寄りの供託所を変更したときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所に對し、費用を予納して、移転後の主たる事務所の最寄りの供託所への住宅建設瑕疵担保保証金の保管替えを請求しなければならない。

2 供託建設業者は、有価証券又は有価証券及び金銭で住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている場合において、主たる事務所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、当該住宅建設瑕疵担保保証金の額と同額の住宅建設瑕疵担保保証金の供託を移転後の主たる事務所の最寄りの供託所にしなければならない。その供託をしたときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、移転前の主たる事務所の最寄りの供託所に供託をしていた住宅建設瑕疵担保保証金を取り戻すことができる。

3 第三項第五項の規定は、前項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をする場合について準用する。

(住宅建設瑕疵担保保証金の取戻し)

第九條 供託建設業者又は建設業者であつた者若しくはその承継人で第三條第一項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしているものは、基準日において当該住宅建設瑕疵担保保証金の額が当該基準日に係る基準額を超えることとなつたときは、その超過額を取り戻すことができる。

2 前項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しは、国土交通省令で定めるところにより、当該供託建設業者又は建設業者であつた者がその建設業法第三條第一項の許可を受けた国

土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、することができない。

3 前二項に定めるもののほか、住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(建設業者による供託所の所在地等に関する説明)

第十條 供託建設業者は、住宅を新築する建設工事の発注者に対し、当該建設工事の請負契約を締結するまでに、その住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の所在地その他住宅建設瑕疵担保保証金に關し国土交通省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

第三章 住宅販売瑕疵担保保証金

(住宅販売瑕疵担保保証金の供託等)

第十一條 宅地建物取引業者は、各基準日において、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅について、当該買主に対する特定住宅販売瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければならない。

2 前項の住宅販売瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅当該宅地建物取引業者が住宅販売瑕疵担保責任保険人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した場合における当該住宅販売瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅を除く。以下この条において「販売新築住宅」という。の合計戸数の別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で、販売新築住宅の合計戸数を基礎として、新築住宅に住宅品質確保法第九

十五條第一項に規定する隠れた瑕疵があつた場合に生ずる損害の状況を勘案して政令で定めるところにより算定する額(第十三條において「基準額」という。)以上の額とする。

3 前項の販売新築住宅の合計戸数の算定に当たっては、販売新築住宅のうち、その床面積の合計が政令で定める面積以下のものは、その二戸をもつて一戸とする。

4 前項に定めるもののほか、新築住宅の買主と二以上の自ら売主となる宅地建物取引業者との間で締結された売買契約であつて、宅地建物取引業法第三十七條第一項の規定により当該宅地建物取引業者が特定住宅販売瑕疵担保責任の履行に係る当該宅地建物取引業者それぞれの負担の割合が記載された書面を当該新築住宅の買主に交付したものに係る販売新築住宅その他の政令で定める販売新築住宅については、政令で、第二項の販売新築住宅の合計戸数の算定の特例を定めることができる。

5 第一項の住宅販売瑕疵担保保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

6 第一項の規定による住宅販売瑕疵担保保証金の供託は、当該宅地建物取引業者の主たる事務所の最寄りの供託所にするものとする。

(住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第十二條 前条第一項の新築住宅を引き渡した宅地建物取引業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び同条第二項に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、国土交通省令で定めるところにより、その宅地建物取引業法第三條

第一項の免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事(信託会社等にあつては、国土交通大臣。次条において同じ。)に届け出なければならない。

2 前項の宅地建物取引業者が新たに住宅販売瑕疵担保保証金の供託をし、又は新たに住宅販売瑕疵担保責任保険人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結して同項の規定による届出をする場合においては、住宅販売瑕疵担保保証金の供託又は住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結に關する書類で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

(自ら売主となる新築住宅の売買契約の新たな締結の制限)

第十三條 第十一條第一項の新築住宅を引き渡した宅地建物取引業者は、同項の規定による供託をし、かつ、前条第一項の規定による届出をしなければ、当該基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を締結してはならない。ただし、当該基準日後に当該基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託をし、かつ、その供託について、国土交通省令で定めるところにより、その宅地建物取引業法第三條第一項の免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、その確認を受けた日以後においては、この限りでない。

(住宅販売瑕疵担保保証金の還付等)

第十四條 第十一條第一項の規定により住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている宅地建物取引業者(以下「供託宅地建物取引業者」という。)が特定住宅販売瑕疵担保責任を負う期間内に、住

宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵によって生じた損害を受けた当該特定住宅販売瑕疵担保責任に係る新築住宅の買主は、その損害賠償請求権に関し、当該供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売瑕疵担保保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利を有する者は、次に掲げるときに限り、同項の権利の実行のため住宅販売瑕疵担保保証金の還付を請求することができる。

一 当該損害賠償請求権について債務名義を取得したとき。

二 当該損害賠償請求権の存在及び内容について当該供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。

三 当該供託宅地建物取引業者が死亡した場合その他当該損害の賠償の義務を履行することができず、又は著しく困難である場合として国土交通省令で定める場合において、国土交通省令で定めるところにより、前項の権利を有することについて国土交通大臣の確認を受けたとき。

3 前項に定めるもののほか、第一項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(宅地建物取引業者による供託所の所在地等に関する説明)

第十五条 供託宅地建物取引業者は、自ら売主となる新築住宅の買主に対し、当該新築住宅の売買契約を締結するまでに、その住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の所在地その他の

他住宅販売瑕疵担保保証金に関し国土交通省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(準用)

第十六条 第七条から第九条までの規定は、供託宅地建物取引業者について準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「基準額」とあるのは「第十四条第二項に規定する基準額(以下単に「基準額」という。）」と、同条第二項及び第九条第二項中「建設業法第三条第一項の許可」とあるのは「宅地建物取引業法第三条第一項の免許」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(第二条第三項に規定する信託会社等にあつては、国土交通大臣)」と、第七条第三項及び第八条第三項中「第三条第五項」とあるのは「第十一条第五項」と、第九条第一項及び第二項中「建設業者であつた者」とあるのは「宅地建物取引業者であつた者」と、同条第一項中「第三条第一項」とあるのは「第十一条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 住宅瑕疵担保責任保険法人(指定)

第十七条 国土交通大臣は、特定住宅瑕疵担保責任その他住宅の建設工事の請負又は住宅の売買に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項に規定する担保の責任の履行の確保を図る事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、第十九条に規定する業務(以下「保険等の業務」という。)に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅瑕疵担保責任保険法人(以下「保険法人」という。)として指定することができる。

一 保険等の業務を的確に実施するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、保険等の業務に係る収支の見込みが適正であること。

二 職員、業務の方法その他の事項についての保険等の業務の実施に関する計画が、保険等の業務を的確に実施するために適切なものであること。

三 役員又は構成員の構成が、保険等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保険等の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて保険等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 国土交通大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしてはならない。

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第三十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十条第二項の規定による命令により

解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十八条 国土交通大臣は、指定をしたときは、当該保険法人の名称及び住所、保険等の業務を行う事務所の所在地並びに保険等の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 保険法人は、その名称若しくは住所又は保険等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十九条 保険法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 住宅建設瑕疵担保責任保険契約及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約(以下「住宅瑕疵担保責任保険契約」という。)の引受けを行うこと。

二 民法第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項に規定する担保の責任の履行によつて生じた住宅の建設工事の請負人若しくは住宅の売主の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵若しくは隠れた瑕疵によつて生じた住宅の建設工事の注文者若しくは住宅の買主の損害をてん補することを約して保険料を収受する保険契約(住宅瑕疵担保責任保険契約を除く。)の引受けを行うこと。

三 他の保険法人が引き受けた住宅瑕疵担保責任

官 報 (号 外)

任保険契約又は前号の保険契約に係る再保険契約の引受けを行うこと。

四 住宅品質確保法第九十四条第一項又は第九十五条第一項に規定する瑕疵又は隠れた瑕疵（以下この条において「特定住宅瑕疵」という。）の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

五 特定住宅瑕疵の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する調査研究を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
（役員の選任及び解任）

第二十條 保険法人の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、保険法人の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は保険等の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、保険法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（業務規程）

第二十一條 保険法人は、保険等の業務の開始前に、保険等の業務に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 保険等の業務の実施の方法その他の業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
3 国土交通大臣は、第一項の認可をした業務規程が保険等の業務の的確な実施上不適当となつ

たと認めるときは、保険法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第二十二條 保険法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 保険法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十三條 保険法人は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九条第一号の業務及びこれに附帯する業務

二 第十九条第二号の業務及びこれに附帯する業務

三 第十九条第三号の業務及びこれに附帯する業務

四 前三号に掲げる業務以外の業務
（責任準備金）

第二十四條 保険法人は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を積み立てなければならない。

（帳簿の備付け等）

第二十五條 保険法人は、国土交通省令で定めるところにより、保険等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え

付け、これを保存しなければならない。
（財務及び会計に関し必要な事項の国土交通省令への委任）

第二十六條 この章に定めるもののほか、保険法人が保険等の業務を行う場合における保険法人の財務及び会計に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（監督命令）

第二十七條 国土交通大臣は、保険等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、保険法人に対し、保険等の業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

（報告及び検査）

第二十八條 国土交通大臣は、保険等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、保険法人に対し業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、保険法人の事務所に立ち入り、保険等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（業務の休廃止）

第二十九條 保険法人は、国土交通大臣の許可を受けなければ、保険等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により保険等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該保険法

人に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第三十條 国土交通大臣は、保険法人が第十七条第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、保険法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて保険等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 保険等の業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 不正な手段により指定を受けたとき。

三 第十八条第二項、第二十二條から第二十五条まで又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十条第二項、第二十一条第三項又は第二十七条の規定による命令に違反したとき。

五 第二十一条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで保険等の業務を行ったとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により保険等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消しに伴う措置）

第三十一條 保険法人は、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、その保険等の業務の全部を、当該保険等の業務の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定す

る保険法人に引き継がなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における保険等の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(情報の提供等)

第三十二条 国土交通大臣は、保険法人に対し、保険等の業務の実施に必要の情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第五章 住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理

(指定住宅紛争処理機関の業務の特例)

第三十三条 住宅品質確保法第六十六条第二項に規定する指定住宅紛争処理機関(以下単に「指定住宅紛争処理機関」という。)は、住宅品質確保法第六十七条第一項に規定する業務のほか、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅(同項に規定する評価住宅を除く。)の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行うことができる。

2 前項の規定により指定住宅紛争処理機関が同項に規定する業務を行う場合には、住宅品質確保法第六章第一節(第六十六条、第六十七条、第六十九条第一項及び第七十五条を除く。)の規定中「住宅紛争処理の」とあるのは「特別住宅紛争処理の」と、「紛争処理の業務」とあるのは「特別紛争処理の業務」と、住宅品質確保法第六十八条第二項中「住宅紛争処理」とあるのは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第 号。以下「履行確保法」という。)第三十三条第一項に規定す

る紛争のあっせん、調停及び仲裁(以下「特別住宅紛争処理」という。)と、「者に住宅紛争処理」とあるのは「者に特別住宅紛争処理」と、住宅品質確保法第六十九条第一項中「紛争処理の業務」とあるのは「履行確保法第三十三条第一項に規定する業務(以下「特別紛争処理の業務」という。))と、住宅品質確保法第七十一条第一項中「登録住宅性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、登録住宅型式性能認定等機関又は登録試験機関(次項において「登録住宅性能評価機関等」という。))とあり、及び同条第二項中「登録住宅性能評価機関等」とあるのは「履行確保法第七十一条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人」とするほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用に必要技術的読替えは、政令で定める。

(住宅紛争処理支援センターの業務の特例)

第三十四条 住宅品質確保法第八十二条第一項に規定する住宅紛争処理支援センター(第三項において単に「住宅紛争処理支援センター」という。)は、住宅品質確保法第八十三条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 指定住宅紛争処理機関に対して前条第一項に規定する業務の実施に要する費用を助成すること。

二 前条第一項の紛争のあっせん、調停及び仲裁に関する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを指定住宅紛争処理機関に提供すること。

三 前条第一項の紛争のあっせん、調停及び仲裁に関する調査及び研究を行うこと。

四 指定住宅紛争処理機関の行う前条第一項に規定する業務について、連絡調整を図ること。

2 前項第一号に規定する費用の助成に関する手続、基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、住宅品質確保法第六章第二節(第八十二条、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条及び第九十条を除く。)の規定中「支援等業務規程」とあるのは「特別支援等業務規程」と、「支援等の業務」とあるのは「特別支援等の業務」と、住宅品質確保法第八十二条第三項中「第十条第二項及び第三項、第十九条、第二十二條及び」とあるのは「第十九条、第二十二條及び」と、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に」とあるのは「第十九条第一項中「評価の業務」とあるのは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第 号)第三十四条第一項各号に掲げる業務(以下「特別支援等の業務」という。))と、同条第二項及び第二十二條第一項中「評価の業務」とあり、並びに第六十九条中「紛争処理の業務」とあるのは「特別支援等の業務」と、同条中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」と、住宅品質確保法第八十四条第一項中「支援等の業務に関する」とあるのは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「履行確保法」という。)第三十四条第一項各号に掲げる業務(以下「特別支援等の業務」という。))に関する」と、「支

援等業務規程」とあるのは「特別支援等業務規程」と、「支援等の業務」とあるのは「特別支援等の業務」とするほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用に必要技術的読替えは、政令で定める。

第六章 雑則

(国及び地方公共団体の努力義務)

第三十五条 国及び地方公共団体は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保を通じて住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護を図るため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(権限の委任)

第三十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第三十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

官 報 (号 外)

一 第五条の規定に違反して住宅を新築する建設工事の請負契約を締結した者 二 第十三条の規定に違反して自ら売主となる新築住宅の売買契約の締結をした者 第四十条 第三十条第二項の規定による保険等の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした保険法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第四十一条 第四条第一項、第七条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)(又は第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 第四十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした保険法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第二十五条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 三 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 四 第二十九条第一項の規定による許可を受けないで、保険等の業務の全部を廃止したとき。 第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九条又は第四十一条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金	刑を科する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第二章、第三章、第三十九条、第四十一条及び第四十三条並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内政令で定める日から施行する。 (調整規定) 第二条 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十七条第一項の規定の適用については、同項中「一般社団法人、一般財団法人」とあるのは、「同法第三十四条の規定により設立された法人」とする。 第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における第三条第五項の規定の適用については、同項中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは「社債等の振替に関する法律」と、「第二百七十八条第一項」とあるのは「第二百二十九条第一項」と、「振替債」とあるのは「振替社債等」とする。 (経過措置) 第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して十年を経過する日までの間	は、第三条第一項及び第十一条第一項中「当該基準日前十年間」とあるのは「附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から当該基準日までの間」と、第六条第一項中「発注者」とあるのは「発注者(附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に当該新築住宅の引渡しを受けたものに限る。)(と、第十四条第一項中「買主」とあるのは「買主(附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に当該新築住宅の引渡しを受けたものに限る。)(とする。 (検討) 第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (建設業法の一部改正) 第六条 建設業法の一部を次のように改正する。 第二十八条第一項中「若しくは入札契約適正化法を」、「入札契約適正化法」に改め、「第二項の規定の下に」若しくは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第 号。以下この条において「履行確保法」という。第三條第六項、第四條第一項、第七條第二項、第八條第一項若しくは第二項若しくは第十條の規定)を加え、同項第三号中「これ」を「履行確保法並びにこれら」に改め、同項に次の一号を加える。 九 履行確保法第三條第一項、第五條又は第七條第一項の規定に違反したとき。 第二十八條第二項及び第三項中「二」を「いづれかに」に改め、同條第四項中「若しくは入	札契約適正化法を」、「入札契約適正化法」に改め、「第二項の規定の下に」若しくは「履行確保法第三條第六項、第四條第一項、第七條第二項、第八條第一項若しくは第二項若しくは第十條の規定)を加え、同條第五項中「二」を「いづれかに」に改める。 (宅地建物取引業法の一部改正) 第七條 宅地建物取引業法の一部を次のように改正する。 第六十五條第一項中「法律の規定」の下に「若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第 号。以下この条において「履行確保法」という。第十一條第一項若しくは第六項、第十二條第一項、第十三條、第十五條若しくは履行確保法第十六條において読み替えて準用する履行確保法第七條第一項若しくは第二項若しくは第八條第一項若しくは第二項若しくは第二項の規定)を加え、同項第三号中「法令」の下に「履行確保法及びこれに基づく命令を除く。」を加え、同條第二項第二号中「又は第六十四條の二十三前段」を「若しくは第六十四條の二十三前段の規定又は履行確保法第十一條第一項、第十三條若しくは履行確保法第十六條において読み替えて準用する履行確保法第七條第一項に改め、同條第三項中「行なう」を「行う」に、「二」を「いづれかに」に改め、「規定の下に」若しくは「履行確保法第十一條第一項若しくは第六項、第十二條第一項、第十三條、第十五條若しくは履行確保法第十六條において読み替えて準用する履行確保法第七條第一項若しくは第二項若しくは第八條第一項若しくは第二項の規定)を加える。
--	--	--	---

別表(第三條、第十一條關係)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	区分	住宅建設瑕疵担保保証金又は住宅販売瑕疵担保保証金の額の範囲
一	一を越え十以下の場合	十を越え五十以下の場合	五十を越え百以下の場合	百を越え五百以下の場合	五百を越え千以下の場合	千を越え五千以下の場合	五千を越え一万以下の場合	一万を越え二万以下の場合	二万を越え三万以下の場合	三万を越え四万以下の場合	四万を越え五万以下の場合	五万を越え十万以下の場合	十万を越え二十万以下の場合	二十万を越え三十万以下の場合	三十万を越える場合		二千万円以下
二																	二千万円を越え三千八百万円以下
三																	三千八百万円を越え七千万円以下
四																	七千万円を越え一億円以下
五																	一億円を越え一億四千万円以下
六																	一億四千万円を越え一億八千万円以下
七																	一億八千万円を越え三億四千万円以下
八																	三億四千万円を越え四億四千万円以下
九																	四億四千万円を越え六億三千万円以下
十																	六億三千万円を越え八億八千万円以下
十一																	八億八千万円を越え十一億四千万円以下
十二																	九億八千万円を越え十一億四千万円以下
十三																	十一億四千万円を越え十八億九千万円以下
十四																	十八億九千万円を越え三十二億九千万円以下
十五																	三十二億九千万円を越え四十五億九千万円以下
十六																	四十五億九千万円を越え百二十億円以下

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民の健康で文化的な生活にとって

不可欠な基盤である住宅の備えるべき安全性その他の品質又は性能を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律は、国民の健康で文化的な生活に

とつて不可欠な基盤である住宅の備えるべき安全性その他の品質又は性能を確保するため、建設業者による住宅建設瑕疵担保保証金の供託、宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保保証金の供託、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定等について定めることにより、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「住宅品質確保法」という。)と相まって、住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護並びに円滑な住宅の供給を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 建設業者は、各基準日(毎年三月三十一日及び九月三十日)をいう。以下同じ。)において、当該基準日前十年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅について、当該発注者に対する瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしていなければならないこと。

3 宅地建物取引業者は、各基準日において、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅について、当該買主に対する瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければならないこと。

4 2及び3の保証金の額は、当該基準日における新築住宅(住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅を除く。)の合計戸数を基礎として、政令で定めるところにより算定する額以上

上の額とすること。

5 国土交通大臣は、住宅の建設工事の請負又は住宅の売買に係る担保責任の履行の確保を図る事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人等を、住宅瑕疵担保責任保険法人として指定することができること。

6 住宅品質確保法第六十六条第二項に規定する指定住宅紛争処理機関は、同法第六十七条第一項に規定する業務のほか、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行うことができること。

7 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2、3等については公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤である住宅の備えるべき安全性その他の品質又は性能を確保するため、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年五月二十三日

国土交通委員長 塩谷 立
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、構造計算書偽装問題等により、国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が広がっていることにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 先に成立した「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」及び「建築士法等の一部を改正する法律」と相まって、建築・住宅行政を所管する地方公共団体との連携のもと、欠陥住宅や不良不適格業者の排除の徹底を図るとともに、住宅性能表示制度の活用等により、安全で安心できる良質な住宅が供給されるよう取り組むこと。

二 万一、故意・重過失による瑕疵事件が発生した場合でも、住宅購入者等の保護・救済に欠けることのないよう十分な対応を図ること。また、住宅購入者等を救済するための基金については、その運用について透明性と合理性を十分に確保すること。

三 住宅供給業者が供託、保険のいずれかを選択した場合でも、消費者にとって不利にならないよう、両制度の詳細な設計及び運用に当たって十分に配慮すること。

また、本法律の運用に当たっては、中小事業者等に過大な負担とならないよう配慮すること。

四 住宅瑕疵担保責任の履行に当たって、消費者が瑕疵の立証や、修補方法・費用の判断を適切に行えるよう、住宅品質確保法に基づく住宅紛争処理支援センターによる技術的な支援や相談体制等の更なる充実を図り、住宅供給業者との話し合いに基づく瑕疵の修補がスムーズに行われるよう配慮すること。

また、住宅紛争処理支援センターによる指定住宅紛争処理機関への助成、情報提供等の拡充に努めるとともに、指定住宅紛争処理機関に対するあつせん及び調停の申請に時効中断効を付与することについて、速やかに検討の上、必要な措置を講ずること。

五 法律の施行後、制度の運用や瑕疵発生等の状況の詳細な把握に努め、それらを踏まえ、住宅の瑕疵担保責任の履行の確保に不足を来すことのないよう、保険制度、供託金額等の見直しを行うこと。

六 住宅瑕疵担保責任保険法人として指定される法人、財団法人住宅保証機構、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター等、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に貢献すべき団体が、いわゆる天下り機関等との指摘を受けることのないよう指導を徹底すること。

七 この法律に基づく政省令、保険約款等の具体的な制度設計に当たっては、指定住宅紛争処理機関を運営する日弁連及び各弁護士会と十分な協議を行い、円滑な執行に努めること。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右

平成年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成十九年四月十日閣議決定)に基づき、平成十九年四月十四日から平成十九年十月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成十九年四月十日閣議決定)に基づき、平成十九年四月十四日から平成十九年十月十三日までの間、同法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び同法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の

承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十九年五月二十三日

経済産業委員長 上田 勇

衆議院議長 河野 洋平殿

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この議定書は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約による海洋汚染の防止措置を一層強化するため、投棄を原則として禁止し、及び例外的に投棄が認められる場合においても厳格な条件の下で許可すること等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、我が国周辺海域の海洋汚染を防止し、及び世界の海洋環境を保全するための国際協力を増進するとの見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書

この議定書の締結国は、海洋環境を保護し、並びに海洋資源の持続可能な利用及び保全を促進する必要性を強調し、この点に関し、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の枠組みにおける成果並びに特に予防及び防止に基づく取組方法に向けての進展に留意し、さらに、海洋環境の保護を目的とし、並びに地域及び国の特定の状況及びニーズを考慮した当該地域及び国の補完的な手段によるこの点における貢献に留意し、これらの事項に対して地球的規模で取り組むこ

この価値並びに特に千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約及びこの議定書の実施に際して締結国間の協力を継続することの重要性を再確認し、

海洋における投棄による海洋環境の汚染の防止及び除去に関し、地球規模の国際条約又はその他の種類の合意に規定する措置よりも厳しい措置を国家的又は地域的規模でとることが望ましい場合があることを認識し、

関連する国際的な合意及び行動、特に、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約、環境及び開発に関するリオ宣言及びアジェンダ二十一を考慮し、

また、開発途上国、特に、開発途上にある島嶼国の利益及び能力を認識し、

海洋生態系が適法な海洋の利用を引き続き支え、かつ、現在及び将来の世代のニーズを引き続き満たすこととなるような方法によって、海洋環境を保護し、及び保全し、並びに人の活動を管理するため、投棄による海洋汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去する更なる国際的行動が遅滞なくとられなければならないことを確信し、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この議定書の適用上、

1 「条約」とは、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結につ

物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（その改正を含む。）をいう。

2 「機関」とは、国際海事機関をいう。

3 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

4 「投棄」とは、次のことをいう。

4.1 廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海洋へ故意に処分すること。

4.1.1 船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物を海洋へ故意に処分すること。

4.1.2 船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物を海洋へ故意に処分すること。

4.1.3 廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海底及びその下に貯蔵すること。

4.1.4 故意に処分することのみを目的としてプラットフォームその他の人工海洋構築物を遺棄し、又はその場で倒壊させること。

4.2 「投棄」には、次のことを含まない。

4.2.1 船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物及びこれらのものの設備の通常の運用に付随し、又はこれに伴って生ずる廃棄物その他の物を海洋へ処分すること。ただし、廃棄物その他の物であつて、その処分に従事する船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物によって又はこれらに向けて運搬されるもの及び当該船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物における

官 報 (号 外)

当該廃棄物その他の物の処理に伴って生ずるものを処分することを除く。 4. 2. 2 物を単なる処分の目的以外の目的で配置すること。ただし、その配置がこの議定書の目的に反しない場合に限る。 4. 2. 3 1. の規定にかかわらず、単なる処分の目的以外の目的で配置された物(例えば、ケーブル、パイプライン、海洋調査機器)を海洋に遺棄すること。 4. 3 海底鉱物資源の探査、開発及びこれらに関連する沖合における加工から直接に生じ、又はそれらと関連を有する廃棄物その他の物の処分及び貯蔵は、この議定書の適用を受けない。 5 5. 1 「海洋における焼却」とは、廃棄物その他の物を船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構造物の上で熱分解によつて故意に処分する目的で燃焼させることをいう。 5. 2 「海洋における焼却」には、船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構造物の通常の運用の間に生ずる廃棄物その他の物を当該船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構造物の上で焼却することを含まない。 6 「船舶及び航空機」とは、種類のいかんを問わず、水上、水中又は空中を移動する機器(自動推進式であるか否かを問わず、エアクッション船及び浮遊機器を含む。)をいう。 7 「海洋」とは、国の内水を除くすべての海域並	びにその海底及びその下をいい、陸上からのみ利用することのできる海底の下貯蔵所を含まない。 8 「廃棄物その他の物」とは、あらゆる種類、形状又は性状の物質をいう。 9 「許可」とは、第四条1. 2 又は第八条2. の規定に従つてとの関連する措置に基づき事前に与える許可をいう。 10 「汚染」とは、人の活動による海洋への廃棄物その他の物の直接的又は間接的な導入であつて、生物資源及び海洋生態系に対する害、人の健康に対する危険、海洋活動(漁獲その他の適法な海洋の利用を含む。)に対する障害、海水の水質を利用に適さなくすること並びに快適性の減殺のような有害な結果をもたらし、又はもたらすおそれのあるものをいう。 第二条 目的 締約国は、単独又は共同して汚染のすべての発生源から海洋環境を保護し、及び保全し、並びに自国の科学的、技術的及び経済的な能力に応じ、廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却により生ずる汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去するための効果的な措置をとるものとし、適当な場合には、この点に関して締約国間の政策を調和させる。 第三条 一般的義務 1 締約国は、この議定書を実施するに当たり、廃棄物その他の物の投棄からの環境の保護につ	いて予防的な取組方法を適用する。当該方法の適用に際しては、海洋環境に持ち込まれた廃棄物その他の物とその影響との間の因果関係を証明する決定的な証拠が存在しない場合であつても、当該廃棄物その他の物が害をもたらすおそれがあると信ずるに足りる理由があるときは、適当な防止措置をとるものとする。 2 締約国は、汚染者が原則として汚染による費用を負担すべきであるという取組方法を考慮し、また、公共の利益に十分に留意して、投棄又は海洋における焼却に従事することを許可された者が許可された活動に係る汚染の防止及び管理に関する要件を満たすための費用を負担するという慣行を促進するよう努める。 3 締約国は、この議定書の規定を実施するに当たり、損害若しくは損害の可能性を一の区域から他の区域へ直接若しくは間接に移転させないようには又は一の種類の汚染を他の種類の汚染に変えないように行動する。 4 この議定書のいかなる規定も、締約国が汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去することについて、国際法に従つて一層厳しい措置を単独又は共同してとることを妨げるものと解してはならない。 第四条 廃棄物その他の物の投棄 1. 1 締約国は、廃棄物その他の物(附属書一に規定するものを除く。)の投棄を禁止する。 1. 2 附属書一に規定する廃棄物その他の物の投	棄は、許可を必要とする。締約国は、許可の付与及び許可の条件が附属書二の規定に適合することを確保するための行政上及び立法上の措置をとり、環境上望ましい代替手段によつて投棄を回避するための機会に特別の注意を払う。 2 この議定書のいかなる規定も、締約国が自国について附属書一に規定する廃棄物その他の物の投棄を禁止することを妨げるものと解してはならない。当該締約国は、そのような措置を機関に通報する。 第五条 海洋における焼却 締約国は、廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止する。 第六条 廃棄物その他の物の輸出 締約国は、投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならない。 第七条 内水 1 この議定書の他の規定にかかわらず、この議定書は、2 及び3に規定する範囲においてのみ内水に関係するものとする。 2 締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であつて、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又は
--	--	---	---

その他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。

3 締約国は、内水である海域における実施、遵守及び執行に係る法令及び制度に関する情報を機関に提供すべきである。締約国は、また、内水である海域に投棄された物質の種類及び性質に関する概要報告書を任意に提供するために最善の努力を払うべきである。

第八条 適用除外

1 第四条1及び第五条の規定は、荒天による不可抗力の場合又は人命に対する危険若しくは船舶、航空機若しくはブラットフォームその他の人工海洋構築物に対する現実の脅威がある場合において、人命又は船舶、航空機若しくはブラットフォームその他の人工海洋構築物の安全を確保することが必要であるときは、適用しない。ただし、投棄又は海洋における焼却がその脅威を避けるための唯一の方法であると考えられること及び投棄又は海洋における焼却の結果生ずる損害がそれらを行わなかった場合に生ずる損害よりも少ないと十分に見込まれることを条件とする。投棄又は海洋における焼却は、人命及び海洋生物に対する損害の可能性を最小限にするように行わなければならない。また、当該投棄又は海洋における焼却については、直ちに機関に報告するものとする。

2 締約国は、人の健康、安全又は海洋環境に対して容認し難い脅威をもたらし、かつ、他のい

かなる実行可能な解決策をも講ずることができない緊急の場合においては、第四条1及び第五条の規定の例外として許可を与えることができる。当該締約国は、許可を与えるに先立ち、影響を受けるおそれのあるすべての国及び機関と協議するものとし、機関は、他の締約国及び適当な場合には権限のある国際機関と協議の上、第十八条1.6の規定に従い、当該締約国に対し、とるべき最も適した手続を速やかに勧告する。当該締約国は、措置をとるべき最終時点を考慮し、及び海洋環境に対する損害を防止する一般義務に即して実行可能な最大限度まで当該勧告に従うものとし、また、自国がとる措置を機関に通報する。締約国は、そのような状況において相互に援助することを誓約する。

3 締約国は、この議定書の批准若しくは加入の時に又はその後、2の規定に基づく自国の権利を放棄することができる。

第九条 許可の付与及び報告

1 締約国は、次のことを行う一又は二以上の適当な当局を指定する。

1.1 この議定書に従って許可を与えること。

1.2 投棄の許可を与えたすべての廃棄物その他の物の性質及び数量並びに実行可能な場合には実際に投棄された数量並びに投棄の場所、時期及び方法を記録すること。

1.3 この議定書の目的のため、単独で又は他の締約国及び権限のある国際機関と協力して海洋の状態を監視すること。

2 締約国の適当な当局は、投棄又は前条2の規定に基づく海洋における焼却が予定される廃棄物その他の物について、次の場合には、この議定書に従って許可を与える。

2.1 当該締約国の領域において積み込まれる場合

2.2 当該締約国の領域で登録され、又は当該締約国を旗国とする船舶又は航空機にこの議定書の締約国でない国の領域において積み込まれる場合

3 適当な当局は、許可を与えるに当たっては、第四条に規定する要件並びに当該当局が適切と認める追加的な基準、措置及び要件に従う。

4 締約国は、機関及び適当な場合には他の締約国に対し、直接に又は地域的取極に基づいて設立される事務局を通じて、次の事項を報告する。

4.1 1.2及び1.3に規定する情報

4.2 この議定書の規定を実施するためにとる行政上及び立法上の措置(執行措置の概要を含む。)

4.3 4.2に規定する措置の実効性及び当該措置の適用において生ずる問題

4.4 1.2及び1.3に規定する情報については毎年提出し、4.2及び4.3に規定する情報については定期的に提出するものとする。

5 4.2及び4.3の規定により提出される報告は、締

約国会議が決定する適当な補助機関によって評価される。当該補助機関は、適当な締約国会議又は締約国特別会議にその結論を報告する。

第十条 適用及び執行

1 締約国は、次のすべてを対象として、この議定書を実施するために必要な措置をとる。

1.1 当該締約国の領域で登録され、又は当該締約国を旗国とする船舶及び航空機

1.2 投棄又は海洋における焼却が予定される廃棄物その他の物を当該締約国の領域において積み込む船舶及び航空機

1.3 当該締約国が国際法に基づき管轄権を行使することができる区域内において投棄又は海洋における焼却を行っていると思われる船舶、航空機及びブラットフォームその他の人工海洋構築物

2 締約国は、この議定書の規定に違反する行為を防止し、及び必要な場合には処罰するため、国際法に従って適切な措置をとる。

3 締約国は、この議定書を国の管轄権の及ぶ区域の外の区域において効果的に適用するための手続(この議定書の規定に違反する投棄又は海洋における焼却を行っていることが発見された船舶及び航空機についての報告のための手続を含む。)の作成に協力することに同意する。

4 この議定書は、国際法に基づき主権免除が認められている船舶及び航空機については、適用

官 報 (号 外)

しない。ただし、締約国は、適当な措置をとることに、自国が所有し、又は運航するそのような船舶及び航空機がこの議定書の目的に沿って運航されることを確保するものとし、当該措置を機関に通報する。

5 いずれの国も、自国のみが自国の船舶及び航空機であつて4に規定するものに対してこの議定書の規定を実施することができることを認識し、この議定書に拘束されることについての同意を表明する際に又はその後いつでも、この議定書の規定を当該船舶及び航空機に適用することを宣言することができる。

第十一条 遵守のための手続

1 締約国会議は、この議定書の効力発生の後二年内に、この議定書の遵守状況を評価し、及びその遵守を奨励するために必要な手続及び仕組みを定める。この手続及び仕組みは、建設的な方法により、十分かつ公開された情報の交換を可能とすることを目的として作成する。

2 締約国会議は、この議定書に従つて提出されるあらゆる情報並びに1に規定する手続及び仕組みを通じてなされるあらゆる勧告を十分に検討した後、締約国及び非締約国に対し、助言、援助又は協力を与えることができる。

第十二条 地域的協力

この議定書の目的を推進するため、特定の地理的区域における海洋環境について擁護すべき共通の利益を有する締約国は、地域的特性を考慮した

上で、地域的協力(廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却により生ずる汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去するため、この議定書に適合する地域的取極を締結することを含む。)を強化するよう努める。締約国は、地域的取極の締約国でもあるこの議定書の締約国が従うことができるような調和のとれた手続を作成するため、当該地域的取極の締約国と協力するよう努める。

第十三条 技術協力及び援助

1 締約国は、次の事項に関して援助を要請する締約国に対し、機関における協力を通じ、及びその他の権限のある国際機関と調整の上、この議定書に規定する投棄により生ずる汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去するための二国間及び多数国間による援助を促進する。

1.1 国の能力を強化することを目的とした研究、監視及び執行のための科学及び技術分野における要員の訓練(適当な場合には、必要な設備及び施設の提供を含む。)

1.2 この議定書の実施に関する助言

1.3 廃棄物の最小限化及び低負荷型の生産工程に関する情報及び技術協力

1.4 廃棄物の処分及び処理並びにその他の措置であつて、投棄により生ずる汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去するためのものに関する情報及び技術協力

1.5 知的財産権を保護する必要性並びに開発途上国及び市場経済への移行過程にある国の特別のニーズを考慮しつつ、相互の合意による有利な条件(緩和された、かつ、特惠的な条件を含む。)の下で、特にこれらの国に対して行う環境上適正な技術及びこれに相応する専門知識の取得の機会の提供及び移転

2 締約国は、この議定書の目的を達成するため、次の事項に関連する情報を要請する他の締約国がそれらの情報を利用することができるようにすることを促進する。

2.1 この議定書の規定に基づいて行われる科学的及び技術的な活動及び措置

2.2 海洋科学及び海洋技術に関する計画並びにそれらの目的

2.3 第九条1.3の規定に従つて行つた監視及び評価から観察された影響

第十五条 責任

締約国は、他の国の環境又は他のすべての区域の環境に与える損害についての国家責任に関する国際法の諸原則に基づき、廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却から生ずる責任に関する手続を作成することを約束する。

第十六条 紛争の解決

1 この議定書の解釈又は適用に関するいかなる紛争も、交渉、仲介、調停その他紛争当事国が選択する平和的手段を通じて解決する。

2 一の締約国が他の締約国に対してこれらの締約国の間に紛争が存在することを通告した後十二箇月以内に当該紛争を解決できない場合には、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条1に規定する手続のうちいづれかの手続を利用することについて紛争当事国が合意する場合(当該紛争当事国が同条約の締約国であるか否かを問わず、その旨の合意を

行うことができる。を除外し、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、附属書三に規定する仲裁手続によつて解決する。	3 紛争当事国は、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条に規定する手続のうちいずれかの手続を利用することについて合意に達する場合には、選択した手続に関する同条約第十五部の規定を準用する。	4 2に定める十二箇月の期間は、紛争当事国の相互の同意により、更に十二箇月の期間延長することができる。	5 2の規定にかかわらず、いずれの国も、この議定書に拘束されることについての同意を表明する際に、事務局長に対し、自国が第三条1及び2の規定の解釈又は適用に関する紛争の当事国となる場合には、附属書三に規定する仲裁手続の手段による紛争の解決に先立ち、自国の同意が必要であることを通告することができる。	第十七条 国際協力 締約国は、権限のある国際機関において、この議定書の目的を推進する。	第十八条 締約国会議 1 締約国会議又は締約国特別会議は、この議定書の実施について常に検討を行うとともに、廃棄物その他の物の投棄及び海洋における焼却により生ずる汚染を防止し、低減し、及び実行可能な場合には除去するための活動を必要に応じて強化する方法を特定するため、その実効性を
評価する。このため、締約国会議又は締約国特別会議は、次のことを行うことができる。 1.1 第二十一条及び第二十二条の規定によりこの議定書の改正を検討し、及び採択すること。	1.2 この議定書の効果的な実施を促進するため のあらゆる事項を検討するため、必要に応じ、補助機関を設置すること。 1.3 専門知識を有する適当な団体に対し、この議定書に関連する事項について締約国又は機関に助言するよう要請すること。	1.4 汚染の防止及び管理に関心を有する権限のある国際機関との協力を促進すること。 1.5 第九条4の規定に従つて提供された情報を検討すること。	1.6 権限のある国際機関と協議の上、第八条2に規定する手続(例外的かつ緊急の場合を決定するための基準を含む)、助言のための協議の手続及び例外的かつ緊急の場合の海洋における物の安全な処分のための手続を作成し、又は採択すること。 1.7 決議を検討し、及び採択すること。 1.8 必要と認めるその他の措置を検討すること。	2 締約国は、第一回締約国会議において、必要な手続規則を定める。 第十九条 機関の任務 機関は、この議定書に関する事務局としての	1 機関は、この議定書に関する事務局としての
任務について責任を負う。この議定書の締約国であつて機関の加盟国でないものは、機関がその任務を遂行するに当たつて要した費用について適当な拠出を行う。 2 この議定書の運用に必要な事務局としての任務には、次のことを含む。 2.1 締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、一年に一回締約国会議を招集するものとし、締約国の三分の二の要請がある場合はいつでも、締約国特別会議を招集すること。 2.2 この議定書の実施並びにこの議定書に基づいて作成された指針及び手続について、要請に応じ、助言を与えること。 2.3 締約国からの照会及び情報を検討し、締約国及び権限のある国際機関と協議し、並びにこの議定書に関連する問題であつてこの議定書に特に規定されていないものに関して締約国に勧告を行うこと。	2.4 締約国及び権限のある国際機関と協議の上、前条1.6に規定する手続の作成及び実施について準備し、及び援助すること。 2.5 この議定書に基づいて機関が受領したすべての通告を関係締約国に送付すること。 2.6 この議定書の運用のための予算及び会計報告を二年ごとに作成し、すべての締約国に配布すること。	3 機関は、十分な資源が利用可能であることを条件として、第十三条2.3に規定する任務のほ	か、次のことを行う。 3.1 海洋環境の状態を評価することに協力すること。 3.2 汚染の防止及び管理に関心を有する権限のある国際機関と協力すること。 第二十条 附属書 この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。 第二十一条 議定書の改正 1 いずれの締約国も、この議定書の本文の改正を提案することができる。改正案については、当該改正案を検討する締約国会議又は締約国特別会議の少なくとも六箇月前までに事務局が締約国に送付する。	2 この議定書の本文の改正は、このために指定された締約国会議又は締約国特別会議において、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。 3 改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を機関に寄託した後六十日目の日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、他のいずれの締約国についても、その改正の受諾書を寄託した日の後六十日目の日に効力を生ずる。 4 事務局長は、すべての締約国に対し、締約国会議において採択された改正並びにその改正が効力を生ずる日及び各締約国について効力を生ずる日を通報する。	か、次のことを行う。 3.1 海洋環境の状態を評価することに協力すること。 3.2 汚染の防止及び管理に関心を有する権限のある国際機関と協力すること。 第二十条 附属書 この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。 第二十一条 議定書の改正 1 いずれの締約国も、この議定書の本文の改正を提案することができる。改正案については、当該改正案を検討する締約国会議又は締約国特別会議の少なくとも六箇月前までに事務局が締約国に送付する。

官 報 (号 外)

5 この議定書の改正が効力を生じた後にこの議定書の締約国となる国は、改正を採択する締約国会議又は締約国特別会議において、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二が別段の合意をする場合を除くほか、改正されたこの議定書の締約国となる。	該改正を受諾することができない旨の宣言を行う締約国については、この限りでない。このような締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、当該改正は、当該締約国について直ちに効力を生ずる。	署名すること。 2.2 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。 2.3 加入すること。 3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによつて行ふ。	この議定書の特定の規定を自国が遵守することができない旨の通告を事務局長に対して行うことができる。 2 1の規定に基づいて行ふいかなる通告も、海洋における焼却又は放射性廃棄物若しくはその他の放射性物質の投棄に関するこの議定書の締約国の義務に影響を与えるものではない。
1 いずれの締約国も、この議定書の附属書の改正を提案することができる。改正案については、当該改正案を検討する締約国会議又は締約国特別会議の少なくとも六箇月前までに事務局が締約国に送付する。	5 事務局長は、機関に寄託された受諾又は異議の文書を締約国に遅滞なく通報する。 6 この議定書の本文の改正に関連する新たな附属書の追加又は附属書の改正は、この議定書の本文の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。	1 この議定書は、次の1.1及び1.2に掲げる要件が満たされた日の後三十日目の日に効力を生ずる。 1.1 少なくとも二十六の国が前条の規定に従つてこの議定書に拘束されることについての同意を表明したこと。 1.2 少なくとも十五の条約の締約国が1.1に定める数の国の中に含まれること。	3 経過期間において第四条1又は第九条の規定の一部又は全部を遵守できないことを1の規定に基づいて事務局長に通告を行つたこの議定書の締約国であつても、当該期間においては、自国が許可を与えなかつた廃棄物その他の物の投棄を禁止し、許可の付与及び許可の条件が附属書二の規定に適合することを確保するための行政上又は立法上の措置をとるために最善の努力を払い、並びに与えた許可について事務局長に通報する。
2 附属書三を除く附属書の改正は、科学的又は技術的検討に基づいて行い、適当な場合には、法的、社会的及び経済的要素を考慮することができる。この改正は、このために指定された締約国会議又は締約国特別会議において、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。	7 仲裁手続に関する附属書三の改正並びに新たな附属書の採択及びその効力発生については、この議定書の本文の改正に関する手続を準用する。	2 この議定書は、1に規定する要件が満たされた日の後に前条の規定に従つてこの議定書に拘束されることについての同意を表明した国については、当該国がその同意を表明した日の後三十日目の日に効力を生ずる。	4 1の規定に基づく通告書に明記する経過期間は、当該通告書の提出時から五年を超えないものとする。
3 機関は、締約国会議又は締約国特別会議において採択された附属書の改正を締約国に遅滞なく送付する。	第二十三条 この議定書と条約との関係 この議定書は、その締約国であつて条約の締約国でもあるものの間において、条約に優先する。	第二十六条 経過期間 1 千九百九十六年十二月三十一日以前において条約の締約国でなく、かつ、この議定書が効力を生ずる前又はこの議定書が効力を生じた後五年以内にこの議定書に拘束されることについての同意を表明する国は、当該同意を表明する際に、通告書に記載した理由により4に規定する期間を超えない経過期間において2の規定以外	5 1の規定に基づいて通告を行つた締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後に関係される最初の締約国会議に、第十三条の規定に基づく関連する技術協力及び援助の要請とともにこの議定書の完全な遵守を実現するための計画及び予定表を提出する。
4 附属書の改正は、7に定める場合を除くほか、各締約国について、当該改正の受諾を機関に通告した後直ちに又は締約国会議において採択された日の後百日目よりその通告が遅くなる場合には当該採択された日の後百日目に効力を生ずる。ただし、当該百日目の終わりにまでに当	第二十四条 署名、批准、受諾、承認及び加入 1 この議定書は、千九百九十七年四月一日から千九百九十八年三月三十一日まで、機関の本部において、すべての国による署名のために開放する。その後は、加入のために開放しておく。	2 いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの議定書の締約国となることができる。 2.1 批准、受諾又は承認を条件とすることなく	6 1の規定に基づいて通告を行つた締約国は、この議定書の完全な遵守を実現するために提出

した計画を実施し、及び監視するため、経過期間中の手続及び仕組みを定める。当該締約国は、適切な措置のため、この議定書の遵守に向けての進展に関する報告書を経過期間中に開催される締約国会議に毎回提出する。

第二十七条 脱退

1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日から二年を経過した後いつでも、この議定書から脱退することができる。

2 脱退は、事務局長に脱退の通告書を寄託することにより行う。

3 脱退は、事務局長による脱退の通告書の受領の後一年又は脱退の通告書に明記するこれより長い期間が経過した後、効力を生ずる。

第二十八条 寄託者

1 この議定書は、事務局長に寄託する。

2 事務局長は、第十条5、第十六条5、第二十一条4、第二十二條5及び第二十六條5に規定する任務のほか、次のことを行う。

2.1 この議定書に署名し、又は加入したすべての国に対し、次の事項を通報すること。

2.1.1 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びそれらが行われた日

2.1.2 この議定書の効力発生の日

2.1.3 この議定書からの脱退の通告書の受領及びその受領の日並びに当該脱退が効力を生ずる日

2.2 この議定書に署名し、又は加入したすべての国に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。

3 事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二條の規定に従い、その認証謄本を登録及び公表のために国際連合事務局に送付する。

第二十九条 正文

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十六年十一月七日にロンドンで作成した。

附属書一 投棄を検討することができる廃棄物その他の物

1 次の廃棄物その他の物については、この議定書の第二条及び第三条に規定する目的及び一般義務に留意し、投棄を検討することができる。

1.1 しゅんせつ物
1.2 下水汚泥
1.3 魚類残さ又は魚類の工業的加工作業から生ずる物質

1.4 船舶及びプラットフォームその他の人工海洋構造物

1.5 不活性な地質学的無機物質

1.6 天然起源の有機物質

1.7 主として鉄、鋼及びコンクリート並びにこれらと同様に無害な物質であつて物理的な影響が懸念されるものから構成される巨大な物

(ただし、投棄以外に実行可能な処分方法がない孤立した共同体を構成する島嶼等の場所においてそのような廃棄物が発生する場合に限る。)

1.8 二酸化炭素を隔離するための二酸化炭素の回収工程から生ずる二酸化炭素を含んだガス

2 1.4及び1.7に掲げる廃棄物その他の物については、浮遊する残がいを生じさせるか、又は海洋環境の汚染を増大させるおそれのある物質が最大限度まで除去されており、かつ、投棄された物質が漁ろう又は航行の重大な障害とならないことを条件として、投棄を検討することができる。

3 1及び2の規定にかかわらず、国際原子力機関によつて定義され、かつ、締約国によつて採択される僅少レベル(すなわち、免除されるレベル)の濃度以上の放射能を有する1.1から1.8までに掲げる物質については、投棄の対象として検討してはならない。ただし、締約国が、千九百九十四年二月二十日から二十五年以内に、また、その後は二十五年ごとに、適当と認める他

の要因を考慮した上で、すべての放射性廃棄物その他の放射性物質(高レベルの放射性廃棄物その他の高レベルの放射性物質を除く。)に関する科学的な研究を完了させ、及びこの議定書の第二十二條に規定する手続に従つて当該物質の投棄の禁止について再検討することを条件とする。

4 1.8に規定する二酸化炭素を含んだガスについては、次の場合に限り、投棄を検討することができる。

4.1 海底下の地層への処分である場合

4.2 当該二酸化炭素を含んだガスが極めて高い割合で二酸化炭素から構成されている場合。

ただし、当該二酸化炭素を含んだガスには、その起源となる物質並びに利用される回収工程及び隔離工程から生ずる付随的な関連物質が含まれ得る。

4.3 いかなる廃棄物その他の物もこれらを処分する目的で加えられていない場合

附属書二 投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価

1 一定の状況の下で投棄を認めることは、投棄の必要性を低減するための更なる試みを行うこの附属書に基づく義務を免除するものではない。

廃棄物の発生の防止のための監査 2 投棄に代わる処分の方法を評価するための最初の段階においては、適当な場合には、次の事項についての評価を含めるべきである。 2.1 発生した廃棄物の種類、量及び相対的な危険性 2.2 生産工程の詳細及びその工程における廃棄物の発生源の詳細 2.3 廃棄物の削減又は発生の防止のための次の技術の実行可能性 2.3.1 製品の再設計 2.3.2 低負荷型の生産技術 2.3.3 生産工程の変更 2.3.4 投入物の代替 2.3.5 生産現場における循環的な再生利用 3 一般的に、必要とされる監査により、廃棄物の発生源においてその発生を防止する機会が存在することが判明する場合には、申請者は、関係する地方及び国の機関と協力して廃棄物の発生防止戦略(特定の廃棄物の削減目標及び当該目標が達成されることを確保するために廃棄物の発生を防止するための更なる監査措置を含む。)を作成し、及び実施することが期待される。許可の付与又は更新の決定においては、廃棄物の発生防止戦略で作成された廃棄物の削減及び発生の防止のための要件の遵守を確保す	る。 4 廃棄物管理の目的は、しゅんせつ物及び下水汚泥については、汚染の発生源を特定し、及び規制することにあるべきである。これは、廃棄物の発生防止戦略の実施を通じて達成されるべきであり、また、特定及び非特定の汚染の発生源の規制に関係する地方及び国の関連する機関間の協力を必要とする。この目的が達成されるまでは、汚染されたしゅんせつ物の問題は、海洋又は陸上における処分についての管理技法を利用することによって対応することができる。 5 廃棄物管理の方法についての検討 5.1 廃棄物その他の物の投棄の申請においては、廃棄物管理の方法に関する次の序列(環境に与える影響が次第に増大する順序を意味する。)について適切な検討が行われたことを証明する。 5.2 再生利用 5.3 生産現場以外の場所における再生利用 5.4 危険な成分の分解 5.5 危険な成分を低減し、又は除去するための処理 6 陸上での処分、大気への処分及び水中への処分 6.1 許可を与える当局は、人の健康若しくは環境に対する不当な危険又は均衡を失する費用を伴わずに廃棄物を再使用し、再生利用し、又は処理するための適当な機会が存在すると判断する場合においては、廃棄物その他の物の投棄の許可を拒	否するものとする。投棄及びその代替手段の双方に関する危険性の比較評価に照らし、他の処分方法の実際の利用可能性を検討すべきである。 7 化学的、物理的及び生物学的特質 7.1 廃棄物の詳細な説明及び特性の評価は、投棄に代わる処分の方法を検討するための重要な前提であり、また、廃棄物の投棄の可否を決定するための基礎となる。廃棄物の特性の評価が十分であるために人の健康及び環境に対する潜在的な影響について適切な評価を行うことができない場合には、当該廃棄物は、投棄してはならない。 8 廃棄物及びその成分の特性の評価に当たっては、次の事項を考慮する。 8.1 起源、総量、形態及び平均的な組成 8.2 特質(物理的、化学的、生化学的及び生物学的なもの) 8.3 毒性 8.4 持続性(物理的、化学的及び生物学的なもの) 8.5 生物又はたい積物の中における蓄積性及び生物学的変換 9 行動基準表 9.1 締約国は、人の健康及び海洋環境に対する潜在的な影響に基づき、投棄の対象とされ得る廃棄物及びその成分を審査する仕組みを定めた国の行動基準表を作成する。行動基準表において	審査する物質を選択するに当たっては、毒性、持続性及び生物蓄積性を有する人工起源の物質(例えば、カドミウム、水銀、有機ハロゲン及び炭化水素油並びに適当な場合には、砒素、鉛、銅、亜鉛、ベリリウム、クロム、ニッケル、バナジウム、有機けい素化合物、シアン化合物、ふっ化物及び駆除剤又はその副産物(有機ハロゲンを除く。))を優先する。行動基準表は、廃棄物の発生を防止するための更なる検討を誘発する仕組みとしても活用することができる。 10 行動基準表においては、高位基準を特定するものとし、また、低位基準も特定することができる。高位基準は、人の健康又は海洋生態系を代表する敏感な海洋生物に対する急性又は慢性の影響を回避するために設定されるべきである。行動基準表の適用により、廃棄物は、次の三に分類されることとなる。 10.1 特定された物質を含む廃棄物又は生物学的反応を引き起こす廃棄物であつて関係する高位基準を超えるものは、廃棄物管理の技法又は工程を通じて投棄が容認された廃棄物とならない限り、投棄してはならない。 10.2 特定された物質を含む廃棄物又は生物学的反応を引き起こす廃棄物であつて関係する低位基準を下回るものは、投棄との関係において、環境に対する懸念はほとんどないと考えるべきである。
--	---	--	---

10. 3 特定された物質を含む廃棄物又は生物学的反応を引き起こす廃棄物であつて、高位基準を下回り、かつ、低位基準を超えるものは、当該廃棄物の投棄の適合性を決定する前に、更なる詳細な評価を必要とする。	洋の快適性及び他の適法な海洋の利用に対する潜在的な影響を特定すべきである。当該評価は、適度に用心深い仮定に基づいて予測される影響の性質、時間的及び空間的な規模並びに存続期間について定めるべきである。	許可及び許可の条件 17 許可を与えるための決定は、すべての影響の評価が完了し、かつ、監視の要件が決定された場合にのみ行われるべきである。許可の付与に当たっては、実行可能な限り、環境に対する障害及び損傷が最小となり、並びに環境に対する利益が最大となることを確保する。与えられた許可には、次の事項を特定するデータ及び情報を含める。 17. 1 投棄される物質の種類及び起源 17. 2 投棄場所の位置 17. 3 投棄の方法 17. 4 監視及び報告の要件 18 許可は、監視の結果及び監視計画の目的を考慮して定期的に再検討されるべきである。監視の結果の検討は、現場での計画を継続し、変更し、又は終了させる必要があるかを示し、また、許可の継続、変更又は取消しについての情報に基づく意思決定に貢献する。これは、人の健康及び海洋環境を保護するための重要な情報還元の仕事を提供する。
11 投棄場所を選択するために必要とされる情報には、次の事項を含める。 11. 1 水域及び海底の物理的、化学的及び生物学的な特性 11. 2 検討中の区域における海洋の快適性、価値及び他の利用 11. 3 海洋環境における物質の既存の拡散状況との関係において、投棄に関係する成分の拡散状況についての評価 11. 4 経済的な及び運用上の実行可能性 潜在的な影響の評価	14 処分の方法の分析は、人の健康に対する危険、環境上の損失、危険(事故を含む)、経済性及び将来における利用の排除というそれぞれの懸念の比較評価に照らして検討されるべきである。当該比較評価の結果、提案された処分の方法によつて起こり得る影響を決定するための適当な情報が入手できないことが判明する場合	1 裁判所は、仲裁の要請を受けた日から三十日以内に紛争当事国が合意する場合には、一人の仲裁人で構成する。 2 仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた場合には、紛争当事国は、仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた時から三十日以内に代わりの仲裁人を決定することができる。 第三条 1 前条の規定により裁判所の構成について紛争当事国が合意しない場合には、裁判所は、次の三人の者で構成する。 1. 1 各紛争当事国が指名する仲裁人 1. 2 これら二人の仲裁人が合意によつて指名する議長となる第三の仲裁人 2 第二の仲裁人の指名の時から三十日以内に裁判所の議長が指名されない場合には、紛争当事
12 潜在的な影響の評価を行うことにより、海洋又は陸上における処分の方法についての予測される結果に関する簡潔な説明、すなわち、「影響仮説」が導き出されるべきである。影響仮説は、提案された処分の方法を承認するか否か又は拒否するか否かを決定し、及び環境を監視するための要件を定めるための基礎を提供する。 13 投棄の評価を行うに当たっては、廃棄物の特性、提案された投棄場所の状況、海洋環境における拡散状況及び提案された処分技法に関する情報を統合し、並びに人の健康、生物資源、海	15 各評価は、投棄の許可を与えるか又は拒否するかを決定を裏付ける説明をもつて結論づけられるべきである。 16 監視は、許可の条件が満たされていること(遵守状況の監視)並びに許可の検討及び投棄場所の選択の過程においてなされた仮定が環境及び人の健康を保護するために正しくかつ十分であつたこと(現場における監視)を確認するために行われる。このような監視計画は、明確に定められた目的を有することが不可欠である。	1 仲裁裁判所(以下「裁判所」という。)は、いずれかの締約国がこの議定書の第十六条の規定に

国は、いずれか一方の紛争当事国の要請に応じ、更に三十日以内に、合意された適格者の名簿を事務局長に提出するものとし、事務局長は、できる限り速やかにその名簿から議長を選定する。この場合において、事務局長は、いずれか一方の紛争当事国の国籍を有しており、又は有していた者を、他方の紛争当事国が同意しない限り、選定してはならない。

3 仲裁の要請を受けた日から六十日以内にいずれか一方の紛争当事国が1の仲裁人を指名しない場合には、他方の紛争当事国は、合意された適格者の名簿を三十日以内に事務局長に提出するよう要請することができる。事務局長は、できる限り速やかにこの名簿から議長を選定する。議長は、仲裁人を指名しなかつた紛争当事国に対し、仲裁人を指名するよう要請する。当該紛争当事国が議長の要請を受けた時から十五日以内に仲裁人を指名しない場合には、事務局長は、議長の要請により、合意された適格者の名簿から仲裁人を選定する。

4 仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた場合には、その仲裁人を指名した紛争当事国は、その仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた時から三十日以内に代わりの仲裁人を指名する。当該紛争当事国が代わりの仲裁人を指名しない場合には、仲裁裁判は、現存の仲裁人の下で行う。議長が死亡し、職務を行うことができなくな

り、又は欠けた場合には、議長が死亡し、職務を行うことができなくなり、又は欠けた時から九十日以内に、1及び2の規定に従い、代わりの議長を指名する。

5 事務局長は、締約国の指名した適格者で構成する仲裁人名簿を保持する。各締約国は、名簿に記載される四人の者を指名することができる。これらの者は、これを指名する締約国の国籍を有することを要しない。紛争当事国が2から4までに規定する期間内に合意した適格者の名簿を事務局長に提出しない場合には、事務局長は、自己の保持する名簿から指名されない仲裁人を選定する。

第四條
裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し、及び決定することができる。

第五條
各紛争当事国は、事件の準備に要した費用であつて自国に係るものを負担する。仲裁人の報酬及び仲裁に要した一般経費は、紛争当事国が均等に分担する。裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して費用の明細書を提出する。

第六條
事件についての決定によつて影響を受けることのある法律上の利害関係を有する締約国は、仲裁手続を開始した紛争当事国に対して書面による通

告を行った後、裁判所の同意を得て及び自己の費用を負担して、仲裁手続に参加することができる。当該参加国は、次条の規定により定められる手続に従い、参加の原因となつた事項に関して証拠及び準備書面を提出し、並びに口頭弁論を行う権利を有する。ただし、裁判所の構成については、いかなる権利も有しない。

第七條
この附属書の規定により設置された裁判所は、その手続規則を定める。

第八條
1 一人の仲裁人で裁判所が構成される場合を除くほか、手続、開廷場所及び付託された紛争に関する問題についての裁判所の決定は、仲裁人の過半数による議決で行う。ただし、紛争当事国が指名した仲裁人の欠席又は判断の回避は、裁判所が決定を行うことを妨げるものではない。可否同数の場合には、議長の決定するところによる。

2 紛争当事国は、裁判所の運営を容易にするものとし、自国の法令に従い、すべての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

2.1 必要なすべての文書及び情報を裁判所に提出すること。

2.2 証人又は専門家の尋問及び現場の検証のために裁判所が自国の領域に入ることができるようにすること。

3 紛争当事国が2の規定に従わないことは、裁

判所が決定及び判断を行うことを妨げるものではない。

第九條
裁判所は、設置された時から五箇月以内に判断を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間これを延長することができる。裁判所の判断には、その理由を付する。その判断は、最終的なものとし、上訴を許さない。その判断は、事務局長に通知されるものとし、事務局長は、これを締約国に通報する。紛争当事国は、直ちにその判断に従うものとする。

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨
船舶等からの投棄による海洋汚染の防止を目的として、「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(以下「条約」という。)が採択された。その後、条約の定める海洋汚染の防止措置を強化するためのいくつかの改正が行われてきたが、海洋環境の保全に対する国際社会の関心の高まりを背景に、新たな防止の仕組みを構築するための議論が行われた結果、平成八年十一月七日ロンドンで開催された条約の締約国特別会議において、本議定書が採択された。

本議定書は、条約による海洋汚染の防止措置を一層強化するため、船舶等からの投棄を原則として禁止し、及び例外的に投棄が認められる場合においても厳格な条件の下で許可すること等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、廃棄物その他の物(附属書一に規定するしゅんせつ物、下水汚泥等を除く。)の投棄を禁止すること。
- 2 附属書一に規定する廃棄物その他の物の投棄は、許可を必要とし、締約国は、許可の付与及び許可の条件が投棄を検討するに当たって行うべき評価の方法に適合することを確保するための措置をとること。
- 3 締約国は、廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止すること。
- 4 締約国は、投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならないこと。
- 5 締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の処分を管理するため、自国の裁量により、議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとること。
- 6 締約国は、当該締約国の領域で登録され、又は当該締約国を旗国とする船舶及び航空機、投棄又は海洋における焼却が予定される廃棄物その他の物を当該締約国の領域において積み込む船舶及び航空機等を対象として、

この議定書を実施するために必要な措置をとること。

7 締約国は、この議定書の規定に違反する行為を防止し、及び必要な場合には処罰するため、国際法に従って適切な措置をとること。

なお、議定書の不可分の一部を成す附属書一は、投棄を検討することができ廃棄物その他の物を、附属書二は投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価の方法を、附属書三は仲裁手続について規定している。

本議定書は、平成十八年三月二十四日に効力を生じており、我が国については加入書を国際海事機関事務局長に寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国周辺海域の海洋汚染を防止するとともに、世界の海洋環境を保全するための国際協力を増進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月二十三日

外務委員長 山口 泰明
衆議院議長 河野 洋平殿

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

理 由

この条約は、各国の安全及び健康に関する危害防止の文化の発展を促進し、並びに国内政策、国内制度及び国内計画を定めることにより、職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進することについて定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、職業上の負傷、疾患及び死亡を予防し、職業上の安全及び健康を促進するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千六
年五月三十一日にその第九十五回会期として会合し、

職業上の負傷、疾患及び死亡の世界的な規模並びにこれらを減少させるために更に措置をとることの必要性を認識し、

雇用から生ずる疾病、疾患及び負傷に対する労働者の保護が、国際労働機関憲章に規定する国際労働機関の目的に含まれることを想起し、

職業上の負傷、疾患及び死亡は、生産性並びに経済的及び社会的発展に悪影響を及ぼすことを認識し、

国際労働機関が、すべての職業における労働者の生命及び健康の十分な保護を達成するための計画を世界の諸国間において促進する厳粛な義務を有する旨を規定するフィラデルフィア宣言の三(四)の規定に留意し、

千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言並びにその実施についての措置に留意し、

千九百八十一年の職業上の安全及び健康条約(第百五十五号)、千九百八十一年の職業上の安全及び健康勧告(第百六十四号)その他職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関連する国際労働機関の文書に留意し、

官 報 (号 外)

職業上の安全及び健康の促進が、すべての人に対する適切な仕事の確保という国際労働機関の課題の一部であることを想起し、

世界的な戦略としての職業上の安全及び健康の分野における国際労働機関の基準に関連する活動についての結論(国際労働機関の総会が二十三年の第九十一回会期において採択したもの)、特に国内の課題において職業上の安全及び健康を優先させることを確保することに関連するものを想起し、

各国の安全及び健康に関する危害防止の文化を継続的に促進することが重要であることを強調し、

会期の議事日程の第四議題である職業上の安全及び健康に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条約と称することができ、る。)を二千六年六月十五日に採択する。

I 定義

第一条

この条約の適用上、

(a) 「国内政策」とは、千九百八十一年の職業上の安全及び健康条約(第百五十五号)第四条に規定する原則に従って定める職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する国内政策をいう。

(b) 「職業上の安全及び健康に関する国内制度」

又は「国内制度」とは、国内政策並びに職業上の安全及び健康に関する国内計画を実施するための主要な枠組みを提供する基盤となる制度をいう。

(c) 「職業上の安全及び健康に関する国内計画」又は「国内計画」とは、所定の期間内に達成すべき目的、職業上の安全及び健康の改善のために定める措置の優先順位及び手段並びに進展を評価する手段を含む国内計画をいう。

(d) 「各国の安全及び健康に関する危害防止の文化」とは、安全かつ健康的な作業環境についての権利がすべての段階において尊重され、一定の権利、責任及び義務に関する制度を通じて政府、使用者及び労働者が安全かつ健康的な作業環境の確保に積極的に参加し、並びに予防の原則が最優先される文化をいう。

II 目的

第二条

1 この条約を批准する加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で国内政策、国内制度及び国内計画を定めることにより、職業上の負傷、疾患及び死亡を予防するために職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進する。

2 加盟国は、職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関連する国際労働機関の文書に定める原則を考慮に入れた上で、職業上の安全

及び健康に関する国内制度及び国内計画を通じて安全かつ健康的な作業環境を漸進的に達成するための積極的な措置をとる。

3 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康に関連する国際労働機関の条約を批准するためいかなる措置をとることができるかを定期的に検討する。

III 国内政策

第三条

1 加盟国は、国内政策を定めることにより、安全かつ健康的な作業環境を促進する。

2 加盟国は、すべての関連する段階において、安全かつ健康的な作業環境についての労働者の権利を促進し、及び発展させる。

3 加盟国は、国内政策を定めるに当たり、国内事情及び国内慣行に照らし、かつ、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、基本原則(例えば、職業上の危険性又は有害性を評価し、及びこれに根本的に対処すること並びに情報、協議及び訓練を含む各国の安全及び健康に関する危害防止の文化を発展させること)を促進する。

IV 国内制度

第四条

1 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康に関する国内制度を定め、維持し、漸進的に発

展させ、及び定期的に検討する。

2 職業上の安全及び健康に関する国内制度には、特に、次のものを含める。

(a) 職業上の安全及び健康に関する法令(適当な場合には労働協約)及び他の関連文書

(b) 職業上の安全及び健康について責任を有する機関又は団体であつて、国内法及び国内慣行に従って指定するもの

(c) 国内法令の遵守を確保するための仕組み(監督制度を含む。)

(d) 経営者と労働者又はその代表との間で行われる協力(職場に関連する予防措置の基本的要素であるもの)を企業の段階において促進するための仕組み

3 職業上の安全及び健康に関する国内制度には、適当な場合には、次のものを含める。

(a) 職業上の安全及び健康の問題を取り扱う国内の三者の間の諮問機関

(b) 職業上の安全及び健康に関する情報及び助言に係るサービス

(c) 職業上の安全及び健康に関する訓練の提供

(d) 国内法及び国内慣行に従って提供される職業上の健康に係るサービス

(e) 職業上の安全及び健康に関する研究

(f) 職業上の負傷及び疾患に関するデータの収集及び分析のための仕組みであつて、国際労働機関の関連文書を考慮に入れたもの

(g) 職業上の負傷及び疾患を対象とする関連の

保険制度又は社会保障制度との協力に関する措置 (h) 零細企業、中小企業及び非公式な経済における職業上の安全及び健康に関する状況を漸進的に改善することを支援する仕組み V 国内計画 第五条 1 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康に関する国内計画を定め、実施し、監視し、評価し、及び定期的に検討する。 2 国内計画は、 (a) 各国の安全及び健康に関する危害防止の文化の発展を促進する。 (b) 職業上の負傷、疾患及び死亡を予防し、並びに職場における安全及び健康を促進するため、国内法及び国内慣行に従って、かつ、合理的に実行可能な限り、職業上の危険性又は有害性を除去し、又は最小限にすることにより、労働者の保護に貢献する。 (c) 職業上の安全及び健康に関する国内の状況の分析(職業上の安全及び健康に関する国内制度の分析を含む。)に基づいて定められ、及び検討される。 (d) 目的、対象及び進展の指標を含む。 (e) 可能な場合には、安全かつ健康的な作業環境を漸進的に達成することを支援するその他	の補完的な国内計画等によって補強される。 3 国内計画は、広く公表するものとし、可能な範囲で、最上級の国内機関により承認され、及び開始される。 VI 最終規定 第六条 この条約は、いかなる国際労働条約及び国際労働勧告も改正するものではない。 第七条 この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知される。 第八条 1 この条約は、加盟国であつて自国による批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。 2 この条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。 3 この条約は、その効力が生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。 第九条 1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。	2 この条約を批准した加盟国であつて1に規定する十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、新たな十年の期間の最初の年に、この条約に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。 第十条 1 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録についてすべての加盟国に通報する。 2 国際労働事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録について加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。 第十一条 国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。 第十二条 理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。 第十三条 1 総会がこの条約を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、	(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約が自国について効力を生じたときは、第九条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。 (b) この条約は、その改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。 2 この条約は、これを批准した加盟国であつて1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。 第十四条 この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。 以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて二千六年六月十六日に閉会を宣言されたその第九十五回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。 以上の証拠として、我々は、二千六年六月十六日に署名した。 総会議長 チエストミル・サイダ 国際労働事務局長 ホアン・ソマビエ
--	--	--	--

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

国際労働機関(以下「ILO」という。)は、政府、使用者及び労働者の三者の代表を構成員とする国際機関であり、これら三者間の議論を通じて、多くのILO条約及びILO勧告を設定し、労働者の労働条件及び職業環境の向上に貢献してきた。

近年、職業上の安全及び健康に関する危害防止の文化の発展並びに国の段階での計画的及び継続的な枠組みの確立が重要であるという認識が高まる中、平成十八年の第九十五回ILO総会において、本条約が採択された。

本条約は、各国の安全及び健康に関する危害防止を促進し、並びに国内政策、国内制度及び国内計画を定めることにより、職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進することについて定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 加盟国は、就業中に生ずる事故及び健康障害を防止すること等を目的とする国内政策を定めることにより、安全かつ健康的な作業環境を促進すること。

2 加盟国は、国内政策を定めるに当たり、職業上の危険性又は有害性を評価し、及びこれに根本的に対処すること等の基本原則を促進すること。

3 加盟国は、職業上の安全及び健康に関する国内制度を定め、維持し、漸進的に発展させ、及び定期的に検討すること。

4 国内制度には、特に、法令、責任を有する機関、監督制度等を含めること。

5 加盟国は、職業上の安全及び健康に関する国内計画を定め、実施し、監視し、評価し、及び定期的に検討すること。

6 国内計画は、広く公表するものとし、可能な範囲で、最上級の国内機関により承認され、及び開始されること。

なお、本条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国において、職業上の負傷、疾患及び死亡を予防し、職業上の安全及び健康を促進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月二十三日

外務委員長 山口 泰明
衆議院議長 河野 洋平殿

株式会社日本政策投資銀行法案

右

国会に提出する。

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

株式会社日本政策投資銀行法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 業務等(第三条―第二十五条)

第三章 雑則(第二十六条―第二十九条)

第四章 罰則(第三十条―第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本政策投資銀行という文字を使用してはならない。

2 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。

二 資金の貸付けを行うこと。

三 資金の出資を行うこと。

四 債務の保証を行うこと。

五 有価証券(第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)を行うこと(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)

六 有価証券の貸付けを行うこと。

七 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。

八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券(資産流動化計画において当該特定

社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあつては、特定短期社債を除く。その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。	て当該金融商品取引業者のために行うものに限る。）。 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券（当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと（第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。）。	な業務を営むことができる。 3 第一項第五号及び第六号並びに第五項の「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。 4 第一項第五号及び第九号並びに次項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債 二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第二項に規定する短期投資法人債 三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五十五号）第二条第八項に規定する特定短期社債 四 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。 ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。	ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。 5 第一項第七号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第九号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。 6 第一項第八号の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」、「特定短期社債」又は「優先出資証券」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項又は第七項から第九項までに規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債、特定短期社債又は優先出資証券をいう。 7 会社が第一項第十号に掲げる業務を営む場合には、銀行法第五十二条の三十六第一項の規定その他同号に規定する政令で定める金融業を行う者に関し適用される同項の規定に相当する規定であつて政令で定めるものは、適用しない。（金融商品取引法の規定の読替え適用等） 第四条 会社についての金融商品取引法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。 十 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）を行うこと（第七号に掲げる業務に該当するものを除く。）。 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと（募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）の委託を受け	十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要	口 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。	

官 報 (号 外)

第二条第八項	「協同組織金融機関」という。)	「協同組織金融機関」という。) 株式会社日本政策投資銀行
第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第三十三條、第三十三條の二、第三十三條の五第二項、第三十三條の七、第五十八條、第六十六條及び第二百二條第二項各号	協同組織金融機関	協同組織金融機関、株式会社日本政策投資銀行
第三十三條の八第一項	金融機関である場合	金融機関である場合又は株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)第三條第一項第十六号に掲げる業務を行う場合

2 会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項において同じ。)、監査役若しくは執行役又は使用人は、財務大臣の認可を受けた場合を除くほか、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねてはならない。 3 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の同意を得なければならない。	4 前二項の場合において、財務大臣又は内閣総理大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれ又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を除き、第二項の認可又は前項の同意をしなければならない。 (日本政策投資銀行債の発行) 第五條 会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。 2 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百二條の規定は、会社が日本政策投資銀行債を発行する場合に、適用しない。
3 会社は、外国を発行地とする日本政策投資銀行債に限り、その社債券(その利札を含む。以下この項並びに第十三條第三項及び第四項第一号において同じ。)を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、日本政策投資銀行債の社債券を発行することができる。 (日本政策投資銀行債の発行方法) 第六條 日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合に、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。 2 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合に、当該社債券の応募者との間で、当該社債券に係る保護預り契約であつて財務省令・内閣府令で定める事項を内容とするものを締結してはならない。 3 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合においては、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。 4 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合に、その券面に次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 会社の商号 二 当該社債券に係る社債の金額 三 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の利率	四 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の償還の方法及び期限 五 当該社債券の番号 5 会社は、売出しの方法により日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。 一 売出期間 二 日本政策投資銀行債の総額 三 数回に分けて日本政策投資銀行債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期 四 日本政策投資銀行債発行の価額又はその最低価額 五 社債等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨 六 前項第一号から第四号までに掲げる事項 6 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合においては、割引の方法によることができる。 (日本政策投資銀行債の消滅時効) 第七條 会社が発行する日本政策投資銀行債の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。 (通貨及証券模造取締法の準用) 第八條 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、会社が発行する日本政策投資銀行債の社債券の模造について準用する。

(預金の受入れ等を開始する場合の特例)

第九条 会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、財務大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による協議があつた場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

5 会社が第一項の承認を受けた場合における会社が営む業務については、銀行法第四第一項及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第四第一項の規定は、適用しない。

(銀行法の準用)

第十条 銀行法第十二条の二、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十四条、第十四条の二、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第五十七条の四(第一号に係る部分に限る。)の規定は、前条第一項の承認を受けた会社について準用する。この場合において、これらの規定

(同法第十三条の四後段を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、「内閣府令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、同法第十三条の四の「第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二」とあるのは「第三十八条の二」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 前項において読み替へて準用する銀行法第十三条の四において読み替へて準用する金融商品取引法の規定の適用については、当該規定中「内閣府令」とあるのは、「財務省令・内閣府令」とする。

3 政府は、第一項において読み替へて準用する銀行法の規定に基づき命令を定めるに当たつては、前条第一項の承認をする時点における会社の資金の貸付けその他の業務の利用者の利益が不当に侵害されないよう、配慮しなければならない。

(事業年度)

第十一条 会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(株式)

第十二条 会社は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しく

は新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を交付した後、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

第十三条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 会社は、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行したとき、又は借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。

3 会社は、外国を発行地とする社債に限り、その社債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、社債券を発行することができる。

4 第一項後段及び第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて、社債の社債券又は日本政策投資銀行債の社債券(次号及び第二十五条第二項において「社債券等」という。)を発行した場合

二 第五条第三項又は前項の規定により社債券等を発行した場合

(受信限度額及び与信限度額)

第十四条 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金(資本準備金及び利益準備金をいう。以下この条において同じ。)の額の合計額の十四倍に相当する額を超えることとなつてはならない。ただし、社債及び日本政策投資銀行債については、発行済みの旧銀行債券(附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号。以下「旧政投銀法」という。)第四十三条第一項又は第四項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する銀行債券をいう。以下同じ。)、社債又は日本政策投資銀行債の借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、当該額を超えて発行することができる。

一 預金の現在額

二 借入金の現在額

三 旧政投銀法第四十二条第五項の規定に基づき受け入れた寄託金の現在額

四 旧銀行債券の元本に係る債務の現在額 五 発行した社債及び日本政策投資銀行債の元本に係る債務の現在額 六 いずれの名義をもつてするかを問わず、前各号に掲げるものと同様の経済的性質を有するものの現在額 2 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金の額並びに前項本文の規定による限度額の合計額を超えることとなつてはならない。 一 資金の貸付け及び譲り受けた債権(第三号に規定する有価証券に係るものを除く。)の現在額 二 保証した債務の現在額 三 取得した有価証券(第三条第三項に規定する有価証券をいい、金融商品取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)並びに次号の資金の出資に係るものを除く。)の現在額 四 資金の出資の現在額 (代表取締役等の選定等の決議) 第十五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (取締役の兼職の認可) 第十六条 第四条第二項の規定の適用がある場合	を除くほか、会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。 2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならぬ。 (事業計画) 第十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (償還計画) 第十八条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金金の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (認可対象子会社) 第十九条 会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。	一 銀行 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。) 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。) 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。) 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。) 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第一百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。) 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者 (定款の変更等) 第二十条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 財務大臣は、前項の認可(合併、会社分割及び解散の決議に係るものに限る。)をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。 (貸借対照表等の提出) 第二十一条 会社は、事業年度ごとに、財務省令	で定めるところにより、当該事業年度の間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。 (財政融資資金の運用に関する特例) 第二十二条 財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。 第二十三条 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。 2 財政融資資金を社債等又は旧銀行債券に運用する場合においては、社債等及び旧銀行債券の発行残高の十分の五又は会社の一回に発行する社債等の十分の六を超える割合の社債等又は旧銀行債券の引受け、応募又は買入れ(旧銀行債券にあつては、買入れに限る。以下この項において「引受け等」という。)を行つてはならない。
---	---	--	---

この場合において、財政融資資金により引受け等を行う社債等又は旧銀行債券は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

第二十四条 第二十二條の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前条第一項の規定により社債等に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の規定の適用については、会社を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

(債務保証)

第二十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券等を失った者に交付するために会社法第六百九十九條第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて発行する社債券等又は第五條第三項若しくは第十三條第三項の規定により発行する社債券等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第三章 雑則

(監督上の措置)

第二十六条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、会社の業務若しくは財産又は会社及びその子会社(会社法第二條第三号に規定する子会社であつて、認可対象子会社に該当するものに限る。次條第二項及び第五項並びに第三十三條第二項において同じ。)の財産の状況に照らして会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは会社の財産の供託を命ずることその他業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十七条 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対して報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときその他この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社の子会社若しくは会社からその業務の委託を受けた者(以下この項、第五項及び第三十三條第二項において「受託者」という。)に対して会社の業務の状況に関し参考となるべき報告をさせ、又はその職員に、会社の子会社若しくは受託者の施設に立ち入り、会社の業務の状況に関し参考となるべき業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 会社の子会社又は受託者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

(権限の委任)

第二十八条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 会社が第九條第一項の承認を受けた場合には、前各項の規定は、適用しない。

(主務大臣)

第二十九条 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九條第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

一 第十条において読み替えて準用する銀行法の規定に関する事項

二 第二十六條第二項の規定による命令(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときに制限するものに限る。)に関する事項

三 第二十七條第一項の規定による報告徴収及び立入検査(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときに制限するものに限る。)に関する事項

四 第二十七條第二項の規定による報告徴収及び立入検査(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときに制限するものに限る。)に関する事項

2 前項ただし書の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事項に係る権限は、財務大臣又は

内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。 3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。 一 財務大臣 内閣総理大臣 二 内閣総理大臣 財務大臣 4 第一項ただし書の場合において、第三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、第十三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（日本政策投資銀行債の発行に係るものについては、財務大臣及び内閣総理大臣）」と、第二十条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び内閣総理大臣」と、第二十一条中「財務省令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）とあるのは「財務省令（第九条第一項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）にあつては、財務省令・内閣府令）で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣（同項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度にあつては、財務大臣及び内閣総理大臣）」と読み替えるものとする。	5 財務大臣は、第一項ただし書の場合において、第三条第一項第七号又は第八号の財務省令を改正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の同意を得なければならない。 6 内閣総理大臣は、この法律による権限（前条第一項から第三項までの規定によるものその他政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。 7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。 第四章 罰則 第三十条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。 2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。 第三十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。 第三十二条 第三十条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。	2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。 第三十三条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。 2 第二十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした会社の子会社又は受託者の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。 第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。 一 第三条第二項の規定に違反して、業務を営んだとき。 二 第四条第二項又は第十六条第一項の規定に違反して、兼職の認可を受けなかつたとき。 三 第九条第一項の規定に違反して、預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始したとき。 四 第十二条第一項の規定に違反して、募集株	式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。 五 第十二条第二項の規定に違反して、株式を交付した旨の届出を行わなかつたとき。 六 第十三条第一項の規定に違反して、基本方針の認可を受けなかつたとき。 七 第十三条第二項の規定に違反して、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行した旨又は借入金の借入れをした旨の届出を行わなかつたとき。 八 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、限度額又は合計額を超えることとなつたとき。 九 第十七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。 十 第十八条の規定に違反して、償還計画の認可を受けなかつたとき。 十一 第十九条の規定に違反して、認可対象子会社を子会社としたとき。 十二 第二十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。 十三 第二十六条第二項の規定による命令に違反したとき。 第三十五条 第二条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
---	---	---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第一項第五号及び第十一号から第十七号まで、第三項、第四項第二号並びに第五項、第四号、第十号、第十四条第二項第三号、第十九条第三号並びに附則第二十一條の規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第十九条第四号の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三 附則第二十六條から第六十條まで及び第六十二條から第六十五條までの規定 平成二十年十月一日

(政府保有株式の処分)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六條第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

第四条 会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則第二十六條を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二條第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金金の借入れをすることができ

2 政投銀は、この法律の施行の日の属する事業年度にあつては同日以後遅滞なく、平成二十年四月一日に始まる事業年度にあつては同日の前日までに、前項の規定による長期借入金金の借入れについて、借入れの金額及び長期借入金金の表示通貨その他の長期借入金金の借入れに係る基本

方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 政投銀は、第一項の規定による長期借入金金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。

4 第一項の規定による長期借入金については、政投銀法第四十二條第一項の借入金とみなして、政投銀法第四十四條の規定を適用する。

5 政投銀が、準備期間中に政投銀法第四十二條第二項の規定による短期借入金金の借入れをした場合には、同条第三項の規定については、同項中「当該事業年度内」とあるのは、「二年以内」とする。

6 政投銀が第一項の規定による長期借入金金の借入れをする場合には、政投銀法第十三條第二項第一号中「この法律、この法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)若しくはこれらの法律に基づく命令」と、政投銀法第四十八條中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法並びにこれらの法律に基づく政令」と、政投銀法第四十九條、第五十條第一項及び第五十二條中「この法律」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法」と、政投銀法第五十四條第一号及び第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策投資銀行

法」とする。

7 第一項から第四項まで及び前項に規定する「長期借入金」とは、銀行その他の金融機関からの借入金であつて、第五項の規定により読み替えて適用する政投銀法第四十二條第三項に規定する短期借入金以外の借入金をいう。

8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であつて平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

(設立委員)

第五条 財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第六条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第七条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができ

一 株式の数(会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)
二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)
三 資本金及び資本準備金の額に関する事項

官 報 (号 外)

2 会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第九条の規定により政投銀が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)」とする。 (株式の引受け) 第八条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政投銀が引き受けるものとし、設立委員は、これを政投銀に割り当てるものとする。 2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。 (出資) 第九条 政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。 (創立総会) 第十条 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号) 附則第八条第一項の規定による株式の割当後」とする。	(会社の成立) 第十一条 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る給付は、附則第二十六条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。 (設立の登記) 第十二条 会社は、会社法第九十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。 (政府への無償譲渡) 第十三条 政投銀が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。 (会社法の適用除外) 第十四条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。 (政投銀の解散等) 第十五条 政投銀は、会社の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて会社が承継する。 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時にいて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項	は、政令で定める。 4 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、政投銀の解散の日の前日に終わるものとする。 5 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、旧政投銀法第三十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第四十条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、旧政投銀法第三十八条第一項中「を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごと」とあるのは「並びに」と、「これらの半期及び事業年度ごとに作成」とあるのは「作成」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十年十二月三十一日まで」と、旧政投銀法第三十九条中「毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度に係るのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算を平成二十年十一月三十日」と、旧政投銀法第四十条第三項中「翌事業年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。 6 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧政投銀法第四十一条の利益金の処分及び国庫への納付については、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。	年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。 7 第一項の規定により政投銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 (承継される財産の価額) 第十六条 会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によるのが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。 (権利及び義務の承継に伴う経過措置) 第十七条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧北東債券(旧政投銀法附則第十七条第二号の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号。以下この項において「旧北東公庫法」という。))第二十七条第一項の規定に基づき発行された北海道
---	---	--	--

東北開発債券をいう。)及び利札については、旧北東公庫法第二十七条第三項及び第四項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について旧政投銀法第四十五条第一項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

4 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧政投銀法附則第十七条第一号の規定による廃止前の日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号。以下この項において「旧開銀法」という。)第三十七条の二第一項又は第二項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する外貨債券等に係る債務について旧開銀法第三十七条の三第一項又は第二項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該外貨債券等に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

5 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る旧銀行債券

の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

(主務大臣)

第十八条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣

二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

(事業年度に関する経過措置)
第十九条 会社の最初の事業年度は、第十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

(基本方針等に関する経過措置)
第二十条 会社の最初の事業年度の基本方針、事業計画及び償還計画については、第十三条第一項、第十七条及び第十八条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

2 会社の最初の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、第二十一条中「事業年度ごと」とあるのは「会社の成立の日

の属する事業年度」と、「当該事業年度の中間事業年度当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

3 会社が第九条第一項の承認を受けた場合における前項の規定の適用については、同項において読み替えて適用する第二十一条中「財務省令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」とする。

(登録金融機関業務等に関する特例)

第二十一条 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して三月間当該期間内に金融商品取引法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務(同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいい、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の八第一項の規定に基づき行われる第三条第一項第十六号に掲げる業務を含む。以下この条において同じ。)の廃止を命ぜられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の二の規定にかかわらず、登録金融機関業務を行うことができる。会社が当該期間中に同条の登録の申請をした場合において当

該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2 前項の規定により会社が登録金融機関業務を行う場合においては、会社を登録金融機関(金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)とみなして、同法(第三十三条の六、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第五十条の二第二項、第五十二条の二第一項第二号及び第三項、第五十四条並びに第六十四条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項(第二号を除く。)中「第三十三条の二の登録を取り消し」とあるのは「登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十四条の二第一号中「第五十二条第一項又は第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若しくは第三十条第一項の認可を取り消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十六条第一項中「第十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消された」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替

えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた」と、同法第九十四条の三第三号中「第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあり、及び同法第九十四条の四第一項第五号中「第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定による登録金融機関業務の廃止の命令」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。	又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。 (登録免許税に係る課税の特例) 第二十二條 附則第十二條の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。 2 政投銀が附則第四十八条の規定の施行前に締結した契約に基づき、会社が旧政投銀法第二十条第一項第一号に規定する業務に係る債権で附則第十五条第一項の規定により政投銀から承継したものを担保するために受ける先取特権、質権若しくは抵当権の保存、設定若しくは移転の登記若しくは登録又は動産の譲渡若しくは債権の譲渡の登記に係る登録免許税については、附則第四十八条の規定による改正前の登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十二の項の規定は、なおその効力を有する。 (法人税に係る課税の特例) 第二十三條 政投銀が会社に対し行う附則第九条の規定による出資(以下この条において「特定現物出資」という。)は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他法人税に關する法令の規定を適用する。 2 前項の規定により法人税法その他法人税に關する法令の規定の適用を受ける場合の特定現物	出資により移転する政投銀の資産及び負債については、附則第十六条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただし、貸倒引当金については次項の規定により会社に引き継ぐものとされる金額を帳簿価額とみなし、退職給付引当金その他の政令で定める引当金の金額についてはこれらの帳簿価額を零とする。 3 政投銀の特定現物出資の日の前日の属する事業年度(次項において「最後事業年度」という。)において法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第一項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額又は同条第二項の規定により計算される同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、同条第七項の規定にかかわらず、会社に引き継ぐものとする。この場合において、会社が引継ぎを受けた金額は、会社の特定現物出資の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。 4 会社は、特定現物出資の日から起算して三月以内に政投銀の最後事業年度の旧政投銀法第三十八条第一項に規定する財務諸表を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 (地方税に係る課税の特例) 第二十四條 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課すること	とができない。 (政令への委任) 第二十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立及び政投銀の解散に關し必要な事項その他これらの規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。 (日本政策投資銀行法の廃止) 第二十六條 日本政策投資銀行法は、廃止する。 (政投銀法の廃止に伴う経過措置) 第二十七條 前条の規定の施行前に旧政投銀法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 2 旧政投銀法附則第十六条第五項及び第六項の規定は、会社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第五項の選定事業者に対し行う資金の貸付けについては、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧政投銀法附則第十六条第五項中「日本政策投資銀行」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行」と、第二十条第一項第一号の規定により同法とあるのは「同法」と、同条第六項中「日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け(民間都市開発の推進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け」と、「日本政策投
3 会社が前項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた場合における同法第三十三条の五第一項第一号の規定の適用については、会社を同法第五十二条の二第一項の規定により同法第三十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。 4 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して一年間は、金融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につき当該期間内に同項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日			

資銀行に對し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行に對し」とする。

3 前二項に規定するもののほか、政投銀法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十八條 附則第二十六條の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(臨時金利調整法の一部改正)

第二十九條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中、「無尽会社」を削り、「恩給金庫、庶民金庫、地方農業會、漁業會」を「株式会社日本政策投資銀行、農業協同組合、農業協同組合連合會、漁業協同組合、漁業協同組合連合會、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合會」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「昭和二十四年法律第百八十一号」を加え、「受入」を「受入れ」に改め、同條第二項中「利廻、無尽掛金の利廻」を「利回り」に、「貸付」を「貸付け」に、「当座貸越」を「当座貸越し」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正)

第三十條 次に掲げる法律の規定中、「日本政策投資銀行」を削る。

一 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する

る法律(昭和二十五年法律第六十一号)第一條

第一項

二 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第九條第一項

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 前條第一号の規定の施行前に政投銀が有していた同号の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二條第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 附則第三十條第二号の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「旧予算職員責任法」という。)第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する公庫等予算執行職員、公庫等の現金出納職員又は公庫等の物品管理職員である政投銀の職員が同号の規定の施行前にした行為については、旧予算職員責任法の規定は、同号の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(電氣事業会社の日本政策投資銀行からの借入金金の担保に関する法律の一部改正)

第三十三條 電氣事業会社の日本政策投資銀行からの借入金金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

第一條第一項中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中、「日本政策投資銀行」を削る。

附則第九條に次の二項を加える。

15 株式会社日本政策投資銀行(次項において「会社」という。)に對する第七十二條の二十一及び第七十二條の二十二の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、第七十二條の二十一第一項及び第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額(これらの額が一兆円を超える場合には、一兆円とする。)」とする。

16 前項の場合における会社に對する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額(同項の規定により適用される第七十二條の二十一第三項又は第七十二條の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらの金額を控除した後の金額とする。)から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該資本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得

た金額を控除するものとする。この場合における第七十二條の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次條第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次條第一項若しくは第二項又は附則第九條第十六項」とする。

一 平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 十分の九

二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の四

三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の三

四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の二

五 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の一

(國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第三十五條 國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、同項第六号中「前各号」を

「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。 (信用保証協会法の一部改正) 第三十六条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。 第二十号第一項第一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第三号中「若しくは日本政策投資銀行を削り、「貸付」を「貸付け」に、「借入」を「借入れ」に改める。 (信用保証協会法の一部改正に伴う経過措置) 第三十七条 信用保証協会が前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の信用保証協会法第二十条第一項第三号の規定に基づき行った債務の保証については、なお従前の例による。 (出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正) 第三十八条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。 第三条中「並びに」を、「株式会社日本政策投資銀行並びに」に、「貸付」を「貸付け」に改める。 (準備預金制度に関する法律の一部改正) 第三十九条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。 七 株式会社日本政策投資銀行	第二条第三項第二号中「定めるもの」の下に「債券の券面が発行されていない場合にあつては、当該債券の券面に表示されるべき権利」を加える。 (企業担保法の一部改正) 第四十条 企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。 附則第二項から第十七項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。 (企業担保法の一部改正に伴う経過措置) 第四十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の企業担保法附則第二項の規定により設定された企業担保権については、なお従前の例による。 (行政事件訴訟法等の一部改正) 第四十二条 次に掲げる法律の表日本政策投資銀行の項を削る。 一 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)別表 二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表 三 法人税法別表第一第一号の表 四 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)別表第三第一号の表 五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一 六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別	表 (行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置) 第四十三条 前条第一号の規定の施行前に同号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された政投銀を被告とする抗告訴訟(附則第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)の管轄については、なお従前の例による。 (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第四十四条 附則第四十二条第五号の規定の施行前に同号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき政投銀がした行為及び政投銀に対してなされた行為(附則第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、なお従前の例による。 (独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第四十五条 附則第四十二条第六号の規定の施行前に同号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)の規定に基づき政投銀がした行為及び政投銀に対してなされた行為(附則第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、なお従前の例による。	2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、政投銀が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 政投銀の役員又は職員であつた者 二 政投銀から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者 3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た政投銀が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報(自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。) 4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。 (印紙税法の一部改正) 第四十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。 別表第二日本政策投資銀行の項を削る。 別表第三の文書名の欄中「並びに日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)附則第三十六条(地域振興整備公団法の一部改正)の規定による改正前の地域振興整備公団法第十九条第
--	--	--	--

一項第二号及び第七号に規定する貸付けに係る業務」を削る。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する旧政投銀法附則第三十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十三年法律第九十五号)第十九条第一項第二号及び第七号に規定する貸付けに係る業務に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

(登録免許税法の一部改正)

第四十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第三中二十二の項を削り、二十三の項を二十二の項とし、二十三の二の項を二十三の項とする。

(石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正)
第四十九条 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「政府は、日本政策投資銀行」を「政府は、株式会社日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行等」を「株式会社日本政策投資銀行等」に改め、同条第三項中「日本政策投資銀行等」を「株式会社日本政策投資銀行等」に改める。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正)

第五十条 石油代替エネルギーの開発及び導入の

促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条(見出しを含む。)中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第五十一条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「日本政策投資銀行及び」を「株式会社日本政策投資銀行及び」に、「日本政策投資銀行等」を「株式会社日本政策投資銀行等」に改める。

第十六条第二項中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

第十七条の見出し中「日本政策投資銀行法等」を「沖縄振興開発金融公庫法」に改め、同条第一項中「日本政策投資銀行等」は、日本政策投資銀行にあつては日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第二十條第一項の規定によるもののほか、財務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫にあつては「沖縄振興開発金融公庫法」に改め、同条第二項中「日本政策投資銀行等」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、

「日本政策投資銀行法第五十四條第一号中「場合」とあるのは「場合及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七條第一項の規定により

財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七條第一項の規定による拠出」とし」を削る。

(エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第五十二条 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「日本政策投資銀行その他」を「株式会社日本政策投資銀行その他」に、「日本政策投資銀行等」を「株式会社日本政策投資銀行等」に改める。

(旧運輸施設整備事業団法の一部改正)

第五十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第七項中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第五十四条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行又は」に改める。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正)

第五十五条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(独立行政法人国際協力機構法の一部改正)

第五十六条 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「又は日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第四十三條第一項」を削り、「国際協力銀行法第四十七條第二項又は日本政策投資銀行法第四十五條第二項」を「同法第四十七條第二項」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第五十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第二項中「前項の業務のほか、」の下に「株式会社日本政策投資銀行法平成十九年法律第 号」附則第十五條第一項の規定による解散前の」を、「鉱工業等を営む者に対し

平成十九年五月二十四日 衆議院会議録第三十四号 株式会社日本政策投資銀行法案及び同報告書

て」の下に「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十六条の規定による廃止前の」を加え、「日本政策投資銀行に対し」を「株式会社日本政策投資銀行に対し」に改める。 (財政融資資金の独立行政法人中小企業基盤整備機構への運用に関する特例) 第五十八条 附則第一条第三号に定める日前に中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第三条第一項の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条において「中小機構」という。)が同項の規定による解散前の地域振興整備公団から承継した長期借入金(財政融資資金による貸付けに係るものである場合における当該長期借入金についての同号に定める日以後における財政融資資金法第十条第一項の規定の適用については、中小機構を同項第七号に規定する法人とみなす。(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正) 第五十九条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を次のように改正する。 第六条第一項中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行(以下「旧日本政策投資銀行」という。))に改める。 附則第三条第六項及び第十一項並びに第四条	中「日本政策投資銀行」を「旧日本政策投資銀行」に改める。 附則第五条中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。 (財政融資資金の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への運用に関する特例) 第六十条 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下この条において「鉄道・運輸機構」という。)の業務に要する経費に充てるため鉄道・運輸機構が借入れをする場合における鉄道・運輸機構に対する貸付け(第三項において単に「貸付け」という。)に運用することができる。 2 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、鉄道・運輸機構の業務に要する経費に充てるため鉄道・運輸機構が発行する債券(次項において「鉄道・運輸機構債券」という。)に運用することができる。 3 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前項の規定により鉄道・運輸機構債券に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の規定の適用については、鉄道・運輸機構を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。 (株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する	る法律の一部改正) 第六十一条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。 附則第三十四条の次に次の一条を加える。 (株式会社日本政策投資銀行法の一部改正) 第三十四条の二 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第三条第四項第一号及び第四号、第六条第五項第五号並びに第十三条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正) 第六十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。 第二百六十一条を次のように改める。 第二百六十一条 削除 (特別会計に関する法律の一部改正) 第六十三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する	る。 第八十五条第二項第二号中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。 (犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正) 第六十四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第二条第二項第十五号の次に次の一号を加える。 十五の二 株式会社日本政策投資銀行 第二十条第一項第六号の次に次の一号を加える。 六の二 第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)第二十九条第一項に規定する主務大臣 (国土交通省設置法の一部改正) 第六十五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。 第四条第二十八号を次のように改める。 二十八 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産(北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
---	--	---	--

山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）
における政令で定めるものに限る。）の管理
に関すること。

(検討)

第六十六条 政府は、附則第一条第三号に定める
日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行か
らの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の
確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開
発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発
の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使
用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業
活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の
活用による公共施設等の整備等の促進に関する
法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）
の規定により政投銀の投融資機能が活用されて
いる制度について、当該制度の利用者の利便に
も配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件
を確保するための措置を検討し、その検討の結
果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。
（会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活
用）

第六十七条 政府は、会社の長期の事業資金に係
る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以
後において活用する場合には、他の事業者との
間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争
条件を確保するための措置その他当該投融資機
能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

理 由

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革
の推進に関する法律に基づき日本政策投資銀行を
完全民営化するとともに、その長期の事業資金に
係る投融資機能の根幹を維持するため、日本政策
投資銀行を解散して新たに株式会社日本政策投資
銀行を設立し、その目的、業務の範囲等に関する
事項を定める必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

株式会社日本政策投資銀行法案（内閣提出）
に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、「簡素で効率的な政府を実現するた
めの行政改革の推進に関する法律」に基づき、
日本政策投資銀行を完全民営化するとともに、
その長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を
維持するため、日本政策投資銀行を解散して新
たに株式会社日本政策投資銀行（以下「新会社」
という。）を設立し、その目的、業務の範囲等
に関する事項を定めるものであり、その主な内容
は次のとおりである。

1 完全民営化の実現に向けて経営の自主性を
確保しつつ、長期の事業資金に係る投融資機
能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を
必要とする者に対する資金供給の円滑化及び
金融機能の高度化に寄与することを新会社の
目的とすること。

2 譲渡性預金等の受入れ、資金の貸付け、資
金の出資等を行うことを新会社の業務とする
こと。

3 新会社の業務の健全かつ適切な運営を確保
するため、財務及び会計、監督等について、
所要の規定を整備すること。

4 政府は、新会社の株式について、市場の動
向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十年
十月一日から起算しておおむね五年後から七
年後を目途として、その全部を処分し、処分
後、直ちにこの法律を廃止するための措置等
を講ずること。

5 この法律は、別段の定めがあるものを除
き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、「簡素で効率的な政府を実現するた
めの行政改革の推進に関する法律」に基づき、
日本政策投資銀行を完全民営化するとともに、
その長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を
維持するため、日本政策投資銀行を解散して新
会社を設立し、その目的、業務の範囲等に関す
る事項を定めるものであり、時宜に適うものと
認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十九年五月二十三日

財務金融委員長 伊藤 達也
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院会議録第二十六号中正誤

ページ 段 行 誤
二七 一 五 必 用

必要 正

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二二〇円